

# 平成28年度予算

## 補助金等の概要

平成28年4月  
宇都宮市

## 目 次

|   |                        |    |
|---|------------------------|----|
| 1 | 補助金等の定義について            | 1  |
| 2 | 平成28年度の補助金等の概要         | 2  |
| 3 | 今後の取り組み                | 4  |
| 4 | 補助金等一覧表                |    |
|   | （1）健康・福祉・安心分野          | 5  |
|   | （2）教育・学習・文化分野          | 17 |
|   | （3）生活環境分野              | 23 |
|   | （4）産業・経済分野             | 25 |
|   | （5）都市基盤分野              | 38 |
|   | （6）都市経営・自治分野           | 41 |
| 5 | 参考資料                   |    |
|   | 平成27年度で終了した補助金等一覧      | 45 |
|   | 交付にあたり市税等完納条件のある補助金等一覧 | 47 |

## 宇都宮市の補助金等の概要

本市では、市民サービスの向上など、行政目的を達成するための方策として、補助金等を交付しております。

補助金等につきましては、社会経済情勢が大きく変化する中、さらに公益性や公平性を高め、「第5次総合計画改訂基本計画」に基づく施策を推進するための行政評価との連携など、本来の目的と効果を確保するため継続的に見直しを行ってきました。

平成28年度当初予算の編成では、「第5次行政改革大綱」に基づく「行革プラン」による事務事業の見直しとの連携を図りながら、効果や必要性などの検証を行い、整理・合理化による見直しを行いました。

今後とも、継続的な見直しに取り組みながら、施策実現の効果的な手法のひとつとして、補助金等を有効に活用してまいります。

### 1 補助金等の定義について

- (1) 補助金：公益上必要があると認められる場合に支出するもので、市自らが実施主体になるよりも民間活力を有効に活用し、効率的に事業を実施するもの

<補助基準>

| 区 分                        |                     | 対 象 | 公 的 団 体  | 私 的 団 体      | 個 人      |
|----------------------------|---------------------|-----|----------|--------------|----------|
| 国・県補助を伴う補助金                |                     |     | 市負担分の範囲内 | 市負担分の範囲内     | 市負担分の範囲内 |
| 市<br>単<br>独<br>補<br>助<br>金 | ① 団体運営補助(助成的補助,その他) |     | 対象経費以内   | 1 / 2 以下     | —        |
|                            | ② 事業費補助 (奨励的補助,その他) |     | 対象経費以内   | 1 / 2 以下     | 1 / 3 以下 |
|                            | ③ 大会運営補助            |     | 対象経費以内   | 県補助の1 / 2 以下 | —        |
|                            | ④ 利子補給補助            |     | 5 %以内    | 5 %以内        | 5 %以内    |

- (2) 負担金：法令又は契約等により、市の責任として、経費の全部又は一部を負担するもの

- (3) 交付金：市が行うべき事務を事務効率化等の理由により、団体や組合等に依頼し、当該事務処理の報償として支出するもの

## 2 平成 28 年度の補助金等の概要

### (1) 補助金等の状況

(単位：千円)

補助金、負担金（工事負担金、出席負担金等を除く）、交付金を併せた補助金等の状況については、廃止等が 14 件で約 5 千万円、継続が前年度比約 2 億 3 千万円の減、新設等が 22 件で約 4 億 4 千万円となり、全体で、前年度比 8 件の増、約 1 億 6 千万円の増となりました。

※ 消費税の引き上げに際しての、低所得者層等への影響緩和による「臨時福祉給付金」（472,800 千円）及び「子育て世帯臨時特例給付金」（199,500 千円）を除く。

| 項目  | 平成27年度<br>A |           | 平成28年度<br>B |           | 増減<br>B - A |           |
|-----|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
|     | 件数          | 金額        | 件数          | 金額        | 件数          | 金額        |
| 廃止等 | 14          | 51,245    | —           | —         | △ 14        | △ 51,245  |
| 継続  | 335         | 8,956,447 | 335         | 8,724,124 | 0           | △ 232,323 |
| 新設等 | —           | —         | 22          | 439,898   | 22          | 439,898   |
| 合計  | 349         | 9,007,692 | 357         | 9,164,022 | 8           | 156,330   |

### ア 補助金の状況

(単位：千円)

補助金については、廃止等が 13 件で約 5 千万円、継続が前年度比約 5 千万円の減、新設等が 14 件で約 3 億 8 千万円となり、全体で、前年度比 1 件の増、約 2 億 8 千万円の増となりました。

※ 増減の主な内容

| 項目  | 平成27年度<br>A |           | 平成28年度<br>B |           | 増減<br>B - A |          |
|-----|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|----------|
|     | 件数          | 金額        | 件数          | 金額        | 件数          | 金額       |
| 廃止等 | 13          | 51,160    | —           | —         | △ 13        | △ 51,160 |
| 継続  | 241         | 7,634,056 | 241         | 7,585,352 | 0           | △ 48,704 |
| 新設等 | —           | —         | 14          | 379,378   | 14          | 379,378  |
| 合計  | 254         | 7,685,216 | 255         | 7,964,730 | 1           | 279,514  |

廃止等：栃木 S C クラブハウス建設費補助金（△15,000 千円）  
小学校米飯給食（委託加工）事業補助金（△11,526 千円）など

継続：公共交通利用環境整備事業費補助金（+179,097 千円）  
大手地区市街地再開発事業補助金（+143,350 千円）  
園芸作物生産施設等整備事業補助金（△566,243 千円）など

新設等：大規模建築物耐震改修等補助金（250,000 千円）  
保育所等利用定員増員促進費補助金（105,186 千円）など

## イ 負担金の状況

(単位：千円)

負担金については、廃止等が1件で約9万円、継続が前年度比約2千万円の減、新設等が3件で約1百万円となり、全体で、前年度比2件の増、約1千万円の減となりました。

### ※ 増減の主な内容

廃止：エコ・もりフェア共催負担金（△85千円）

| 項目  | 平成27年度<br>A |         | 平成28年度<br>B |         | 増減<br>B - A |          |
|-----|-------------|---------|-------------|---------|-------------|----------|
|     | 件数          | 金額      | 件数          | 金額      | 件数          | 金額       |
| 廃止等 | 1           | 85      | —           | —       | △ 1         | △ 85     |
| 継続  | 41          | 378,778 | 41          | 363,668 | 0           | △ 15,110 |
| 新設等 | —           | —       | 3           | 1,175   | 3           | 1,175    |
| 合計  | 42          | 378,863 | 44          | 364,843 | 2           | △ 14,020 |

継続：障がい者利用減免分負担金[健康交流センター]（+3,707千円）  
 社会保障・税番号制度中間サーバー・プラットフォーム負担金（△20,172千円）  
 市町村特別保証制度負担金（△4,898千円）など

新設等：宝木市営住宅共益費負担金（875千円）など

## ウ 交付金の状況

(単位：千円)

交付金については、廃止等が0件、継続が前年度比約1億7千万円の減、新設等が5件で約6千万円となり、全体で、前年度比5件の増、約1億1千万円の増となりました。

### ※ 増減の主な内容

廃止：なし

| 項目  | 平成27年度<br>A |         | 平成28年度<br>B |         | 増減<br>B - A |           |
|-----|-------------|---------|-------------|---------|-------------|-----------|
|     | 件数          | 金額      | 件数          | 金額      | 件数          | 金額        |
| 廃止等 | 0           | 0       | —           | —       | 0           | 0         |
| 継続  | 53          | 943,613 | 53          | 775,104 | 0           | △ 168,509 |
| 新設等 | —           | —       | 5           | 59,345  | 5           | 59,345    |
| 合計  | 53          | 943,613 | 58          | 834,449 | 5           | △ 109,164 |

継続：青年就農給付金（+17,250千円）  
 個人番号カード等関連事務交付金（△139,777千円）  
 機構集積協力金（△28,700千円）など

新設等：ジャパンカップサイクルロードレース開催（記念事業）交付金（38,750千円）など

(2) 補助金等の整理・合理化による見直しの状況

(単位：千円)

「行革プラン」による事務事業の見直しとの連携を図りながら行った、補助金等の整理・合理化については、廃止が 5 件で約 1 千万円、縮小が 30 件で約 6 千万円の減となり、35 件の補助金等において、約 7 千万円の減となりました。

※ 主な内容

廃 止：住宅用高効率給湯器設置費補助金（△8,000 千円）  
自治会活動参加促進事業補助金（△3,000 千円）など

縮 小：うつのみや市商工会事業補助金（△932 千円）など

| 項 目 | 平成27年度<br>A |         | 平成28年度<br>B |         | 増 減<br>B - A |          |
|-----|-------------|---------|-------------|---------|--------------|----------|
|     | 件数          | 金額      | 件数          | 金額      | 件数           | 金額       |
| 廃 止 | 5           | 12,319  | —           | —       | △ 5          | △ 12,319 |
| 縮 小 | 30          | 505,131 | 30          | 445,442 | 0            | △ 59,689 |
| 合 計 | 35          | 517,450 | 30          | 445,442 | △ 5          | △ 72,008 |

3 今後の取り組み

補助金等については、限られた財源の中、成果指標に基づく評価や費用対効果の視点から、不断の見直しに取り組み、今後とも、公益性の明確化や公平性の確保を図りながら、活力ある地域づくりや市民福祉の向上に役立ててまいります。

# 補助金等一覽表





(1) 健康・福祉・安心分野

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課   | 名称              | 目的等   | 交付先              | 補助率等  | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A   | 備考 | H28<br>新設 |
|-----|-----|-------|-----------------|---|------------------|---|------|-------------------|-------------------|-------|----|-----------|
| 1   | 補助金 | 生活安心課 | 交通安全推進協議会連合会補助金 | 地域の交通安全の推進を図り、交通安全思想の普及と交通道德の高揚に努め、交通事故のない明るい住みよいまちをつくるため、地域に密着した交通安全運動等各種事業に要する費用の一部を補助する。 | 宇都宮市交通安全推進協議会連合会 | 対象事業費から会議費・事務費を除いた額   | S 57 | 1,756             | 1,756             | 0     |    |           |
| 2   | 補助金 | 生活安心課 | 交通指導員連絡協議会補助金   | 市民の交通安全意識の高揚を図り、通学中の児童の交通事故を防止するため、交通指導員としての資質向上を図るための研修会の開催や、交通安全運動等各種事業に要する費用の一部を補助する。    | 宇都宮市交通指導員連絡協議会   | 対象事業費から運営費・事務費等を除いた額  | S 46 | 440               | 440               | 0     |    |           |
| 3   | 補助金 | 生活安心課 | 交通安全母の会連合会補助金   | 家庭内から交通安全意識の高揚を図るとともに、安全で快適なまちづくりの推進を支援するため、研修会の開催や新入学児童への交通安全啓発活動等の各種事業に要する費用の一部を補助する。     | 宇都宮市交通安全母の会連合会   | 対象事業費から運営費を除いた額   | S 46 | 276               | 276               | 0     |    |           |
| 4   | 補助金 | 生活安心課 | 防犯灯補助金          | 夜間の事故や犯罪の未然防止を図るため、防犯灯の設置及び管理に要する費用を補助する。   | 市内各自治会等公共的団体     | ①設置等<br>対象事業費全額<br>・新設(器具+支柱):上限額35,000円/灯<br>・新設(器具のみ):上限額15,000円/灯<br>・交換(器具+支柱):上限額30,000円/灯<br>・交換(器具のみ):上限額10,000円/灯<br>・交換(自動点滅器):上限額4,000円/灯<br>・撤去:上限額10,000円/灯<br>・高照度加算:10,000円/灯<br>・LED導入加算:10,000円/灯<br><br>②管理<br>・電気料金<br>対象事業費全額(上限額:東京電力公衆街路灯Aの40W契約単価)<br>・修繕料<br>700円×前年12月の蛍光灯保有灯数(LEDは対象外) | S 42 | 307,370           | 313,536           | 6,166 |    |           |
| 5   | 補助金 | 生活安心課 | 防犯カメラ補助金        | 地域における犯罪の未然防止を図るとともに、地域の安全・安心を担う自主防犯活動の維持・強化を図るため、防犯カメラの設置及び管理に要する費用の一部を補助する。               | 単位自治会及び地区連合自治会   | ①設置<br>対象事業費の2/3(重点地区は3/4)<br>②管理<br>対象事業費全額  | H 27 | 5,980             | 6,080             | 100   |    |           |
| 6   | 補助金 | 生活安心課 | 空き家等対策地域活動費補助金  | 効果的で継続的な空き家等対策の促進を図るため、地域住民が行う空き家及び空き地の適正管理等の活動に要する経費を補助する。                                 | 地域まちづくり組織        | 対象事業費全額<br>(上限額:100千円)  | H 26 | 3,900             | 3,900             | 0     |    |           |

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課     | 名称                           | 目的等  | 交付先  | 補助率等   | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A      | 備考        | H28<br>新設 |
|-----|-----|---------|------------------------------|--|--|--|------|-------------------|-------------------|----------|-----------|-----------|
| 7   | 交付金 | 生活安心課   | 被災者に対する見舞金                   | 市民が災害救助法の適用基準に達せず、かつ、被災者生活再建支援法の適用基準に達しない災害を受けた場合、これら被災者を援護するため、災害見舞金、死亡者の遺族への死亡弔慰金を交付する。  | 全壊、全焼又は流失に係る被災者、並びに被災者のうち死亡者の遺族及び重傷者被災の程度が半壊、半焼若しくは半埋没又は床上浸水若しくは床下浸水の被災者 | ・全焼等100千円<br>・半焼等50千円<br>・死亡者100千円<br>・重傷者50千円<br>・床上浸水等50千円                 | S 44 | 2,200             | 2,200             | 0        |           |           |
| 8   | 補助金 | 保健福祉総務課 | 社会福祉事業費補助金                   | 社会福祉協議会の運営基盤の安定を図り、地域福祉を促進するため、人件費等を補助する。  | 宇都宮市社会福祉協議会  | 人件費全額、地域福祉事業費の1/3  | S 43 | 181,559           | 176,440           | △ 5,119  | 人事異動による減  |           |
| 9   | 補助金 | 保健福祉総務課 | やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり公共的施設整備費補助金 | 福祉のまちづくり条例の基準に沿った整備をする際の負担軽減を図るため、公共的施設の整備を行う事業者に対して、整備に係る費用の一部を補助する。  | バリアフリー整備を行う事業者(法人・個人を問わず)  | 整備費の1/3(上限額)<br>・傾斜路: 166千円<br>・手すり: 333千円<br>・エレベーター: 1,100千円<br>・便所: 333千円 | H 12 | 1,932             | 1,932             | 0        |           |           |
| 10  | 交付金 | 保健福祉総務課 | 市民福祉の祭典実行委員会交付金              | 赤ちゃんからお年寄り、ハンディキャップを持った人など、すべての市民が参加し、お互いに交流するふれあいの場を通して、福祉への理解と「共に生きる」地域の連帯感を深め、誰もが安心して笑顔で生活できる福祉社会の実現を目指すため、市民福祉の祭典の開催経費を交付する。 | 宇都宮市民福祉の祭典実行委員会  | 対象事業費全額(上限額:700千円)   | H 20 | 700               | 700               | 0        |           |           |
| 11  | 補助金 | 保健福祉総務課 | 社会福祉施設小規模整備費補助金              | 社会福祉施設の利便性の向上を図るため、施設の拡充・安全性の向上等の小規模の施設整備に係る経費の一部を補助する。  | 社会福祉法人   | 整備費の1/2(上限額:3,000千円)   | H 8  | 6,000             | 6,000             | 0        |           |           |
| 12  | 補助金 | 保健福祉総務課 | 障がい者福祉施設整備費補助金               | 障がい者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域社会で居住生活、一般就労など自立した生活を営むことができる施設を確保するため、社会福祉法人による障がい者施設の整備に係る経費の一部を補助する。                                   | 障がい者施設を整備する社会福祉法人  | 対象事業費の3/4(国1/2市1/4)  | H 11 | 89,900            | 68,597            | △ 21,303 | 補助対象事業費の減 |           |
| 13  | 補助金 | 保健福祉総務課 | 独立行政法人福祉医療機構貸付金利息補給金         | 社会福祉施設等の整備を促進するため、社会福祉法人が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金に対して、その年度内の利息額の一部を補助する。  | 社会福祉法人   | 老人福祉施設:利息額の50/100  | H 9  | 604               | 483               | △ 121    |           |           |
| 14  | 補助金 | 保健福祉総務課 | 地域密着型サービス拠点等整備費補助金           | 要介護者に適切な介護サービスを提供し、介護保険事業を円滑に運営するため、社会福祉法人等による地域密着型サービス事業所等の整備に係る経費の一部を補助する。   | 地域密着型サービス事業所等を整備する社会福祉法人等  | 国基準単価<br>※認知症対応型デイサービスセンターは、国基準単価+市上乗せ単価(国基準単価の1/2)                          | H 21 | 147,000           | 151,000           | 4,000    |           |           |
| 15  | 補助金 | 保健福祉総務課 | 老人福祉施設等整備費補助金                | 要介護高齢者に適切な介護サービスを提供し、介護保険事業を円滑に運営するため、社会福祉法人による老人福祉施設の整備に係る経費の一部を補助する。   | 老人福祉施設を整備する社会福祉法人  | 市基準単価×定員数  | H 8  | 129,600           | 259,200           | 129,600  | 補助対象事業費の増 |           |
| 16  | 補助金 | 生活福祉第1課 | 救護施設産休等代替職員費補助金              | 救護施設の健全な施設運営を確保し、被保護者への処遇の充実を図るため、産休等代替職員雇用費を補助する。   | 救護施設   | 1日あたり5,600円  | H 12 | 1                 | 1                 | 0        |           |           |

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課     | 名称                    | 目的等  | 交付先                                       | 補助率等   | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A   | 備考 | H28<br>新設 |
|-----|-----|---------|-----------------------|--|---|--|------|-------------------|-------------------|-------|----|-----------|
| 17  | 補助金 | 生活福祉第1課 | 宇都宮保護区保護司会補助金         | 宇都宮保護区配属の保護司による保護観察、更生保護並びに犯罪予防活動の円滑化を図るため、活動に要する経費の一部を補助する。   | 宇都宮保護区保護司会                                | 対象事業費の一部   | H 25 | 1,580             | 1,580             | 0     |    |           |
| 18  | 補助金 | 生活福祉第1課 | 宇都宮更生保護女性会補助金         | 女性の立場から母性愛の精神をもって更生保護事業に協力している宇都宮保護区在住の女性会員の活動の円滑化を図るため、更生保護及び犯罪予防活動等に要する経費の一部を補助する。                 | 宇都宮更生保護女性会                                | 対象事業費の1/2以内  | H 25 | 110               | 110               | 0     |    |           |
| 19  | 補助金 | 生活福祉第1課 | 遺族会連合会補助金             | 戦没者の遺族が、戦後、特別な事情の下に置かれてきたという観点から、その労苦を慰藉するとともに、特別の弔意の意を表し、遺族の福祉の増進に寄与することを目的とし、遺族会の事業に要する経費の一部を補助する。 | 宇都宮市遺族会連合会                                | 対象事業費の1/2以内  | H 25 | 659               | 628               | △ 31  |    |           |
| 20  | 補助金 | 生活福祉第1課 | 民生委員児童委員協議会補助金        | 民生委員の資質の向上・知識習得を図り、地域社会の福祉増進に寄与するため、研修費用等を補助する。  | 宇都宮市民生委員児童委員協議会                           | ①研修費全額<br>②全国民生委員児童委員連合会、県民生委員児童委員協議会に対する負担金の1/2   | S 22 | 4,669             | 4,889             | 220   |    |           |
| 21  | 負担金 | 生活福祉第1課 | 地区民生委員協議会活動費負担金       | 各地区民協活動の活発化及び委員個々の活動促進強化を図るため、活動費を負担する。  | 市内各地区民生委員協議会(39地区)                        | 活動推進費(人員割)<br>1人当たり6,390円<br>(地区割)<br>1地区当たり200千円  | S 28 | 12,964            | 12,964            | 0     |    |           |
| 22  | 負担金 | 生活福祉第1課 | 民生委員児童委員活動費費用弁償負担金    | 民生委員法第26条に基づき委員活動に係る経費の実費を負担する。  | 宇都宮市を担当する民生委員児童委員                         | 実費相当額  | S 28 | 53,221            | 53,654            | 433   |    |           |
| 23  | 負担金 | 生活福祉第1課 | 民生委員研修会負担金            | 民生委員の資質の向上・知識習得を図り、地域社会の福祉増進に寄与するため、研修費用等を負担する。  | 栃木県                                       | 対象事業費の1/2  | H 15 | 124               | 76                | △ 48  |    |           |
| 24  | 交付金 | 生活福祉第1課 | 災害救助交付金               | 自然災害により被害を受けた市民に対する福祉及び生活の安定に寄与するため、弔慰金及び見舞金を交付する。   | 自然災害により死亡した者の遺族及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者 | 自然災害により死亡した者の遺族<br>災害弔慰金 250万円又は500万円<br>自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者<br>災害障がい見舞金 125万円又は250万円 | S 49 | 1                 | 1                 | 0     |    |           |
| 25  | 負担金 | 高齢福祉課   | 障がい者利用減免負担金[健康交流センター] | 健康交流センターの指定管理者に対し、障がい者の利用料の減免相当分を負担する。   | 指定管理者                                     | 利用料金減免相当分  | H 18 | 13,479            | 17,186            | 3,707 |    |           |
| 26  | 補助金 | 高齢福祉課   | 老人クラブ連合会運営費補助金        | 高齢者の組織的な活動を広げるとともに、社会参加の促進と福祉の向上を図るため、高齢者の社会活動・健康増進活動の実施主体である老人クラブの連合組織である宇老連の運営費の一部を補助する。           | 宇都宮市老人クラブ連合会                              | 運営経費から会費収入等を除いた額(国1/3、市2/3)  | S 59 | 4,413             | 4,315             | △ 98  |    |           |
| 27  | 補助金 | 高齢福祉課   | シルバー人材センター運営費補助金      | 高齢者の生活の安定と生きがいの確保・充実及び健康増進を図るとともに、その長年培われてきた知識・技術・経験を活用するため、シルバー人材センターの運営費の一部を補助する。                  | 公益社団法人宇都宮市シルバー人材センター                      | 運営経費から受託事業収入等を除いた額   | S 55 | 59,336            | 59,336            | 0     |    |           |

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課   | 名称                  | 目的等   | 交付先                         | 補助率等                                       | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A   | 備考     | H28<br>新設 |
|-----|-----|-------|---------------------|---|-----------------------------|--|------|-------------------|-------------------|-------|--------|-----------|
| 28  | 補助金 | 高齢福祉課 | シルバー人材センター事業費補助金    | シルバー人材センターの活性化及び自立化を図るため、新規就業の開拓や就業機会を確保するための新たな事業について、その費用の一部を補助する。                              | 公益社団法人宇都宮市シルバー人材センター        | 対象事業費の1/2(※国も同額を補助)                        | H 26 | 2,000             | 2,000             | 0     |        |           |
| 29  | 補助金 | 高齢福祉課 | 生きがいづくり推進事業派遣補助金    | 高齢者の健康と生きがい、社会参加と世代間交流を通じて、豊かで活力ある長寿社会を形成することを目的とし、毎年開催されるねんりんピックへの参加に対して補助する。                    | ねんりんピック宇都宮市選手団              | 参加者1人あたり5千円                                | H 14 | 250               | 250               | 0     |        |           |
| 30  | 補助金 | 高齢福祉課 | 老人クラブ活動等助成補助金       | 高齢者の組織的な活動を広げるとともに、社会参加の促進と福祉の向上を図るため、高齢者の社会活動・健康増進活動に対して補助する。                                    | 宇都宮市内の単位老人クラブ               | 単位老人クラブの会員数に応じた額(国1/3, 市2/3)               | S 39 | 18,864            | 18,082            | △ 782 |        |           |
| 31  | 負担金 | 高齢福祉課 | 高齢者外出支援事業負担金        | 高齢者外出支援事業の実施に伴い、バス事業者等が事業実施に要する費用を負担する。   | バス事業者等                      | ・システム改修費等の1/2<br>・乗車券作成費の全額                | H 15 | 100               | 100               | 0     |        |           |
| 32  | 負担金 | 高齢福祉課 | 敬老会共催負担金            | 多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに、市民が高齢者の福祉について関心と理解を深め、かつ高齢者自らが健康の向上に努める意欲を高めることを目的とし、敬老会の費用を負担する。 | 市内各地区社会福祉協議会(39地区)          | 人員割:1人当たり1,500円<br>地区割:対象人数に応じた額           | S 57 | 89,723            | 92,407            | 2,684 |        |           |
| 33  | 補助金 | 高齢福祉課 | 軽費老人ホーム利用料補助金       | 高齢者の負担を軽減し、軽費老人ホームの利用を容易にするため、軽費老人ホームにおいて徴収すべき利用料の減免に対し、補助する。                                     | 軽費老人ホーム(ケアハウス)を設置経営する社会福祉法人 | 入居者の所得により減免した額の全額                          | H 8  | 214,242           | 223,157           | 8,915 | 入所者数の増 |           |
| 34  | 補助金 | 高齢福祉課 | 老人福祉施設産休等代替職員雇用費補助金 | 民間老人福祉施設の健全な施設運営を確保し、高齢者への処遇の充実を図るため、代替職員費を補助する。  | 老人福祉施設を設置経営する社会福祉法人等        | 1日あたり5,600円                                | H 8  | 1                 | 1                 | 0     |        |           |
| 35  | 補助金 | 高齢福祉課 | 高齢者にやさしい住環境整備事業費補助金 | 在宅で介護保険の要介護・要支援の認定を受けている高齢者の住環境の整備を促進するため、住宅改良に要する経費の一部を補助する。                                     | 当該高齢者または当該高齢者と生計を一にする者      | 整備費の3/4<br>(上限額:900千円)                     | H 6  | 10,920            | 13,125            | 2,205 |        |           |
| 36  | 補助金 | 高齢福祉課 | 高齢者福祉入浴援助事業補助金      | 当該高齢者等の心身の健康保持と社会的孤立感の解消を図るため、虚弱な高齢者及び身体障がい者に入浴サービスの提供に要する経費の一部を補助する。                             | 市内公衆浴場経営者                   | 90千円/月                                     | H 9  | 1,080             | 1,080             | 0     |        |           |
| 37  | 負担金 | 高齢福祉課 | 無料入浴事業負担金           | 70歳以上の高齢者で自宅に入浴設備がないため、公衆浴場を利用しなければならない高齢者に対し、保健衛生と健康保持のために、公衆浴場の無料入浴券を交付し、その入浴料金を負担する。           | 市内の契約公衆浴場業者                 | 1回あたり420円                                  | S 50 | 1,603             | 1,878             | 275   |        |           |
| 38  | 負担金 | 高齢福祉課 | 介護予防共同研究負担金         | 介護予防事業がより効果的なものとなるよう、事業の評価手法や効果的な運動について、県内医科大学と共同で調査・研究を行うため、その研究費の一部を負担する。                       | 県内医科大学                      | 研究費のうち、研究者の人件費を除いた額                        | H 24 | 511               | 275               | △ 236 |        |           |
| 39  | 補助金 | 高齢福祉課 | はいかい高齢者等家族支援事業補助金   | 徘徊している高齢者等の早期発見と安全確保、介護者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、徘徊高齢者等を在宅で介護するものに対し、位置探索システムの利用料の一部を補助する。              | 徘徊高齢者の介護者                   | 初回登録料及び利用料の1/2<br>(上限額:初回登録料6千円, 利用料4千円/月) | H 13 | 86                | 94                | 8     |        |           |

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課    | 名称                  | 目的等   | 交付先                    | 補助率等  | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A     | 備考 | H28<br>新設 |
|-----|-----|--------|---------------------|---|------------------------|---|------|-------------------|-------------------|---------|----|-----------|
| 40  | 補助金 | 障がい福祉課 | グループホーム設置補助金        | グループホームの住環境の整備を促進するため、改修に要する経費の一部を補助する。   | グループホームを運営する社会福祉法人等    | 改修費の3/4<br>(上限額:225千円)  | H 15 | 675               | 675               | 0       |    |           |
| 41  | 補助金 | 障がい福祉課 | グループホーム設置促進事業補助金    | 障がい者のグループホームの設置を促進するため、開設に必要となる備品購入に要する経費の一部を補助する。  | グループホームを開設する社会福祉法人等    | 対象事業費の3/4<br>(上限額:500千円)  | H 27 | 4,500             | 3,000             | △ 1,500 |    |           |
| 42  | 補助金 | 障がい福祉課 | 身体障がい者補助犬導入等補助金     | 身体障がい者の補助犬導入の促進を図るため、管理に係る経費等の一部を補助する。  | 補助犬を導入する個人             | 1頭あたり<br>導入経費100千円、維持費5年間<br>20千円   | S 49 | 60                | 40                | △ 20    |    |           |
| 43  | 補助金 | 障がい福祉課 | 重度身体障がい者住宅改造費補助金    | 重度身体障がい者の日常生活を容易にし生活環境の整備を図るため、住宅設備を改造する経費の一部を補助する。   | 住宅改造を行う重度身体障がい者        | 改造費の3/4<br>(上限額:900千円)  | S 48 | 3,600             | 3,600             | 0       |    |           |
| 44  | 補助金 | 障がい福祉課 | 宇都宮市障害者福祉会連合会運営補助金  | 宇都宮市の障がい者を主体とする団体等で構成する宇都宮市障害者福祉会連合会の円滑な運営を図るため、運営費を補助する。   | 宇都宮市障害者福祉会連合会          | 人件費2名分  | H 15 | 7,352             | 7,352             | 0       |    |           |
| 45  | 補助金 | 障がい福祉課 | 障がい者職場定着支援事業補助金     | 障がい者の職場定着支援の充実を図るため、障がい福祉サービス事業所が職場定着支援を行うとともに、企業に対して障がい者への理解促進や職場環境の調整を行う際の人件費等の一部を補助する。           | 就労移行支援事業所等             | 8千円/人回<br>上限額:48千円(6回分)   | H 26 | 480               | 960               | 480     |    |           |
| 46  | 補助金 | 障がい福祉課 | 福祉ホーム運営事業補助金        | 住居を求めている障がい者に、低額な料金で居住の場を提供し、日常生活や社会生活を営むことができるようにするため、市内の福祉ホームに対し運営経費を補助する。                        | 福祉ホームを運営する医療法人・社会福祉法人等 | 対象事業費全額<br>(国1/2, 県1/4, 市1/4)<br>・身体障がい者福祉ホーム<br>(上限額:3,865千円)<br>・精神障がい者福祉ホーム<br>(上限額:2,736千円)     | H 16 | 6,601             | 6,601             | 0       |    |           |
| 47  | 補助金 | 障がい福祉課 | 身体障がい者用自動車改造費補助金    | 身体障がい者の就労活動の助長促進を図るため、自動車の改造に要する経費の一部を補助する。   | 身体障がい者で自動車改造を行う者       | 改造経費の1/2(上限額:50千円)<br>(国1/4, 県1/8, 市1/8)<br>低所得者で1・2級該当の身体障がい者は改造経費の全額(上限額:100千円)(国1/2, 県1/4, 市1/4) | S 50 | 900               | 1,100             | 200     |    |           |
| 48  | 補助金 | 障がい福祉課 | 身体障がい者自動車運転免許取得費補助金 | 身体障がい者の日常生活や社会生活の活動の範囲を拡大し、自立更生の促進を図るため、自動車運転免許取得経費の一部を補助する。  | 身体障がい者で自動車運転免許を取得する者   | 免許取得経費の1/2(上限額:90千円)(国1/4, 県1/8, 市1/8)<br>所得税非課税世帯に属する者は免許取得経費の全額(上限額:180千円)(国1/2, 県1/4, 市1/4)      | H 10 | 360               | 360               | 0       |    |           |
| 49  | 補助金 | 障がい福祉課 | 宇都宮市障害者福祉会連合会       | 障がい者が地域において、健常者と親睦を図るとともに、地域の人たちの障がいに対する理解を深め、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう地域において行う交流事業に要する費用を補助する。 | 宇都宮市障害者福祉会連合会          | 対象事業費全額<br>(上限額:300千円)  | H 21 | 300               | 300               | 0       |    |           |



(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課    | 名称                         | 目的等  | 交付先   | 補助率等  | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A     | 備考        | H28<br>新設 |
|-----|-----|--------|----------------------------|--|---|---|------|-------------------|-------------------|---------|-----------|-----------|
| 50  | 負担金 | 障がい福祉課 | 意思疎通支援事業負担金                | ・盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、栃木県が実施する通訳・介助員の派遣と養成に係る費用の一部を負担する。<br>・聴覚障がい者の意思疎通を支援するため、栃木県が実施する手話通訳者及び要約筆記者の養成に係る費用の一部を補助する。 | 栃木県   | ・盲ろう者通訳・介助員養成講座の開催に要した経費(本市民受講分)<br>・盲ろう者に対する通訳・介助員の派遣に要した費用(本市民利用分)<br>・手話通訳者及び要約筆記者の養成講座の開催に要した経費(本市民受講分)<br>(国1/2, 県1/4, 市1/4) | H 26 | 6,165             | 8,724             | 2,559   |           |           |
| 51  | 交付金 | 障がい福祉課 | うつのみやふれあいスポーツ大会実行委員会交付金    | 市内の障がい者及びその保護者・施設職員等がスポーツを通して相互に交流を深め、積極的な社会参加を促進するため交付する。   | うつのみやふれあいスポーツ大会実行委員会  | 対象事業費全額<br>(国1/2, 県1/4, 市1/4)   | H 15 | 495               | 575               | 80      |           |           |
| 52  | 補助金 | 保険年金課  | 国民健康保険人間ドックおよび脳ドック健診料金補助金  | 疾病の早期発見・早期治療により被保険者の健康の保持増進と国民健康保険事業の医療費の適正化を図るため、健診料金の一部を補助する。  | 国民健康保険被保険者(40～74歳)  | 1人あたり10千円   | H 9  | 31,000            | 35,000            | 4,000   |           |           |
| 53  | 補助金 | 保険年金課  | 後期高齢者医療人間ドックおよび脳ドック健診料金補助金 | 疾病の早期発見・早期治療により被保険者の健康の保持増進と後期高齢者医療に係る医療費の適正化を図るため、健診料金の一部を補助する。   | 後期高齢者医療被保険者   | 1人あたり10千円   | H 23 | 6,800             | 7,800             | 1,000   |           |           |
| 54  | 補助金 | 保健所総務課 | 小児救急医療施設運営費補助金             | 夜間・休日における入院治療を必要とする小児救急患者の医療を確保するため、その体制整備に係る人件費の一部を補助する。  | 済生会宇都宮病院<br>NHO栃木医療センター<br>JCHOうつのみや病院                        | 人件費(基準額又は実支出額の低い方)<br>・基準額<br>休日及び夜間 1日41,148円×診療日数<br>・夜間加算 19,782円×診療日数<br>(県2/3, 市+日光市1/3)                                     | H 14 | 21,863            | 21,800            | △ 63    |           |           |
| 55  | 補助金 | 保健所総務課 | 病院群輪番制病院運営費補助金             | 夜間・休日における入院治療を必要とする救急患者の医療を確保するため、その体制整備に係る人件費の一部を補助する。  | 済生会宇都宮病院<br>NHO栃木医療センター<br>JCHOうつのみや病院<br>NHO宇都宮病院<br>宇都宮記念病院 | ①体制確保補助<br>1日101,040円×診療日数<br>(県30,000円, 市71,040円/日)<br>②ベッド不足時等の相互支援システム補助<br>6,000円×当番病院からの搬送患者数                                | S 55 | 50,272            | 50,413            | 141     |           |           |
| 56  | 補助金 | 保健所総務課 | 協力病院等運営費補助金                | 病院群輪番制病院と協力病院等の連携体制を構築し、円滑な二次救急医療体制の充実強化を図るため、その体制整備に係る人件費の一部を補助する。  | 協力病院(7医療機関)<br>連携病院(1医療機関)<br>協力診療所(3医療機関)<br>連携診療所(1医療機関)    | ①体制確保補助<br>・協力・連携病院 年間3,500千円<br>・協力・連携診療所 年間1,500千円<br>②連携支援補助<br>6,000円×受入れ患者数  | H 21 | 49,000            | 47,800            | △ 1,200 |           |           |
| 57  | 補助金 | 保健所総務課 | 病院群輪番制病院設備整備費補助金           | 夜間・休日における入院治療を必要とする救急患者の医療を確保するため、病院群輪番制病院が設備整備に要する経費を補助する。  | 病院群輪番制病院  | 対象事業費全額(上限額:21,000千円)<br>(国1/3, 県1/3, 市1/3)   | H 19 | 10,098            | 4,644             | △ 5,454 | 補助対象事業費の減 |           |

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課    | 名称                | 目的等  | 交付先                            | 補助率等                                | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A   | 備考 | H28<br>新設 |
|-----|-----|--------|-------------------|--|--------------------------------|-------------------------------------|------|-------------------|-------------------|-------|----|-----------|
| 58  | 補助金 | 保健所総務課 | 協力病院等設備整備補助金      | 夜間・休日における入院治療を必要とする救急患者の医療を確保するため、協力病院等が設備整備に要する費用の一部を補助する。                | 協力病院<br>連携病院<br>協力診療所<br>連携診療所 | 対象事業費の1/2(上限額:10,500千円)             | H 22 | 2,050             | 2,776             | 726   |    |           |
| 59  | 補助金 | 保健所総務課 | 医療保健事業団補助金        | 本市における初期救急医療体制を確立し、地域住民の健康増進と地域医療の発展に寄与するため、公益財団法人宇都宮市医療保健事業団の運営費の一部を補助する。 | 公益財団法人宇都宮市医療保健事業団              | 運営経費から事業収入等を除いた額                    | S 57 | 82,848            | 85,259            | 2,411 |    |           |
| 60  | 補助金 | 保健所総務課 | 医師会看護専門学校運営費補助金   | 質の高い地域医療従事者を育成し、市内医療施設での医療従事者の確保を図るため、看護専門学校の運営費の一部を補助する。                  | 一般社団法人宇都宮市医師会                  | 対象事業費全額(上限額:8,640千円)                | H 5  | 8,640             | 8,640             | 0     |    |           |
| 61  | 補助金 | 保健所総務課 | 准看護師養成補助金         | 質の高い地域医療従事者を育成し、市内医療施設での医療従事者の確保を図るため、准看護高等専修学校の運営費の一部を補助する。               | 公益財団法人宇都宮市医療保健事業団              | 対象事業費全額(上限額:6,900千円)                | S 59 | 6,900             | 6,900             | 0     |    |           |
| 62  | 補助金 | 保健所総務課 | 歯科衛生士養成補助金        | 質の高い地域医療従事者を育成し、市内医療施設での医療従事者の確保を図るため、歯科衛生士専門学校の運営費の一部を補助する。               | 公益財団法人宇都宮市医療保健事業団              | 対象事業費全額(上限額:4,100千円)                | S 53 | 4,100             | 4,100             | 0     |    |           |
| 63  | 交付金 | 保健所総務課 | 健康増進事業等推進協力交付金    | 健康増進法の保健事業(健康教育、健康相談など)を円滑に推進するため、栃木県医師会が実施する健康増進事業に要する経費を交付する。            | 一般社団法人栃木県医師会                   | 県内各市町:1/2(40歳以上人口で按分)<br>(※県も同率を交付) | S 58 | 1,870             | 1,925             | 55    |    |           |
| 64  | 交付金 | 保健所総務課 | 健康増進事業等推進協力交付金    | 健康増進法の歯科保健事業(健康教育、健康相談など)を円滑に推進するため、栃木県歯科医師会が実施する健康増進事業に要する経費を交付する。        | 一般社団法人栃木県歯科医師会                 | 県内各市町:1/2(40歳以上人口で按分)<br>(※県も同率を交付) | S 58 | 333               | 342               | 9     |    |           |
| 65  | 交付金 | 保健所総務課 | 保健衛生事業推進協力交付金     | 宇都宮市の保健衛生事業を円滑に推進するため、市が実施する事業に従事する医師の派遣調整、学校医委員会などの実施、各種調査研究に要する費用を交付する。  | 一般社団法人宇都宮市医師会                  | 対象事業費全額(上限額:17,000千円)               | S 58 | 17,000            | 17,000            | 0     |    |           |
| 66  | 交付金 | 保健所総務課 | 保健衛生事業推進協力交付金     | 宇都宮市の保健衛生事業を円滑に推進するため、市が実施する事業に従事する薬剤師の派遣調整や関係会議の実施、各種調査研究に要する費用を交付する。     | 一般社団法人宇都宮市薬剤師会                 | 対象事業費全額(上限額:600千円)                  | S 58 | 600               | 600               | 0     |    |           |
| 67  | 交付金 | 保健所総務課 | 口腔衛生事業推進協力交付金     | 宇都宮市の口腔衛生事業を円滑に推進するため、市が実施する事業に従事する歯科医師の派遣調整や関係会議の実施、各種調査研究に要する費用を交付する。    | 一般社団法人宇都宮市歯科医師会                | 対象事業費全額(上限額:4,350千円)                | S 58 | 4,350             | 4,350             | 0     |    |           |
| 68  | 補助金 | 健康増進課  | 健康づくり推進組織活動補助金    | 市民一人ひとりの健康意識の高揚を図るため、各地区で健康づくり活動の核となる健康づくり推進組織が行う活動に対して補助する。               | 各地区健康づくり推進組織                   | 基本事業分:30,000円<br>上乘せ事業分:10,000円     | H 15 | 1,160             | 1,160             | 0     |    |           |
| 69  | 交付金 | 健康増進課  | 食育フェア実行委員会交付金     | 宇都宮市の食育の推進を図るために、うつつのみや食育フェアを開催するにあたり、うつつのみや食育フェア実行委員会に事業費等を交付する。          | うつつのみや食育フェア実行委員会               | 対象事業費から協賛金を除いた額                     | H 18 | 7,076             | 6,722             | △ 354 |    |           |
| 70  | 補助金 | 保健予防課  | 幼児インフルエンザ予防接種費補助金 | 接種を機会に保護者がインフルエンザに対しての予防行動をとれるようにするため、予防接種費用の一部を補助する。                      | 予防接種被接種者(保護者)                  | 1回あたり1,000円(2回まで)                   | H 17 | 6,381             | 6,225             | △ 156 |    |           |





(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課    | 名称                    | 目的等  | 交付先                 | 補助率等   | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A      | 備考   | H28<br>新設 |
|-----|-----|--------|-----------------------|--|---------------------|--|------|-------------------|-------------------|----------|--|-----------|
| 82  | 補助金 | 子ども家庭課 | ひとり親家庭自立支援給付金事業補助金    | ひとり親家庭の父母の就業に向けた資格技能の取得に要する費用の一部を補助する。   | ひとり親家庭の父母           | ①自立支援教育訓練給付金事業<br>対象事業費の3/5(国3/4)<br>(上限額:250,000円)<br>②高等職業訓練促進給付金等事業<br>対象事業費全額(国3/4, 市1/4)<br>・高等職業訓練促進給付金<br>修業期間の全期間(上限3年)<br>月額100,000円(課税世帯は70,500円)<br>・高等職業訓練修了支援給付金<br>50,000円(課税世帯は25,000円) | H 16 | 24,382            | 37,903            | 13,521   | ・自立支援教育訓練給付金事業の補助率を拡大(1/2→3/5)<br>・高等職業訓練促進給付金等事業の補助対象を拡大(支給期間2年→3年, 対象資格2年以上→1年以上の修学を要する資格) |           |
| 83  | 補助金 | 子ども家庭課 | 病児保育事業利用料補助金          | ひとり親家庭の父母の就労活動を支援し、生活の安定を図るため、病児保育事業利用のための費用の一部を補助する。  | ひとり親家庭の父母           | 利用1回あたり1,250円  | H 27 | 25                | 85                | 60       |  |           |
| 84  | 補助金 | 子ども家庭課 | ファミリーサポートセンター事業利用料補助金 | ひとり親家庭の父母の就労活動を支援し、生活の安定を図るため、ファミリーサポートセンター事業利用のための費用の一部を補助する。                               | ひとり親家庭の父母           | ファミリーサポートセンター利用料の1/2   | H 27 | 2,025             | 222               | △ 1,803  |  |           |
| 85  | 補助金 | 子ども家庭課 | 高卒学校卒業程度認定試験合格支援事業補助金 | より良い条件での就職や転職を支援するため、ひとり親家庭の親又は子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通学又は通信)を受け、これを修了及び合格した時に受講費用の一部を補助する。 | ひとり親家庭の父母           | ・講座修了時:受講料の2割<br>・試験合格時:受講料の4割<br>(上限額15万円)  | H 28 |                   | 150               |          |  | ○         |
| 86  | 補助金 | 保育課    | 独立行政法人福祉医療機構貸付金利子補給金  | 社会福祉施設等の整備を促進するため、社会福祉法人が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金に対して、その年度内の利子額の一部を補助する。                        | 社会福祉法人              | 利子額の55/100   | H 9  | 6,409             | 6,398             | △ 11     |  |           |
| 87  | 補助金 | 保育課    | 社会福祉施設小規模整備費補助金       | 社会福祉施設の利便性の向上を図るため、施設の拡充・安全性の向上等の小規模の施設整備に係る費用の一部を補助する。                                      | 社会福祉法人              | 整備費の1/2<br>(上限額:3,000千円)   | H 9  | 5,000             | 5,000             | 0        |  |           |
| 88  | 補助金 | 保育課    | 児童福祉施設整備費補助金          | 待機児童の解消及び老朽化した園舎の増改築等により定員増や保育室等の環境を改善するため、保育所等の整備を行う社会福祉法人等に対し費用の一部を補助する。                   | 保育所等を整備する社会福祉法人等    | 対象事業費の3/4(国(県)2/3, 市1/12)  | H 9  | 490,557           | 432,000           | △ 58,557 | 補助対象事業費の減  |           |
| 89  | 補助金 | 保育課    | 地域型保育事業施設整備費補助金       | 地域型保育事業の認可を目指す施設に対して、認可基準を満たすために必要な整備に要する費用の一部を補助する。   | 地域型保育事業を実施しようとする法人等 | ・小規模保育施設:対象事業費の3/4(国(県)2/3, 市1/12)<br>(上限額22,000千円)  | H 26 | 268,500           | 264,000           | △ 4,500  | 名称を「民間育児施設整備費補助金」から変更  |           |
| 90  | 補助金 | 保育課    | 病児保育事業費補助金            | 病気及び病気の回復期にあるため集団保育の困難な児童を一時的に施設において保育を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図るため、その費用を補助する。    | 病児保育事業を運営する団体       | 対象事業費全額<br>(国1/3, 県1/3, 市1/3)<br>基準額+(利用人数に応じた額)<br>基準額<br>・病児対応 2,417千円<br>・病後児対応 2,006千円   | H 21 | 48,871            | 67,129            | 18,258   | 補助対象施設数の増(4施設→6施設)   |           |

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課 | 名称                              | 目的等  | 交付先                                    | 補助率等  | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A      | 備考   | H28<br>新設 |
|-----|-----|-----|---------------------------------|--|--|---|------|-------------------|-------------------|----------|--|-----------|
| 91  | 補助金 | 保育課 | 一時預かり事業費補助金                     | 児童福祉の向上を図るため、児童の一時預かりを実施する民間の教育・保育施設等に対し、その費用を補助する。  | 教育・保育施設等を設置経営する社会福祉法人等                 | 対象事業費全額<br>(国1/3、県1/3、市1/3)<br>延べ利用児童数に応じた基準額       | H 21 | 138,332           | 123,655           | △ 14,677 | 補助対象施設数の減(62施設→47施設)   |           |
| 92  | 補助金 | 保育課 | 地域子育て支援拠点事業費補助金                 | 地域における子育て家庭に対する支援を推進するため、その費用を補助する。  | 事業を実施している社会福祉法人等                       | 対象事業費全額<br>(国1/3、県1/3、市1/3)<br>実施要件タイプ別の開所日数に応じた基準額 | H 13 | 31,987            | 31,987            | 0        |  |           |
| 93  | 補助金 | 保育課 | 教育・保育施設等運営費補助金(延長保育事業費)         | 保護者の就労形態の多様化等に伴う、時間外保育の需要に対応するため、民間の教育・保育施設等に対し、その費用を補助する。                                       | 教育・保育施設等を設置経営する社会福祉法人等                 | 対象事業費全額<br>(国1/3、県1/3、市1/3)<br>延長時間に応じた額            | S 56 | 118,502           | 150,925           | 32,423   | ・補助対象施設数の増(83施設→102施設)<br>・名称を「教育・保育施設等運営費補助金(時間外保育事業費)」から変更 |           |
| 94  | 補助金 | 保育課 | 保育所等一時預かり事業利用料補助金(多子世帯支援事業)     | すべての子育て世帯が安心して子どもを生み育てられる環境を構築し、多子世帯の子育てに関する心理的・経済的負担の軽減を図るため、多子世帯に対する保育所等の一時預かり事業利用料に係る費用を補助する。 | 一時預かり事業(保育所等)利用者のうち18歳未満の子どもを3人以上養育する者 | 18歳未満の子どものうち、年長の子どもから数えて3番目以降の子ども利用料の全額             | H 28 |                   | 8,184             |          |  | ○         |
| 95  | 負担金 | 保育課 | 日本スポーツ振興センター掛金                  | 公立保育園の児童の災害に対応する災害共済給付制度に係る共済掛金を負担する。  | 日本スポーツ振興センター東京支所                       | 児童1人あたり375円<br>(うち保護者負担240円)                        | H 15 | 640               | 611               | △ 29     |  |           |
| 96  | 補助金 | 保育課 | 教育・保育施設等運営費補助金(乳幼児保育担当保育士増員費)   | 民間の教育・保育施設等の1歳児の処遇を充実させるため、及び保育士を安定的かつ継続的に雇用するため、その費用の一部を補助する。                                   | 教育・保育施設等を設置経営する社会福祉法人等                 | 保育士1人あたり178,000円/月(上限額)                             | S 48 | 528,660           | 557,674           | 29,014   | 補助対象人数の増(2,970人→3,133人)                                      |           |
| 97  | 補助金 | 保育課 | 教育・保育施設等運営費補助金(日本スポーツ振興センター加入費) | 災害給付金を確保することにより、児童福祉の向上を図るため、その費用を民間の教育・保育施設等に対して補助する。   | 教育・保育施設等を設置経営する社会福祉法人等                 | 児童1人あたり135円<br>(ただし、生活保護世帯は65円)                     | S 49 | 1,135             | 1,183             | 48       |  |           |
| 98  | 補助金 | 保育課 | 教育・保育施設等運営費補助金(民間保育所代替職員雇用費)    | 民間の教育・保育施設等の入所児童の処遇の向上を図るため、職員が産休等を取得する際の、代替職員の雇用に必要な費用の一部を補助する。                                 | 教育・保育施設等を設置経営する社会福祉法人等                 | 1人あたり日額 6,300円～8,300円<br>(職種に応じる)                   | S 47 | 5,592             | 5,592             | 0        |  |           |
| 99  | 補助金 | 保育課 | 教育・保育施設等運営費補助金(保育士等人材確保費)       | 民間の教育・保育施設等において、多様なニーズに対応できる経験豊富な保育士等を安定的に確保するため、その費用の一部を補助する。                                   | 教育・保育施設等を設置経営する社会福祉法人等                 | 勤務年数(2年以上)あたり傾斜分1千円/月(上限額:24千円/月)                   | S 48 | 124,703           | 190,506           | 65,803   | ・補助対象施設に認定こども園を追加<br>・勤務年数の算定に幼稚園等における勤務年数を反映                |           |

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課    | 名称                             | 目的等   | 交付先                        | 補助率等  | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A      | 備考                                  | H28<br>新設 |
|-----|-----|--------|--------------------------------|---|----------------------------|---|------|-------------------|-------------------|----------|-------------------------------------|-----------|
| 100 | 補助金 | 保育課    | 教育・保育施設等運営費補助金(発達支援児保育事業費)     | 民間の教育・保育施設等において心身に障がいのある児童の入所を推進し、発達支援児の処遇の向上を図るため、人件費や施設整備費などの費用の一部を補助する。  | 教育・保育施設等を設置経営する社会福祉法人等     | ・中軽度89千円/月<br>・重度178千円/月<br>・3人以上受け入れる施設に対し89千円/月<br>・受入体制整備(補助率3/4, 上限額2,500千円)  | S 53 | 125,158           | 111,356           | △ 13,802 | 補助対象児童数の減(1,094人→960人)              |           |
| 101 | 補助金 | 保育課    | 民間育児施設運営費補助金                   | 児童福祉の向上を図るため、認可保育所以外の民間育児施設の運営費の一部を補助する。                                    | 認可保育所の補完施設として運営する個人、任意団体   | 施設割分 1園あたり217,500円<br>夜間加算 1園あたり154,000円<br>児童割分 1人あたり3歳以上3,200円,3歳未満4,700円<br>遊具等購入費 1園あたり54,400円<br>賠償責任保険 1園あたり10,000円 | H 11 | 2,781             | 1,774             | △ 1,007  |                                     |           |
| 102 | 補助金 | 保育課    | 保育士等資格取得支援事業費補助金               | 子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、幼保連携型認定こども園等における保育士資格や幼稚園教諭免許状の取得に要する費用の一部を補助する。 | 幼保連携型認定こども園を設置運営する学校法人等    | ・養成施設の受講料等の1/2(上限額:100千円～300千円/人)<br>・代替職員の雇上費(上限額:6,120円/日)(国(県)1/2, 市1/2)(認可外保育施設保育士資格取得支援事業は、国3/4, 市1/4)               | H 26 | 1,480             | 1,048             | △ 432    |                                     |           |
| 103 | 補助金 | 保育課    | 教育・保育施設等運営費補助金(アレルギー対応給食提供事業費) | アレルギー疾患を持つ児童への給食調理、提供時等に職員を加配した場合に、人員確保のための人件費の一部を補助する。                     | 教育・保育施設等を設置経営する社会福祉法人等     | 職員1人あたり1,200円/時(上限額)  | H 27 | 49,680            | 48,687            | △ 993    | 補助対象に、保育設備の消毒・清掃、寝具の用意・片付け等を行う人員を追加 |           |
| 104 | 補助金 | 保育課    | 教育・保育施設等運営費補助金(看護師等雇用費)        | 民間の教育・保育施設等の児童の健康管理を行うため、看護師等を雇用した場合にその人件費の一部を補助する。                         | 教育・保育施設等を設置経営する社会福祉法人等     | 看護師1人あたり50,000円/月(上限額)  | H 27 | 18,600            | 19,800            | 1,200    |                                     |           |
| 105 | 補助金 | 保育課    | 認可外保育施設利用児童支援費補助金              | 保育の必要性の支給認定を受けても、認可施設等を利用できないため、認可外保育施設を利用する児童の世帯に対し、利用料の一部を補助する。           | 認可外保育施設(届出対象施設)を利用する児童の保護者 | 世帯の状況や当該年度の市民税所得割課税額の合計等に基づく額(上限額:30千円)   | H 27 | 8,010             | 7,432             | △ 578    |                                     |           |
| 106 | 補助金 | 保育課    | 保育所等利用定員増員促進費補助金               | 待機児童の解消を図るため、既存の施設を活用して利用定員の引上げを行った施設に対し、定員増により生じる公定価格の差額の一部を補助する。          | 保育所等を設置経営する社会福祉法人等         | 定員増に伴う公定価格の基本分の差額の1/2   | H 28 |                   | 105,186           |          |                                     | ○         |
| 107 | 負担金 | 消防局総務課 | 消防力の整備検討に関する調査研究負担金            | 消防施設の配置適正化や機能強化を推進することにより、さらに効果的・効率的な消防施設整備を目的とした調査研究を行うため、その費用の一部を負担する。    | 国立大学法人 宇都宮大学               | 大学は、研究者(教授等)の人件費を負担し、その他の研究費用については、本市が費用する。   | H 27 | 712               | 702               | △ 10     |                                     |           |
| 108 | 負担金 | 消防局総務課 | 消防救助技術関東地区指導会負担金               | 平成33年度に栃木・茨城両県で消防救助技術関東地区指導会を共催するため、その費用の一部を負担する。                           | 栃木県消防長会                    | ・平等割 40千円<br>・定員割 定員463人×470円   | H 27 | 253               | 258               | 5        |                                     |           |

(単位:千円)

| No.                | 種 類 | 担当課    | 名 称           | 目 的 等                                       | 交 付 先         | 補 助 率 等   | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A     | 備考 | H28<br>新設 |
|--------------------|-----|--------|---------------|---|---------------|---|------|-------------------|-------------------|---------|----|-----------|
| 109                | 補助金 | 消防局総務課 | 消防団互助会補助金     | 消防団員の親和及び福利厚生活動を行うため、互助会の運営費の一部を補助する。       | 宇都宮市消防団互助会    | 消防団員実人数×1,000円  | S 30 | 2,150             | 2,150             | 0       |    |           |
| 110                | 交付金 | 消防局総務課 | 消防団各分団運営交付金   | 消防団の健全な運営及び活動の推進を図るため、消防団の管理・運営に要する費用を交付する。 | 宇都宮市消防団       | 分団割180,000円<br>団員割@2,800円<br>団長加算110,000円             | S 51 | 10,810            | 10,810            | 0       |    |           |
| 111                | 補助金 | 予防課    | 宇都宮婦人防火クラブ補助金 | 地域の女性による火災予防を啓発するため、婦人防火クラブ活動経費の一部を補助する。    | 宇都宮婦人防火クラブ連合会 | ①連合会活動費<br>18万円上限<br>②地区活動費<br>3万円上限×39地区             | S 55 | 1,350             | 1,350             | 0       |    |           |
| 112                | 補助金 | 予防課    | 自主防災会活動事業補助金  | 自主防災会の活性化を図るため、自主防災会が実施する事業や資機材更新費の一部を補助する。 | 39地区自主防災会     | ①防災訓練実施経費<br>5万円上限×39地区<br>②防災資機材等の備蓄経費<br>3万円上限×39地区 | H 16 | 3,120             | 3,120             | 0       |    |           |
| 健康・福祉・安心分野 合計 112件 |     |        |               |   |               |   |      | 3,757,496         | 4,070,022         | 196,873 | 千円 |           |

## (2) 教育・学習・文化分野

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課    | 名称                  | 目的等   | 交付先                          | 補助率等   | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A     | 備考                         | H28<br>新設 |
|-----|-----|--------|---------------------|---|------------------------------|--|------|-------------------|-------------------|---------|----------------------------|-----------|
| 1   | 補助金 | 子ども未来課 | 青少年育成市民会議補助金        | 青少年の健全育成を目的に、家庭、学校、地域など市民総ぐるみで推進している青少年市民会議の活動費の一部を補助する。  | 宇都宮市青少年育成市民会議                | 地区青少年育成会活動費及び広報・育成事業にかかる経費   | H 12 | 3,805             | 3,805             | 0       |                            |           |
| 2   | 補助金 | 子ども未来課 | 青少年団体連絡協議会補助金       | 青少年の健全育成を推進するため、青少年が社会体験活動を実践する機会を提供している青少年団体連絡協議会の事業経費の一部を補助する。  | 宇都宮市青少年団体連絡協議会               | 対象事業費の1/2<br>(上限額:150千円)   | S 47 | 150               | 150               | 0       |                            |           |
| 3   | 交付金 | 子ども未来課 | 宮っこフェスタ交付金          | 「次代を担う宮っ子が希望をもって健やかに育つことができる社会」や「誰もが子どもを安心して生み育てることができる社会」の実現に向け、家庭・地域・企業・行政等のネットワークを構築するとともに、宮っ子に同世代・異世代との交流の場を提供することにより、子育てに係る社会全体の機運を醸成することを目的に開催される「宮っこフェスタ」にかかる費用の一部を交付する。 | 宮っこフェスタ実行委員会                 | 対象事業費から協賛金、関係団体負担金等を除いた額   | H 15 | 2,527             | 2,527             | 0       |                            |           |
| 4   | 交付金 | 子ども未来課 | 青少年の居場所づくり事業交付金     | 青少年の健全育成を推進するため、地域が主体となり、青少年の異世代交流や主体的な活動ができる「青少年の居場所」にかかる費用の一部を交付する。   | 宇都宮市青少年育成市民会議                | ・新設費 上限額 50千円<br>・運営費 上限額 120千円<br>・研修費用全額   | H 18 | 1,910             | 1,840             | △ 70    |                            |           |
| 5   | 交付金 | 子ども未来課 | 青少年タイムカプセル開封事業交付金   | 1985年の国際青年年を記念して総合コミュニティセンター内に設置された「タイムカプセル」が30年間の保管期間が終了し開封時期となるため、青少年の健全育成に資することを目的とし、タイムカプセルの開封や収納物の返却、セレモニー実施などの事業に係る費用を補助する。   | 青少年タイムカプセル開封事業実行委員会          | 対象事業費から寄附金等を除いた額   | H 28 |                   | 2,095             |         |                            | ○         |
| 6   | 補助金 | 保育課    | 私立幼稚園等運営費補助金        | 幼児教育の充実を図るため、教育活動等の費用の一部を補助する。  | 私立幼稚園等を設置運営する学校法人等           | ・健康診断事業(施設型給付を受けない園)<br>(上限額:嘱託医報酬176,410円+320円×園児数)<br>・特別支援教育事業<br>(上限額:392千円/人)<br>・幼稚園預かり保育事業<br>(上限額:132千円) | H 15 | 15,696            | 10,604            | △ 5,092 | 特別支援教育事業に係る対象児童数の減(12人→4人) |           |
| 7   | 補助金 | 保育課    | 私立幼稚園就園奨励費補助金       | 幼児教育の振興と保護者の経済的負担を軽減するため、保育料等の一部を補助する。  | 私立幼稚園(施設型給付を受けない)に通園する園児の保護者 | 世帯の状況や当該年度の市民税所得割課税額の合計等に基づく額<br>(上限額:7千円～308千円)<br>(国1/3,市2/3 ※市単独補助部分を除く)                                      | S 47 | 672,454           | 684,284           | 11,830  | 第3子以降保育料無料化の対象範囲拡大による増     |           |
| 8   | 補助金 | 保育課    | 子育てランド事業補助金         | 幼稚園等の施設を開放して、地域の子育てを支援するため、私立幼稚園等が実施する子どもの遊び場確保事業等の費用の一部を補助する。  | 私立幼稚園等を設置運営する学校法人等           | 対象事業費の1/2<br>(上限額:<br>2事業以下実施 130千円<br>3事業以上実施 200千円)  | H 13 | 6,980             | 6,980             | 0       |                            |           |
| 9   | 交付金 | 公園管理課  | 「よみがえれ!宇都宮城」市民の会交付金 | 宇都宮城址公園の利活用を促進し、宇都宮の歴史を伝えることで、郷土への愛着や誇りを醸成するとともに、集客性や中心市街地との回遊性の向上を図るため、「よみがえれ!宇都宮城」市民の会に対して交付する。   | 「よみがえれ!宇都宮城」市民の会             | 団体運営等に係る対象事業費全額  | H 14 | 6,750             | 6,413             | △ 337   |                            |           |

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課   | 名称                                | 目的等  | 交付先                              | 補助率等                                    | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A   | 備考    | H28<br>新設 |
|-----|-----|-------|-----------------------------------|--|----------------------------------|---|------|-------------------|-------------------|-------|-------|-----------|
| 10  | 交付金 | 教育企画課 | うつのみや人づくり推進委員会交付金                 | 社会総ぐるみでの人づくり運動の機運醸成を図り、本市の人づくりをより一層推進するために、市民・団体等で組織する「うつのみや人づくり推進委員会」による「うつのみや人づくりフォーラム」の運営等に要する費用を交付する。  | うつのみや人づくり推進委員会                   | 対象事業費から協賛金を除いた額                         | H 21 | 2,185             | 2,076             | △ 109 |       |           |
| 11  | 補助金 | 教育企画課 | 小規模特認校放課後活動事業補助金                  | 小規模特認校において、放課後活動事業を実施する放課後活動運営組織に対し、事業に要する経費を補助する。   | 清原北小学校放課後等活動運営委員会、こがし桜スクール運営委員会  | 対象事業費全額                                 | H 17 | 7,663             | 7,652             | △ 11  |       |           |
| 12  | 補助金 | 学校教育課 | 文化関係各種大会参加補助金                     | 教育活動における文化活動の充実を図るため、各種文化コンクール等で入賞し、関東大会及び全国大会に出場する児童生徒の宿泊費、交通費等の一部を補助する。                                  | 関東大会または全国大会参加団体代表者               | 宿泊費:上限額6,000円/人・泊<br>交通費:実費相当分(参加児童生徒分) | H 4  | 1,500             | 1,500             | 0     |       |           |
| 13  | 交付金 | 学校教育課 | 社会体験学習推進事業交付金(中学校)                | 子どもたちに働くことの尊さを実感させ、他人を思いやる心や社会のためになることを積極的に行う態度を育み、主体的に自己のあり方や生き方を見つめさせる活動を実施するために要する経費を交付する。              | 学校教育推進事業運営協議会                    | 対象事業費全額                                 | H 15 | 5,265             | 5,421             | 156   |       |           |
| 14  | 交付金 | 学校教育課 | 地域学校園事業交付金                        | 地域学校園の小中学校が連携して実施する、「教育の振興と教職員の資質向上に資する取組」、「小中一貫教育と地域学校園制度の推進に関する取組」、「各地域学校園や各小中学校の特色づくりに係る取組」に要する費用を交付する。 | 地域学校園事業実施委員会<br>頑張る学校プロジェクト実施委員会 | 対象事業費全額                                 | H 22 | 18,000            | 18,000            | 0     |       |           |
| 15  | 負担金 | 学校健康課 | 第67回関東甲信越静学校保健大会負担金               | 健康教育の具体的な方策を究明し、健康教育の充実と発展に資するため、大会の開催経費の一部を負担する。  | 第67回関東甲信越静学校保健大会実行委員会            | 県負担金額の1/2                               | H 28 |                   | 300               |       | 大会負担金 | ○         |
| 16  | 負担金 | 学校健康課 | 小学校児童事故災害共済負担金                    | 小学校管理下の児童の災害に対応する災害共済給付制度に係る共済掛金を負担する。   | 日本スポーツ振興センター                     | 児童1人あたり945円<br>(うち保護者負担460円)            | S 53 | 26,083            | 26,137            | 54    |       |           |
| 17  | 補助金 | 学校健康課 | 小学校体育連盟補助金                        | 健康の保持増進及び体力の向上を図るため、水泳・陸上・スケート競技大会の運営経費を補助する。  | 宇都宮市小学校体育連盟                      | 対象事業費全額                                 | S 48 | 2,675             | 2,675             | 0     |       |           |
| 18  | 負担金 | 学校健康課 | 中学校生徒事故災害共済負担金                    | 中学校管理下の生徒の災害に対応する災害共済給付制度に係る共済掛金を負担する。   | 日本スポーツ振興センター                     | 生徒1人あたり945円<br>(うち保護者負担460円)            | S 53 | 12,541            | 12,460            | △ 81  |       |           |
| 19  | 補助金 | 学校健康課 | 栃木県中学校体育大会宇都宮市選手派遣協議会補助金          | 学校教育活動の一環としての部活動等の成果を競う春季・総体・新人大会等の地区大会・県大会において、保護者の負担軽減を図るため、参加選手に係る経費等の一部を補助する。                          | 栃木県中学校体育大会宇都宮市選手派遣協議会            | 交通費相当額<br>会場までの距離×参加人数×基準単価             | S 47 | 11,921            | 11,921            | 0     |       |           |
| 20  | 補助金 | 学校健康課 | 関東中学校体育大会・全国中学校体育大会宇都宮市選手派遣協議会補助金 | 学校教育活動の一環としての部活動等の成果を競う関東中学校体育大会及び全国中学校体育大会において、保護者の負担軽減を図るため、参加選手に係る経費の一部を補助する。                           | 関東中学校体育大会・全国中学校体育大会宇都宮市選手派遣協議会   | 宿泊費:6,000円/人・泊                          | H 4  | 2,580             | 2,580             | 0     |       |           |



(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課   | 名称                           | 目的等  | 交付先                         | 補助率等  | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A   | 備考                                    | H28<br>新設 |
|-----|-----|-------|------------------------------|--|-----------------------------|---|------|-------------------|-------------------|-------|---------------------------------------|-----------|
| 21  | 補助金 | 学校健康課 | 宇都宮・河内地区<br>中学校体育連盟補助<br>金   | 健康の保持増進及び体力の向上を図るため、春季・総<br>体・新人大会宇都宮河内地区大会の運営経費を補助<br>する。   | 宇都宮・河内地区中学校体<br>育連盟         | 対象事業費全額   | S 52 | 2,874             | 2,874             | 0     |                                       |           |
| 22  | 補助金 | 学校健康課 | 平成28年度関東中<br>学校野球大会開催<br>補助金 | 関東中学校野球大会の開催及び円滑な運営のため大<br>会開催経費を補助する。   | 栃木県中学校体育連盟                  | 対象事業費全額(上限額:県補助<br>金額の1/2)  | H 28 |                   | 25                |       |                                       | ○         |
| 23  | 交付金 | 生涯学習課 | 宇都宮市成人式実<br>施委員会交付金          | 新成人を全市をあげて祝福・激励することはもとより、新<br>成人が地域社会の一員としての自覚や、地域への感謝<br>の気持ちを持てるようにするとともに、成人教育の第一歩<br>として、地域の人から学べる場、地域へ繋がる場として教<br>育的意義ある事業として実施し、その開催経費を地域の<br>実施委員会へ交付する。 | 成人式実施委員会                    | 対象事業費全額   | H 6  | 18,738            | 18,920            | 182   |                                       |           |
| 24  | 補助金 | 生涯学習課 | 宇都宮市子ども会<br>連合会補助金           | 青少年の健全育成のため、親子で参加する体験活動等<br>の催しや各地区子ども会の連携強化、指導者養成等<br>の経費の一部を補助する。  | 宇都宮市子ども会連合会                 | 対象事業費の1/3以内   | S 44 | 1,100             | 1,100             | 0     |                                       |           |
| 25  | 補助金 | 生涯学習課 | 宇都宮市PTA連合<br>会補助金            | 家庭、地域、学校と連携し児童生徒の健全な育成を図<br>るため、研修会や広報活動等の経費の一部を補助す<br>る。  | 宇都宮市PTA連合会                  | 対象事業費の1/3以内   | S 32 | 950               | 950               | 0     |                                       |           |
| 26  | 補助金 | 生涯学習課 | 宇都宮ユネスコ協<br>会補助金             | ユネスコ憲章に基づき、教育・科学・文化を通じて国際<br>的な理解を深めるため、ユネスコ絵画展等の経費の一<br>部を補助する。   | 宇都宮ユネスコ協会                   | 対象事業費の1/3以内   | S 36 | 100               | 100               | 0     |                                       |           |
| 27  | 補助金 | 生涯学習課 | 宇都宮市地域婦人<br>会連絡協議会補助<br>金    | 地域社会の福祉や文化、社会教育の振興を図るため、<br>奉仕活動や研修会等の経費の一部を補助する。  | 宇都宮市地域婦人会連絡<br>協議会          | 対象事業費の1/3以内   | S 36 | 400               | 400               | 0     |                                       |           |
| 28  | 負担金 | 生涯学習課 | 宇都宮市生涯学習<br>センター文化祭負<br>担金   | 生涯学習センター利用団体の活動成果を発表する機会<br>を提供することにより、活動の向上・拡大を促進すると<br>ともに、市民の生涯学習活動意欲の向上を図るため、文<br>化祭開催経費を負担する。   | 中央・東西南北生涯学習セ<br>ンター文化祭実行委員会 | ・中央生涯学習センター<br>団体:60千円<br>市 :132千円<br>・東西南北生涯学習センター<br>地元:1/2 市:1/2 | S 61 | 978               | 548               | △ 430 | H28年度から上<br>河内・河内生涯<br>学習センター分<br>を廃止 |           |
| 29  | 交付金 | 生涯学習課 | 宇都宮市民大学運<br>営協議会交付金          | 市民の高度で専門的な学習ニーズに応え、心豊かに市<br>民生活を送るための教養講座や、郷土愛を育む地域の<br>文化・歴史講座など、市民の知的好奇心を満たし、生活<br>に潤いや生きがいを与える講座を開催するための経費<br>を交付する。  | 宇都宮市民大学運営協議<br>会            | 総事業費から受講料等を除いた<br>額   | H 5  | 2,014             | 2,014             | 0     |                                       |           |
| 30  | 交付金 | 生涯学習課 | あすなる青年教室<br>交付金              | 中学校特別支援学級等の卒業生を対象に、社会生活<br>に必要な一般知識の向上と生涯学習をすすめる、社会人<br>として望ましい人格の形成のための事業に要する経費を<br>交付する。   | あすなる青年教室実施委員<br>会           | 対象事業費全額   | H 16 | 482               | 482               | 0     |                                       |           |
| 31  | 補助金 | 文化課   | 文化協会事業補助<br>金                | 芸術文化の普及・振興を図るため、文化協会実施事業<br>の経費の一部を補助する。   | 宇都宮市文化協会                    | 対象事業費の1/2以内   | S 54 | 1,380             | 1,380             | 0     |                                       |           |

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課 | 名称                  | 目的等   | 交付先                             | 補助率等   | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A     | 備考 | H28<br>新設 |
|-----|-----|-----|---------------------|---|---------------------------------|--|------|-------------------|-------------------|---------|----|-----------|
| 32  | 補助金 | 文化課 | 芸術文化団体派遣補助金         | 活動意欲の向上及びレベルアップを図り、本市の文化に寄与するため、全国大会出場に対し、奨励費を補助する。   | 全国大会出場団体                        | 1人あたり5千円<br>(上限額:50千円)                         | S 62 | 100               | 100               | 0       |    |           |
| 33  | 補助金 | 文化課 | ジャズのまち普及事業補助金       | 「ジャズのまち宇都宮」を支える団体・個人を育成するため、音楽の楽しさを伝える教育、練習の成果を発表する機会、ジャズの楽しさ、奥深さを感じる鑑賞機会を創出すること及び常に街角に音楽のあふれるまちを創出・PRするため、街角でジャズの生演奏会を育成することを目的とし、事業費を補助する。            | うつのみやジャズのまち委員会                  | 対象事業費全額  | H 22 | 1,444             | 1,444             | 0       |    |           |
| 34  | 補助金 | 文化課 | ジャズのまち活性化事業補助金      | ミヤ・ジャズを活用した集客交流事業等を行うことにより、中心市街地への集客、観光誘客、消費拡大等を促進させ、地域産業の振興及び地域文化の向上を目的とし、事業費を補助する。  | ミヤ・ジャズ推進協議会                     | 対象事業費全額  | H 22 | 1,000             | 1,000             | 0       |    |           |
| 35  | 負担金 | 文化課 | 宇都宮市民芸術祭共催事業負担金     | 芸術文化に対する活動成果を発表する場を提供し、本市芸術文化の振興を図るため、市民芸術祭の開催経費を負担する。  | 宇都宮市民芸術祭実行委員会                   | 対象事業費から入場料・参加料等を除いた額                           | S 55 | 7,248             | 7,248             | 0       |    |           |
| 36  | 負担金 | 文化課 | うつのみやジュニア芸術祭共催事業負担金 | 芸術文化に対する活動成果を発表する場を提供し、青少年を対象とした本市芸術文化の振興を図るため、ジュニア芸術祭の開催経費を負担する。   | うつのみやジュニア芸術祭実行委員会               | 対象事業費から参加料等を除いた額                               | H 11 | 3,700             | 3,700             | 0       |    |           |
| 37  | 交付金 | 文化課 | うつのみや百人一首市民大会交付金    | 短詩型文学の振興を図るため、その啓発活動である百人一首市民大会開催等に要する経費を交付する。  | うつのみや百人一首市民大会実行委員会              | 総事業費から中・高文連負担金を除いた額                            | H 7  | 2,497             | 2,372             | △ 125   |    |           |
| 38  | 補助金 | 文化課 | 指定文化財管理費補助金         | 指定文化財及び認定建造物の適正な管理のため、その保存管理施設整備にかかる経費の一部を補助する。   | 岡本家住宅等                          | 対象事業費から国・県の補助金を差し引いた額の1/2以内                    | S 33 | 97                | 97                | 0       |    |           |
| 39  | 補助金 | 文化課 | 宇都宮伝統文化連絡協議会補助金     | 民俗芸能・伝統行事・生活文化など、個性豊かな伝統文化の継承及び発展を推進するため、地域における伝承活動・環境づくり・人材育成等を支援する。また特に次代を担う子どもたちに対し、ふるさとに誇りをもちながら心豊かに成長していくため、これから伝統文化に身近に触れる機会を提供するため、協議会の事業費を補助する。 | 宇都宮伝統文化連絡協議会                    | 対象事業費全額  | H 20 | 942               | 672               | △ 270   |    |           |
| 40  | 補助金 | 文化課 | 指定文化財保存活動費補助金       | 文化財の適正保存と愛護精神の高揚を図るため、民俗文化財、記念物の伝承活動や環境整備に係る経費の一部を補助する。   | 指定文化財保存活動団体<br>(宗円獅子舞保存会ほか51団体) | 対象事業費の1/2以内                                    | H 14 | 1,500             | 1,500             | 0       |    |           |
| 41  | 補助金 | 文化課 | 指定文化財等保存修理費補助金      | 指定文化財及び認定建造物の適正な保存のため、その修理にかかる経費の一部を補助する。   | 指定文化財等の所有者又は管理者                 | 対象事業費から国・県の補助金を差し引いた額に所有形態や文化財の区分によって定めた率を乗じた額 | S 33 | 5,574             | 5,162             | △ 412   |    |           |
| 42  | 補助金 | 文化課 | 文化財等里山林管理活動事業補助金    | 指定文化財の保全を目的に、県の「明るく安全な里山林整備事業交付金」を活用し、史跡の保存・市民団体の育成を図るため、事業費を補助する。  | 文化財等に係る里山林の整備・管理活動を実施する団体       | 対象事業費全額  | H 22 | 1,500             | 0                 | △ 1,500 |    |           |



(単位:千円)

| No. | 種 類 | 担当課     | 名 称                | 目 的 等  | 交 付 先                    | 補 助 率 等   | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A      | 備考         | H28<br>新設 |
|-----|-----|---------|--------------------|--|--------------------------|---|------|-------------------|-------------------|----------|------------|-----------|
| 43  | 交付金 | 文化課     | 宇都宮伝統文化連絡協議会交付金    | 地域における伝統文化を一堂に会し、市民の理解・関心を高めるため、実演・紹介する「伝統文化フェスティバル」「宮っ子伝統文化体験教室」開催に要する経費を交付する。              | 宇都宮伝統文化連絡協議会             | 対象事業費全額   | H 20 | 2,570             | 2,696             | 126      |            |           |
| 44  | 補助金 | 文化課     | うつのみや文化創造財団運営補助金   | 魅力ある市民文化の創造を図り、地域文化の振興に寄与するため、うつのみや文化創造財団の運営に要する経費を補助する。                                     | 公益財団法人うつのみや文化創造財団        | 財団運営経費全額  | H 21 | 133,121           | 57,802            | △ 75,319 | 補助対象事業費の減  |           |
| 45  | 負担金 | 文化課     | 障がい者利用減免分負担金[文化会館] | 文化会館の指定管理者に対し、利用料の減免相当分を負担する。  | 指定管理者                    | 利用料金減免相当分   | H 18 | 1,011             | 0                 | △ 1,011  | 文化会館休館に伴う減 |           |
| 46  | 負担金 | 文化課     | 障がい者利用減免分負担金[美術館]  | 美術館の指定管理者に対し、利用料の減免相当分を負担する。   | 指定管理者                    | 利用料金減免相当分   | H 18 | 1,771             | 1,849             | 78       |            |           |
| 47  | 補助金 | スポーツ振興課 | スポーツ推進委員会補助金       | 地域のスポーツ活動の振興を図るため、スポーツ推進委員の資質の向上のための経費に対して補助する。  | 宇都宮市スポーツ推進委員会            | 対象事業費の1/2以内<br>派遣費の3/10以内                                 | S 38 | 409               | 409               | 0        |            |           |
| 48  | 補助金 | スポーツ振興課 | 宇都宮市体育協会育成補助金      | スポーツ活動の普及・充実を図るため、協会の活動に対して補助する。   | 宇都宮市体育協会                 | 地区補助<br>戸数×単価等<br>競技補助<br>規模・活動に応じた額等                     | S 23 | 21,226            | 21,266            | 40       |            |           |
| 49  | 補助金 | スポーツ振興課 | スポーツ大会出場補助金        | 社会体育振興を図るため、スポーツ大会に出場する市民に対して補助する。   | 全国大会に出場する者               | 全国大会<br>1人あたり5千円 団体100千円                                  | S 23 | 1,205             | 1,205             | 0        |            |           |
| 50  | 補助金 | スポーツ振興課 | 地域スポーツクラブ創設支援補助金   | 健康寿命の延伸や、地域における生涯スポーツ社会の実現を促進するため、地域スポーツクラブの設立に必要な経費を補助する。                                   | 市内の一定地域を対象にクラブ設立を目指す準備組織 | クラブ設立費用 2年間で2,000千円                                       | H 19 | 1,000             | 500               | △ 500    |            |           |
| 51  | 補助金 | スポーツ振興課 | スポーツ大会出場補助金(応援)    | 全国大会に出場する選手に対し、学校をあげて応援遠征を行う小中学生を支援することにより、小中学生のスポーツ活動の支援及び本市のスポーツ振興を図るため、応援遠征に係る費用の一部を補助する。 | 市内小中高校                   | 遠征人数40人ごとに200千円<br>上限200人(1,000千円)<br>勝ち進むごとに当初補助金の1/5を加算 | H 21 | 1,000             | 1,000             | 0        |            |           |
| 52  | 補助金 | スポーツ振興課 | 冬季高校総体開催費補助金       | 市民がスポーツに触れる機会を拡大し、「ひとり1スポーツ」を推進するため、本市で開催される、冬季高校総体の一部種目の円滑な運営に必要な費用の一部を補助する。                | 栃木県高等学校体育連盟              | 開催経費の一部   | H 28 |                   | 600               |          |            | ○         |
| 53  | 補助金 | スポーツ振興課 | スポーツ大会開催事業補助金      | 市民のスポーツ活動に対する機運を醸成し、本市の競技スポーツの向上を図るため、全国大会等のスポーツ大会の開催に要する費用の一部を補助する。                         | 大会等の主催者                  | 県負担額の1/2  | H 28 |                   | 250               |          |            | ○         |
| 54  | 交付金 | スポーツ振興課 | 宇都宮マラソン大会開催交付金     | 市民の健康づくり及び市民ランナーの発表の場として、マラソン大会を開催するために要する経費を交付する。   | 宇都宮マラソン大会実行委員会           | 総事業費から参加料・広告料等を除いた額                                       | S 61 | 4,502             | 5,000             | 498      |            |           |

(単位:千円)

| No.               | 種類  | 担当課     | 名称                 | 目的等   | 交付先                          | 補助率等   | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A     | 備考        | H28<br>新設 |
|-------------------|-----|---------|--------------------|---|------------------------------|--|------|-------------------|-------------------|---------|-----------|-----------|
| 55                | 補助金 | スポーツ振興課 | 地域スポーツクラブ活動支援補助金   | 健康寿命の延伸や、地域における生涯スポーツ社会の実現を促進するため、地域スポーツクラブの運営に必要な経費の一部を補助する。 | 市内の一定地域を対象に設立されたクラブ(設立1~5年目) | 基本額700千円+加算額(@500円×会員数+@50,000円×種目数)※上限額1,000千円                          | H 21 | 4,000             | 2,000             | △ 2,000 |           |           |
| 56                | 補助金 | スポーツ振興課 | 地域スポーツクラブ活性化補助金    | 健康寿命の延伸や、地域における生涯スポーツ社会の実現を促進するため、地域スポーツクラブの運営に必要な経費の一部を補助する。 | 市内の一定地域を対象に設立されたクラブ(設立6年目以降) | クラブマネージャー等配置経費500千円+事業費(@2,000円×子ども・シニアの会員数+@50,000円×子どもの種目数)※上限額1,000千円 | H 21 | 3,432             | 5,266             | 1,834   |           |           |
| 57                | 補助金 | スポーツ振興課 | スポーツ広場整備補助金        | 地域の子どもから高齢者までの誰もが、身近な場所で気軽にスポーツに親しむ環境を整備するため、その費用を補助する。       | 自治会、体育協会等                    | 対象事業費全額(上限額:新設1,500千円,改修750千円)   | H 13 | 1,500             | 1,500             | 0       |           |           |
| 58                | 補助金 | スポーツ振興課 | 宇都宮市スポーツ振興財団運営補助金  | スポーツ活動の推進を図るため、スポーツ振興財団の運営に要する経費を補助する。                        | 公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団           | 財団運営経費全額   | S 56 | 225,648           | 306,896           | 81,248  | 補助対象事業費の増 |           |
| 59                | 負担金 | スポーツ振興課 | 障がい者利用減免分負担金[体育施設] | 体育施設の指定管理者に対し、利用料の減免相当分を負担する。                                 | 指定管理者                        | 利用料金減免相当分  | H 18 | 4,000             | 4,000             | 0       |           |           |
| 60                | 負担金 | 教育センター  | 県費負担教職員の研修負担金      | 小・中学校教職員の資質の向上を図るため、県が主催する教職員の研修参加に要する経費の本市受講者分を負担する。         | 栃木県                          | (県センター研修経費-特定財源)×市受講者数/総受講者数×県センター事業割合                                   | H 12 | 1,607             | 1,297             | △ 310   |           |           |
| 教育・学習・文化分野 合計 60件 |     |         |                    |   |                              |  |      | 1,263,305         | 1,275,044         | 8,469   | 千円        |           |

## (3) 生活環境分野

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課   | 名称                       | 目的等   | 交付先                      | 補助率等  | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A      | 備考   | H28<br>新設 |
|-----|-----|-------|--------------------------|---|--------------------------|---|------|-------------------|-------------------|----------|--|-----------|
| 1   | 補助金 | 環境政策課 | 家庭向け低炭素化普及促進補助金          | 電力の自家消費を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図るため、設置費等の一部を補助する。  | 自ら居住する市内の住宅に当該システムを設置する者 | ①住宅用太陽光発電システム<br>・補助率:10千円/kW<br>・補助上限:8kW<br>・補助件数:1,000件<br>②固定式蓄電池<br>・補助上限:300千円<br>・補助件数:40件<br>③電気自動車(EV)<br>・補助上限:300千円<br>・補助件数:90件<br>④太陽光発電システム・EV連携機器<br>・補助上限:100千円<br>・補助件数:90件<br>⑤家庭用燃料電池<br>・補助上限:100千円<br>・補助件数:100件 | H 15 | 128,000           | 108,000           | △ 20,000 | ・「住宅用高効率給湯器設置費補助金」を統合<br>・名称を「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」から変更<br>・①住宅用太陽光発電システム補助率の見直し(20千円/kW→10千円/kW)<br>補助上限の見直し(4kW→8kW)<br>補助件数の減(1,600件→1,000件)<br>・②固定式蓄電池, ③EV, ④太陽光発電システム・EV連携機器の追加 |           |
| 2   | 交付金 | 環境政策課 | みやの環境創造提案・実践事業交付金        | 環境創造に関する課題解決のため、学生等が柔軟で斬新な発想をもって課題解決の方策を提案し、実践するための費用を交付する。                         | 市内学生等団体                  | ・対象事業費全額(上限額:1団体年間100千円)<br>・期間:1団体最長2年間  | H 26 | 600               | 600               | 0        |  |           |
| 3   | 交付金 | 環境政策課 | もったいない運動市民事業交付金          | 「もったいない運動」の拡大や定着を図るため、「もったいないフェア」などの事業費等に交付金を交付する。                                  | もったいない運動市民会議             | 総事業費から広告・協賛金収入を除いた額   | H 21 | 4,642             | 4,605             | △ 37     |  |           |
| 4   | 補助金 | ごみ減量課 | コンポスト容器及び電動式生ごみ処理機設置費補助金 | 家庭系生ごみの堆肥化を促進し、焼却ごみの減量を図るため、購入費用の一部を補助する。   | コンポスト容器又は電動式生ごみ処理機を購入した者 | 購入費の1/2以内(上限額:コンポスト5千円, 電動式30千円)  | S 61 | 2,769             | 2,040             | △ 729    | 補助件数の見直し(コンポスト:110件→120件, 電動式:86件→60件)   |           |
| 5   | 補助金 | 河川課   | 河川愛護活動事業補助金              | 市内を流れる河川の良好な環境を守るため、河川愛護活動(清掃・除草・河川敷緑化など)に対して補助する。                                  | 宇都宮市河川愛護会                | 清掃・除草活動費<br>上限額:70,000円<br>緑化活動費<br>上限額:30,000円<br>事務費<br>上限額:3,300円  | H 15 | 2,119             | 2,035             | △ 84     | 活動中グループの減少による減(56→54)  |           |
| 6   | 負担金 | 住宅課   | 宝木市営住宅共益費負担金             | 建替事業に伴い、市が政策空家として公募を行っていない宝木市営住宅について、共益費の入居者負担を軽減する。                                | 宝木団地自治会                  | ・政策空家開始前と当該年度の入居率に基づき算出した額  | H 28 |                   | 875               |          |  | ○         |
| 7   | 補助金 | 住宅課   | 地域優良賃貸住宅家賃補助金            | 子育て世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯の居住水準の向上を促進するとともに、良質な賃貸住宅の供給促進を図るため、地域優良賃貸住宅事業実施者に対して家賃の一部を補助する。 | 地域優良賃貸住宅事業実施者            | 家賃補助<br>契約家賃と入居者負担額の差額(上限額:40千円/戸)  | H 20 | 15,168            | 13,572            | △ 1,596  |  |           |

(単位:千円)

| No.           | 種類  | 担当課   | 名称              | 目的等  | 交付先   | 補助率等   | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A      | 備考                                  | H28<br>新設 |
|---------------|-----|-------|-----------------|--|---|--|------|-------------------|-------------------|----------|-------------------------------------|-----------|
| 8             | 補助金 | 住宅課   | 若年夫婦・子育て世帯家賃補助金 | 持続可能な拠点づくりに向け、中心市街地エリア内の民間賃貸住宅のストック(空き家)を活用し、このエリア内に、新たに転居する若年夫婦及び子育て世帯に家賃補助を行い、中心市街地への居住促進を図る。        | ・いずれも40歳未満の夫婦世帯<br>・義務教育終了前の子どもがいる世帯  | 実質家賃額の1/2<br>(上限額:月20千円,36月まで)   | H 17 | 88,128            | 61,560            | △ 26,568 | 平成26年度の上限額見直しに伴う従来の制度対象者の補助期間終了による減 |           |
| 9             | 補助金 | 住宅課   | 住宅取得支援事業補助金     | 持続可能な拠点づくりに向け、中心市街地エリア内に新たに住宅を取得する世帯を対象に取得補助を行い、中心市街地への定住促進を図る。  | 中心市街地に新たに住宅を取得し、居住する世帯  | 住宅ローン借入額の1.5%<br>(上限額:300千円)   | H 26 | 18,000            | 12,000            | △ 6,000  | 補助見込件数の減                            |           |
| 10            | 補助金 | 住宅課   | 住宅改修事業補助金       | 良質な住まいの形成の促進を図るため、住宅の性能や機能を高める住宅改修工事費の一部を補助する。   | 居住する住宅、または空き家を改修し居住する際の住宅の改修工事を行う者  | 住宅改修工事費の10%<br>(上限額:100千円)   | H 24 | 37,000            | 30,000            | △ 7,000  | 補助見込件数の減                            |           |
| 11            | 補助金 | 生活排水課 | 浄化槽整備事業補助金      | 市街化調整区域のうち、下水道などが整備されない、または長期間整備されない地域(事業計画区域を除く)における快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助する。 | 市街化調整区域のうち、下水道などが整備されない、または長期間整備されない地域(事業計画区域を除く)で、専用住宅などに合併処理浄化槽を設置しようとする者 | ※7人槽の場合<br>・浄化槽設置費(上限額605千円)<br>(国基準額のうち、国1/2, 県0.9/3, 市0.6/3)<br>・単独処理浄化槽転換費(上限額120千円)<br>(国基準額のうち、国1/2, 市1/2)<br>・敷地内処理装置費(上限額125千円) | S 63 | 160,389           | 157,044           | △ 3,345  |                                     |           |
| 12            | 補助金 | 生活排水課 | 水洗便所改造資金利子補給金   | 農業集落排水の処理区域内の水洗化を進めるため、既設の便所を水洗便所に改造する工事に必要な資金の融資あっせんを行い、融資機関に対し利子相当額を補助する。                            | 足利銀行<br>栃木銀行<br>宇都宮農業協同組合   | 年利1.80%  | H 4  | 60                | 60                | 0        |                                     |           |
| 生活環境分野 合計 12件 |     |       |                 |  |   |  |      | 456,875           | 392,391           | △ 65,359 | 千円                                  |           |

## (4) 産業・経済分野

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課   | 名称                          | 目的等   | 交付先  | 補助率等   | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A   | 備考  | H28<br>新設 |
|-----|-----|-------|-----------------------------|---|--|--|------|-------------------|-------------------|-------|---|-----------|
| 1   | 補助金 | 産業政策課 | 高度技術産学連携<br>地域対象事業補助<br>金   | 高度技術産業の一層の集積を図り、新たな事業の創出を促進し、地域経済の自立的な発展を図るため、栃木県産業振興センターの事業費の一部を補助する。  | 公益財団法人栃木県産業振興センター  | 対象事業費の1/2を関係5市4町が<br>財政規模等により負担  | H 12 | 346               | 336               | △ 10  |   |           |
| 2   | 補助金 | 産業政策課 | 販路開拓支援事業<br>補助金             | 市内の産業に関する事業者等の、新たな販路や取引先、事業提携先等の開拓を支援するため、一定以上の規模の展示会等に製品などを出展する経費の一部を補助する。   | ①単独の中小企業者等<br>②2者以上の中小企業者等<br>により構成された団体もしくは<br>協同組合                   | ①単独<br>対象経費の1/3以内<br>・上限額<br>国内:200千円<br>海外:400千円<br>②団体等<br>対象経費の1/2以内<br>・上限額<br>国内:200千円<br>海外:400千円                                      | H 23 | 600               | 1,400             | 800   |   |           |
| 3   | 補助金 | 産業政策課 | 新産業創出支援事<br>業補助金            | 次世代モビリティ分野や環境・エネルギー分野、医療・健康福祉分野における革新的な技術・アイデアにより新たな産業の創出を図るため、中小企業の新製品・新技術の研究開発に要する経費の一部を補助する。                           | 次世代モビリティ分野、環<br>境・エネルギー分野、医療・<br>健康福祉分野において、新<br>製品の開発等を行おうとす<br>る中小企業 | 対象事業費の1/2以内<br>(上限額:2,000千円)   | H 24 | 8,000             | 8,000             | 0     |   |           |
| 4   | 交付金 | 産業政策課 | 次世代産業イノ<br>ベーション推進事業<br>交付金 | 本市の産業を牽引する次世代モビリティ産業のほか、環境・エネルギー分野や医療・福祉分野などの新産業分野への新規参入の促進等により地域経済の持続的発展を図るため、「うつのみや次世代産業イノベーション推進会議」が実施する事業に要する経費を交付する。 | うつのみや次世代産業イノ<br>ベーション推進会議  | 対象事業費全額  | H 25 | 1,676             | 1,840             | 164   |   |           |
| 5   | 補助金 | 産業政策課 | 宇都宮ベンチャー<br>ズ事業補助金          | 地域内からの起業・創業や企業の新事業への進出を促し、多様な分野の企業集積を促進するため、新事業創出の重要な担い手である起業家を支援する「宇都宮ベンチャーズ」の事業に要する経費を補助する。                             | 宇都宮ベンチャーズ  | 全体事業費から事業収入を除いた<br>費用全額  | H 14 | 4,430             | 4,035             | △ 395 |   |           |
| 6   | 補助金 | 産業政策課 | UJIターン起業促進<br>補助金           | 社会情勢の変化に対応し、持続可能な活力あるまちづくりを推進するため、本市へのUJIターンによる新規開業や新事業の創出を行おうとする者に対して、法人設立や事業拠点、生活拠点の確保に要する経費の一部を補助する。                   | UJIターンにより起業する者<br>等  | ①法人設立・事業開始関係<br>・対象事業費の1/2以内<br>(上限額:15万円)<br>②事業拠点貸借(最大3年間)<br>・対象経費の3/10以内<br>(上限額:6万円/月)<br>③生活拠点貸借(最大3年間)<br>・対象経費の3/10以内<br>(上限額:2万円/月) | H 20 | 3,289             | 3,744             | 455   |   |           |
| 7   | 補助金 | 産業政策課 | 大谷石利用促進事<br>業補助金            | 大谷石への愛着の醸成や大谷石への印象の向上を図ることにより、大谷石の利用を促進するため、一般住宅・店舗等の新増築、改築などの際に内外装材として大谷石を使用した場合の工事に係る経費の一部を補助する。                        | 内外装材に大谷石を使用す<br>る建築物の建築主等  | 対象事業費の3/10<br>(上限額)<br>住宅(5㎡以上)100千円<br>住宅以外(10㎡以上)300千円<br>※1㎡当たり工事単価38千円以下<br>※仕上げ加工石を使用した部分1<br>㎡当たり工事単価50千円以下                            | H 22 | 5,656             | 5,000             | △ 656 | 住宅・店舗への<br>仕上げ加工石<br>の利用促進・普<br>及を図る支援の<br>拡充 |           |

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課   | 名称                 | 目的等   | 交付先                                  | 補助率等   | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A     | 備考                                 | H28<br>新設 |
|-----|-----|-------|--------------------|---|--------------------------------------|--|------|-------------------|-------------------|---------|------------------------------------|-----------|
| 8   | 補助金 | 産業政策課 | 大谷特性活用支援事業補助金      | 大谷地域資源を積極的に活用した地域産業を創出するため、大谷石の特性を活かした新製品等の研究開発に向けた取組に要する経費の一部を補助する。  | 大谷石の特性を活かした新商品、新製品などの創出に向けた取組を行うとする者 | 事業費の3/10<br>(上限額:300千円)  | H 23 | 300               | 300               | 0       |                                    |           |
| 9   | 補助金 | 産業政策課 | 大谷地域整備公社運営費補助金     | 大谷石採取場跡地の安全対策を総合的に推進することにより、住民生活の安全を確保し、もって地域経済の発展に寄与するため、県・市・大谷石材協同組合によって設立した「公益財団法人大谷地域整備公社」の運営費の一部を補助する。 | 公益財団法人大谷地域整備公社                       | 対象事業費の1/3以内  | H 2  | 32,001            | 33,868            | 1,867   |                                    |           |
| 10  | 補助金 | 商工振興課 | 宇都宮地区雇用協会事業補助金     | 産業振興に必要となる労働力の確保及び勤労弱者の雇用安定を促進するため、就職に関する情報提供や事業所と管内高校との意見交換会などを実施する「宇都宮地区雇用協会」の事業に要する経費の一部を補助する。           | 宇都宮地区雇用協会                            | 定額398千円  | S 41 | 398               | 398               | 0       |                                    |           |
| 11  | 補助金 | 商工振興課 | 中小企業退職金共済制度加入促進補助金 | 市内中小企業の制度加入を促進し、中小企業で働く従業員の福祉の向上と雇用の安定を図るため、中小企業退職金共済制度の掛金の一部を補助する。   | 中小企業退職金共済事業本部と新規に共済契約を結んだ市内の事業主      | 対象事業費の2/10<br>(上限額:120千円/事業主)  | S 48 | 2,500             | 2,500             | 0       |                                    |           |
| 12  | 補助金 | 商工振興課 | 永年勤続表彰事業補助金        | 雇用安定と労働基準法等の関係諸制度の普及啓発のため、一般社団法人宇都宮労働基準協会の実施する永年勤続従業員表彰事業に係る経費の一部を補助する。                                     | 一般社団法人宇都宮労働基準協会                      | 対象事業費の1/3以内  | S 41 | 300               | 250               | △ 50    |                                    |           |
| 13  | 補助金 | 商工振興課 | 勤労者健全育成事業補助金       | 勤労者の健全な育成を図るため、市内に事業所のある中小企業または労働組合を主たる構成員とする団体が実施する勤労者健全育成事業等に要する経費の一部を補助する。                               | 市内に事務所のある中小企業又は労働組合を主たる構成員とする団体      | 対象事業費の1/3<br>(上限額:200千円/集合体)   | H 28 |                   | 1,000             |         | 「勤労者福利厚生事業補助金」「中小企業福祉事業補助金」をリニューアル | ○         |
| 14  | 補助金 | 商工振興課 | 共同職業訓練事業補助金        | 認定職業訓練を円滑に実施し、熟練技能者の養成と技能の向上を図るため、「共同高等産業技術学校運営会」の管理運営費および事業費の一部を補助する。                                      | 宇都宮共同高等産業技術学校運営会                     | 管理運営及び事業費の一部<br>(上限額:1,400千円)  | S 43 | 1,400             | 1,400             | 0       |                                    |           |
| 15  | 補助金 | 商工振興課 | 就職困難者雇用奨励金         | 就職が困難な求職者の雇用機会の創出を図るため、就職困難者(国の「トライアル雇用奨励金」「特定求職者雇用開発助成金」受給者及び、事業主都合による離職者等)を6か月以上雇用した事業主に対して補助する。          | 中小事業主                                | ・国の「トライアル雇用奨励金」受給者:国の交付額の1/2(上限額6万円)<br>・国の「特定求職者雇用開発助成金」受給者:障がい者等(上限額15万円)、重度障がい者(上限額20万円)<br>・事業主都合による離職者等:15万円(既卒3年以内の者を、更に6か月以上雇用継続した場合は10万円を追加交付) | H 24 | 4,000             | 3,000             | △ 1,000 |                                    |           |
| 16  | 負担金 | 商工振興課 | 商店街通行量実態調査共催負担金    | 商業の振興と中心市街地の活性化に役立てるため、商業施設の基礎データとして中心商店街の通行量の実態を把握する調査に係る経費の一部を負担する。                                       | 宇都宮商工会議所                             | 対象事業費の1/2  | S 53 | 1,245             | 0                 | △ 1,245 | 隔年実施                               |           |
| 17  | 負担金 | 商工振興課 | 来街者実態調査共催負担金       | 商業の振興と中心市街地の活性化に役立てるため、中心商店街への来街者の実態を把握する調査に係る経費の一部を負担する。   | 宇都宮商工会議所                             | 対象事業費の1/2  | S 55 | 422               | 0                 | △ 422   | 隔年実施                               |           |



(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課   | 名称                           | 目的等   | 交付先                         | 補助率等  | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A      | 備考             | H28<br>新設 |
|-----|-----|-------|------------------------------|---|-----------------------------|---|------|-------------------|-------------------|----------|----------------|-----------|
| 18  | 補助金 | 商工振興課 | 宇都宮商工会議所<br>事業補助金            | 中小企業者の経営の安定と商業振興のため、宇都宮商<br>工会議所が行う事業費の一部を補助する。   | 宇都宮商工会議所                    | 対象事業費の3/10以内<br>(検定事業費除く)   | S 34 | 8,789             | 8,350             | △ 439    |                |           |
| 19  | 補助金 | 商工振興課 | 宇都宮商工会議所<br>中小企業相談所事<br>業補助金 | 中小企業者の経営の安定と商業振興のため、宇都宮商<br>工会議所が行う相談事業費の一部を補助する。   | 宇都宮商工会議所(中小企<br>業相談所)       | 対象事業費の3/10以内<br>(経営改善事業の件費を除く)  | S 35 | 5,416             | 5,146             | △ 270    |                |           |
| 20  | 補助金 | 商工振興課 | 宇都宮青年会議所<br>事業補助金            | 中心商業地などの賑わい創出事業を通し、事業者として<br>の協力、協調性を学び、もって青年経営者を育成するた<br>め、宇都宮青年会議所の事業費の一部を補助する。             | 宇都宮青年会議所                    | 対象事業費の3/10以内  | S 43 | 372               | 354               | △ 18     |                |           |
| 21  | 補助金 | 商工振興課 | 栃木県中小企業団<br>体中央会事業補助<br>金    | 事業共同組合・企業組合の組織化と、それによる消費、<br>商品流通の増進を図るため、栃木県中小企業団体中央<br>会の事業費の一部を補助する。                       | 栃木県中小企業団体中央<br>会            | 対象事業費の3/10以内  | S 42 | 278               | 265               | △ 13     |                |           |
| 22  | 補助金 | 商工振興課 | うつのみや市商工<br>会事業補助金           | 地域中小企業者の経営の安定と商工業の振興のため、<br>商工会の事業費の一部を補助する。  | うつのみや市商工会                   | 対象事業費の3/10以内  | H 23 | 11,642            | 10,710            | △ 932    |                |           |
| 23  | 補助金 | 商工振興課 | 信用保証料補助金                     | 中小企業者向けの融資を円滑化するため、債務保証に<br>係る保証料を補助する。   | 栃木県信用保証協会                   | ・融資金額1,000万円以内(一部資<br>金は2,000万円以内)に対する信<br>用保証料の全額<br>・一部資金にあつては、融資金額<br>3,000万円以内に対する信用保証<br>料の1/3 | S 48 | 308,224           | 289,427           | △ 18,797 | 補助申請見込<br>件数の減 |           |
| 24  | 負担金 | 商工振興課 | 市町村特別保証制<br>度負担金             | 中小企業向けの融資を円滑化するため、中小企業者が<br>負担する債務保証に係る保証料の一部を負担する。   | 栃木県信用保証協会                   | 算出保証料の10%   | H 14 | 32,309            | 27,411            | △ 4,898  | 申請見込件数<br>の減   |           |
| 25  | 補助金 | 商工振興課 | 伝統工芸品産業振<br>興事業補助金           | 本市の伝統工芸品に対する理解を深め、後継者育成や<br>販路拡大の機会を増やすため、「伝統工芸品産業振興<br>推進協議会」の実施する展示会開催費等の一部を補助<br>する。       | 宇都宮市伝統工芸品産業<br>振興推進協議会      | 対象事業費の1/2以内<br>(上限額:100千円)  | H 10 | 100               | 95                | △ 5      |                |           |
| 26  | 補助金 | 商工振興課 | 工業団地振興補助<br>金                | 工業団地の発展及び工業の活性化を図るため、団体の<br>管理及び運営に要する経費の一部を補助する。   | 工業団地立地企業で構成さ<br>れた団体        | 管理及び運営経費の一部   | H 15 | 1,800             | 3,000             | 1,200    |                |           |
| 27  | 補助金 | 商工振興課 | 特許権等取得促進<br>事業費補助金           | 中小企業の製品及びサービス、技術の開発を促進する<br>ため、産業財産権出願経費等の一部を補助する。  | 特許等の産業財産権を出願<br>した中小製造業等    | 特許権、実用新案権、意匠権、商<br>標権に係る出願経費の1/2以内<br>(上限額:30万円)  | H 17 | 1,200             | 1,287             | 87       |                |           |
| 28  | 補助金 | 商工振興課 | 中小企業高度化設<br>備設置補助金           | 中小企業の振興を図るため、技術の高度化・合理化を<br>促進する設備を設置した場合に、その取得額の一部を<br>補助する。                                 | 製造業、特定サービス業の<br>業種に該当する中小企業 | 設備の取得額×3%<br>※小規模事業者は4%<br>(上限額:10,000千円)   | H 18 | 100,000           | 80,000            | △ 20,000 | 補助申請見込<br>件数の減 |           |
| 29  | 負担金 | 商工振興課 | 発明相談事業負担<br>金                | 特許権や実用新案等に関するあらゆる相談に応じ、<br>以って知的所有権に対する意識の向上と付加価値のあ<br>る製品開発を促進するため、相談窓口の開設に係る経<br>費の一部を負担する。 | 宇都宮商工会議所                    | 対象事業費の1/2以内   | H 3  | 94                | 94                | 0        |                |           |

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課   | 名称                     | 目的等   | 交付先                     | 補助率等   | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A   | 備考   | H28<br>新設 |
|-----|-----|-------|------------------------|---|-------------------------|--|------|-------------------|-------------------|-------|--|-----------|
| 30  | 交付金 | 商工振興課 | 宇都宮CSR推進協議会交付金         | 企業の社会的責任としてのCSR活動を活発化し、企業・市民・行政の協働のまちづくりを推進するとともに、CSR活動企業の社会的価値(信用)を高め、もって産業の振興を図るため、CSR活動に対する企業のモチベーションや市民の関心を高める仕組みを推進する「CSR推進協議会」の事業に要する経費を交付する。 | 宇都宮CSR推進協議会             | 対象事業費全額  | H 21 | 4,060             | 3,885             | △ 175 |  |           |
| 31  | 補助金 | 商工振興課 | 企業立地補助金・企業定着促進拡大再投資補助金 | 企業の誘致及び域内再配置を促進し、本市産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、土地・建物や設備に対する取得額の一部を補助する。   | 市内の工業団地等に立地・増設・建替えを行う企業 | ①立地補助金<br>・基本補助:土地、建物、設備の取得額の3%(上限額:1億円)<br>※借地の場合建物・設備の3%(上限額:7千万円)<br>・上乗せ補助:土地取得額の25%、設備の取得額の3%(上限額:1億円)<br>※借地の場合、設備の3%(上限額:1千1百万円)<br>上乗せ補助対象:東谷・中島地区、テクノポリスセンター地区等<br>・大規模特例:土地取得額の25%、設備の取得額の3%(上限額:9億円)<br>大規模特例対象:モビリティ産業、基本補助の上限額を超える立地<br>※借地の場合、設備の3%(上限額:9千9百万円)<br>②定着促進拡大再投資補助金<br>・基本補助:建物、設備の取得及び建替額の5%(上限額:5千万円)<br>・上乗せ補助:土地取得額の25%(上限額:5千万円)<br>・新産業・施設機能上乗せ:設備の取得額の5%(上限額:5千万円) | H 18 | 150,000           | 150,000           | 0     | ・「立地補助金」「定着促進拡大再投資補助金」の対象業種等に『植物工場』を追加<br>・「定着促進拡大再投資補助金」の補助内容に『建替』を追加 |           |
| 32  | 補助金 | 商工振興課 | 中心商業地出店等促進事業補助金        | 中心商業地において、長期間空き店舗となることによる近隣の商業力低下を防止するため、新規出店等に要する経費の一部を補助する。   | 宇都宮商工会議所                | ①出店時の内外装改造費の3/10～5/10(上限額:1,500千円。ただし、大谷石蔵は2,000千円)<br>②店舗改装費の3/10(上限額:500千円)<br>③経営財務診断費の5/10(上限額:15千円)   | H 15 | 22,100            | 31,480            | 9,380 | 補助申請見込件数の増   |           |
| 33  | 補助金 | 商工振興課 | 魅力ある商店街等支援事業補助金        | ①商店街等の集客力を高めるため、販売促進などの事業の実施に要する経費の一部を補助する。<br>②商店街等の集客力を高めるため、街路灯、アーケードの設置費や維持管理費などの一部を補助する。   | 市内各商店街、商業組合等            | ①販売促進事業の3/10(中心部共同4/10)<br>②・設置費の2/10<br>・LED化の4/10<br>・電灯料の3/10<br>・修繕料の1/10  | H 13 | 23,500            | 23,500            | 0     |  |           |
| 34  | 補助金 | 商工振興課 | ガンバルまちなか活性化支援事業補助金     | 中心商業地における居住人口の増加などの環境変化への対応と活性化を図るため、近隣居住者に対する生活品の買い物支援やコミュニティ創設を目的として商店街等が自ら実施する空き店舗活用事業に係る経費の一部を補助する。   | 中心商業地の商店街組織等            | ①家賃に対する補助(上限額:100千円/月)<br>②店舗改装費の3/10(上限額:500千円)   | H 26 | 2,400             | 2,900             | 500   |  |           |



(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課   | 名称                           | 目的等   | 交付先                      | 補助率等                       | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A   | 備考                                  | H28<br>新設 |
|-----|-----|-------|------------------------------|---|--------------------------|----------------------------|------|-------------------|-------------------|-------|-------------------------------------|-----------|
| 35  | 補助金 | 商工振興課 | 商店街次世代後継者育成事業補助金             | 将来の商店街を担う若手・後継者を新たな担い手として育成し、商店街としての魅力を高め、もって中心商店街の活性化を図るため、商店街自らが実施する新たな魅力の創造やコンセプトづくりに要する費用の一部を補助する。                      | 宇都宮商工会議所                 | 対象事業費の1/2                  | H 27 | 0                 | 1,000             | 1,000 |                                     |           |
| 36  | 交付金 | 商工振興課 | 商業祭交付金                       | 商業者と消費者とのふれあいや地域密着型の商店街作りを推進するため、市内全域の商店街が開催する、にぎわいづくりのためのイベントに係る経費を交付する。   | 商業祭実行委員会                 | 開催経費の一部                    | H 13 | 808               | 767               | △ 41  |                                     |           |
| 37  | 交付金 | 商工振興課 | 大道芸フェスティバル実行委員会交付金           | 中心市街地において、気軽に市民が楽しめる雰囲気形成し、中心市街地全体の魅力の向上を図るため、中心市街地拠点広場を核として、中心商店街や各種団体等と協働で、新たなまちなかの魅力創出のきっかけづくりを行う「大道芸フェスティバル」の開催経費を交付する。 | うつのみや大道芸フェスティバル実行委員会     | 開催経費の一部                    | H 20 | 428               | 407               | △ 21  |                                     |           |
| 38  | 補助金 | 観光交流課 | 農業・農村ふれあい交流事業補助金             | 農村地域と都市住民との交流を通して、農への理解促進と農村の活性化を図るため、地域住民等が主体となって実施する「農業・農村ふれあい交流事業」に要する経費の一部を補助する。  | ふれあい交流事業を実施する団体          | 対象事業費の1/2以内<br>(上限額:100千円) | H 20 | 500               | 300               | △ 200 |                                     |           |
| 39  | 交付金 | 観光交流課 | 宇都宮さつき&花フェア開催交付金             | 宇都宮市の花「さつき」を全国にPRするとともに、花や緑の生活に占める重要性の認識を高め、花き花木の普及定着と生産振興を図るため、「さつき&花フェア」の開催経費を交付する。                                       | 宇都宮さつき&花フェア実行委員会         | 開催経費の一部                    | H 8  | 1,330             | 1,330             | 0     |                                     |           |
| 40  | 負担金 | 観光交流課 | 障がい者利用減分負担金[ろまんちっく村]         | ろまんちっく村の指定管理者に対し、障がい者の利用料の減免相当分を負担する。   | ㈱ファーマーズ・フォレスト            | 利用料金減免相当額                  | H 14 | 35,979            | 37,832            | 1,853 |                                     |           |
| 41  | 負担金 | 観光交流課 | 障がい者利用減分負担金[上河内地域交流館]        | 上河内地域交流館の指定管理者に対し、障がい者の利用料の減免相当分を負担する。  | ㈱かみかわち温泉振興会              | 利用料金減免相当額                  | H 22 | 19,030            | 21,594            | 2,564 |                                     |           |
| 42  | 補助金 | 観光交流課 | 篠井農産加工所管理運営費補助金              | 農産加工所の円滑な管理運営により地域農村の振興と活性化を図るため、運営費の一部を補助する。   | 篠井地区ゆたかなまちづくり協議会         | 施設管理嘱託員報酬及び技術指導員謝金の一部      | H 3  | 1,810             | 1,810             | 0     |                                     |           |
| 43  | 負担金 | 観光交流課 | ツール・ド・とちぎ開催負担金               | 世界的に活躍する一流レーサーや国内のプロを招聘し、自転車を活用した地域の魅力向上及び地域経済の活性化を図るため、ツール・ド・とちぎ開催経費の一部を負担する。  | ツール・ド・とちぎ実行委員会           | 開催経費の一部                    | H 28 |                   | 0                 |       | H28予算は地方創生加速化交付金によりH27へ前倒し(1,200千円) | ○         |
| 44  | 交付金 | 観光交流課 | ジャパンカップサイクルロードレース開催交付金       | サイクルスポーツを活用し、本市への誘客促進や、観戦型スポーツへの市民の理解・関心を高めるため、大会開催に要する経費を交付する。   | NPO法人ジャパンカップサイクルロードレース協会 | 総事業費から(公財)JKA補助金等を除いた額     | H 4  | 100,000           | 100,000           | 0     |                                     |           |
| 45  | 交付金 | 観光交流課 | ジャパンカップサイクルロードレース開催(記念事業)交付金 | 第25回目を迎える「ジャパンカップサイクルロードレース」において、記念事業に要する経費を交付する。   | NPO法人ジャパンカップサイクルロードレース協会 | 開催経費の一部                    | H 28 |                   | 38,750            |       |                                     | ○         |

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課   | 名称                    | 目的等   | 交付先                 | 補助率等   | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A   | 備考 | H28<br>新設 |
|-----|-----|-------|-----------------------|---|---------------------|--|------|-------------------|-------------------|-------|----|-----------|
| 46  | 交付金 | 観光交流課 | 宇都宮サイクルスポーツ推進委員会事業交付金 | 地域に根ざしたサイクルスポーツ事業に官民一体となって取り組むことにより、自転車のまち宇都宮を推進し、交流人口の拡大や地域活性化に寄与するため、サイクルスポーツ事業の開催に要する経費を交付する。                | 宇都宮サイクルスポーツ推進委員会    | 開催経費の一部  | H 28 |                   | 5,500             |       |    | ○         |
| 47  | 交付金 | 観光交流課 | 全日本シクロクロス選手権大会開催事業交付金 | 本市で開催される第22回全日本シクロクロス選手権大会の開催経費を交付する。   | 全日本シクロクロス選手権大会実行委員会 | 開催経費の一部  | H 28 |                   | 5,000             |       |    | ○         |
| 48  | 負担金 | 観光交流課 | 栃木県アンテナショップ運営事業負担金    | 本市の知名度アップ、地場製品の販売、観光誘客の促進を図るため、首都圏における情報発信基地である「栃木県アンテナショップ」の運営経費の一部を負担する。                                      | 栃木県アンテナショップ協議会      | 県内各市町が運営費の1/2を「人口割」、「売上割」で負担   | H 24 | 1,320             | 2,433             | 1,113 |    |           |
| 49  | 補助金 | 観光交流課 | ふるさと宮まつり開催委員会事業補助金    | ふるさと宮まつりを充実させ、もって本市の知名度向上と観光振興を図るため、開催経費の一部を補助する。   | ふるさと宮まつり開催委員会       | 事業費の1/2以内  | S 51 | 11,100            | 11,100            | 0     |    |           |
| 50  | 補助金 | 観光交流課 | うつのみや花火大会事業補助金        | うつのみや花火大会を充実させ、もって本市の知名度向上と観光振興を図るため、開催経費の一部を補助する。  | 特定非営利活動法人うつのみや百年花火  | 開催に係る会場設営費、警備人件費等の1/2以内  | S 59 | 2,500             | 2,500             | 0     |    |           |
| 51  | 補助金 | 観光交流課 | 大谷観光景観形成事業補助金         | 大谷エリア内で実施される観光景観形成への取組を充実させ、もって大谷観光を推進するため、取組に要する経費の一部を補助する。  | 城山地区総合開発推進協議会       | 大谷・多気地区美観事業費の1/2以内   | H 20 | 1,200             | 1,200             | 0     |    |           |
| 52  | 補助金 | 観光交流課 | 宇都宮観光コンベンション協会事業補助金   | 本市の観光コンベンション事業の中核団体として、民間と一体となった観光宣伝活動、コンベンション推進事業受入体制の整備等を行うため、その事業運営に要する経費の一部を補助する。                           | 宇都宮観光コンベンション協会      | 総事業費から観光施設費を除いた額の4/5以内   | H 12 | 39,261            | 45,147            | 5,886 |    |           |
| 53  | 補助金 | 観光交流課 | 観光振興促進事業補助金           | ①市内全域において体験型観光を推進するため、体験型観光施設の整備に要する費用の一部を補助する。<br>②大谷地域における観光客の利便性向上のため、新たに飲食店または土産品店を出店する場合に、その施設整備費の一部を補助する。 | 各事業者                | ①観光体験館整備事業<br>対象事業費の1/3以内<br>(上限額:2,000千円)<br>②観光施設整備事業<br>対象事業費の1/3以内<br>(上限額:2,000千円)<br>(おもてなしコーナーを設置しない場合は上限額:1,500千円) | H 21 | 2,000             | 2,000             | 0     |    |           |
| 54  | 負担金 | 観光交流課 | おもてなし推進委員会負担金         | 民間と一体となった「おもてなし運動」を推進するため、「おもてなし推進委員会」の実施する事業に要する経費の一部を負担する。  | おもてなし推進委員会          | 対象経費から事業収入を除いた額を構成団体(市、観光コンベンション協会、商工会議所)で負担   | H 20 | 400               | 400               | 0     |    |           |
| 55  | 負担金 | 観光交流課 | 宇都宮観光コンベンション協会事業負担金   | 観光振興を図るため、観光案内所などの維持管理及び運営事業に要する経費を負担する。  | 宇都宮観光コンベンション協会      | 観光施設の管理・運営等に係る費用全額   | H 18 | 8,160             | 8,936             | 776   |    |           |
| 56  | 交付金 | 観光交流課 | フェスタin大谷実行委員会交付金      | 大谷観光を推進するとともに、イベントを通じた地域住民間のコミュニケーションを深め、もって大谷地域の活性化を図るため、「フェスタin大谷」の開催経費を交付する。                                 | フェスタin大谷実行委員会       | 開催経費の一部  | H 13 | 3,000             | 3,000             | 0     |    |           |

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課   | 名称                              | 目的等   | 交付先                         | 補助率等                               | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A     | 備考 | H28<br>新設 |
|-----|-----|-------|---------------------------------|---|-----------------------------|------------------------------------|------|-------------------|-------------------|---------|----|-----------|
| 57  | 交付金 | 観光交流課 | MotoGPプライベート実行委員会交付金            | ツインリンクもてぎで開催されるロードレース世界選手権「MotoGP」を活用し、本市の観光資源やスポーツコンベンションなどの知名度の向上を図るため、近隣自治体とともにプライベートを開催する費用を交付する。 | MotoGPプライベート実行委員会           | 定額450千円                            | H 24 | 500               | 450               | △ 50    |    |           |
| 58  | 交付金 | 観光交流課 | 2016全国餃子サミット&全国餃子祭りinうつのみや開催交付金 | 全国餃子サミット&全国餃子祭りinうつのみやを開催することにより、県内外からの観光客の誘客に寄与し、本市の交流人口の拡大と地域経済を活性化させるため、開催経費を交付する。                 | 全国餃子サミット&全国餃子祭りinうつのみや実行委員会 | 開催経費の一部                            | H 28 |                   | 8,000             |         |    | ○         |
| 59  | 補助金 | 農業企画課 | 食農体験学習事業補助金                     | 学校教育の一環として、児童・生徒が農業及び食への理解や関心を深めるとともに豊かな心を育むため、体験農園を活用して自分たちで農作業を行い収穫した作物を食べるまでの体験に要する費用の一部を補助する。     | 各市立小・中学校食農体験学習事業運営委員会(93校)  | 体験農園の運営に要する経費(上限額:57千円/校)          | H 12 | 5,301             | 5,301             | 0       |    |           |
| 60  | 補助金 | 農業企画課 | 農業・農村活性化拠点施設整備支援事業補助金           | 地域が主体的に直売所や農村レストラン、交流施設などの複合的機能を備えた拠点施設を整備するにあたり、地域が行うコンサルティング調査業務に要する費用の一部を補助する。                     | 農林漁業者等の組織する団体等              | 対象経費の1/2(上限額:3,000千円)              | H 28 |                   | 3,000             |         |    | ○         |
| 61  | 交付金 | 農業企画課 | 農林業祭開催交付金                       | 本市の優れた農産物のPRや生産者と消費者の交流などを通じて、本市農林業に対する理解と関心を高めるため、「食と農」の総合イベントである「農林業祭」の開催経費を交付する。                   | 宇都宮市農林業祭開催委員会               | 総事業費の1/2以内                         | S 37 | 2,750             | 2,750             | 0       |    |           |
| 62  | 交付金 | 農業企画課 | 宇都宮市耕作放棄地再生事業交付金                | 耕作放棄地の早期解消及び農村環境の保全及び農業生産力の維持向上を図るため、耕作放棄地の再生利用に係る費用を交付する。  | 宇都宮市農業再生協議会                 | 草刈・耕起作業 16千円/10a                   | H 25 | 966               | 720               | △ 246   |    |           |
| 63  | 補助金 | 農業企画課 | 農業公社運営費補助金                      | 農地流動化の推進や担い手の育成など、地域農業の総合的支援を行う農業公社の円滑な事業推進のため、運営費の一部を補助する。   | 公益財団法人宇都宮市農業公社              | 職員等 person 費相当分                    | H 8  | 26,357            | 24,072            | △ 2,285 |    |           |
| 64  | 補助金 | 農業企画課 | 農業公社事業費補助金                      | 農地流動化の推進や担い手育成など地域農業の総合的支援を行う農業公社の円滑な事業推進のため、事業費の一部を補助する。   | 公益財団法人宇都宮市農業公社              | 総事業費から事業収入及び職員等 person 費を除いた費用の3/5 | H 26 | 3,543             | 4,261             | 718     |    |           |
| 65  | 負担金 | 農業企画課 | とちぎ”食と農”ふれあいフェア負担金              | 栃木県の食と農の魅力を発信し、農業・農村への理解を促進し、消費者と生産者との信頼関係を深めるため、食と農の総合的な祭典である「とちぎ”食と農”ふれあいフェア」の開催費用の一部を負担する。         | とちぎ”食と農”ふれあいフェア実行委員会        | 市町村エリアへの出展料を県内各市町が負担               | H 19 | 170               | 170               | 0       |    |           |
| 66  | 補助金 | 農業企画課 | 担い手育成総合支援事業補助金                  | 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、認定農業者の確保及び育成や、農業経営の法人化、集落営農の組織化・法人化等の推進事業に要する経費の一部を補助する。    | 宇都宮市農業再生協議会                 | 担い手育成総合支援事業費からJA負担分を除いた額           | H 18 | 1,422             | 1,718             | 296     |    |           |
| 67  | 補助金 | 農業企画課 | 新規就農者生活資金貸付事業補助金                | 就農後の生活に対する不安を軽減し、新規就農者の確保を図るため、「宇都宮市農業公社」が実施する新規就農者生活資金貸付事業の原資を補助する。                                  | 宇都宮市農業公社                    | 対象事業費全額                            | H 22 | 1,200             | 360               | △ 840   |    |           |

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課   | 名称                   | 目的等   | 交付先                              | 補助率等   | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A      | 備考         | H28<br>新設 |
|-----|-----|-------|----------------------|---|----------------------------------|--|------|-------------------|-------------------|----------|------------|-----------|
| 68  | 補助金 | 農業企画課 | 担い手育成金事業補助金          | 新規就農から5年間の頑張りを評価し、高い評価を受けた新規就農者に対し、補助する。  | 認定新規就農者                          | 1人あたり1,200千円   | H 23 | 0                 | 2,400             | 2,400    | 新規補助対象者数の増 |           |
| 69  | 補助金 | 農業企画課 | 農地の守り手農業機械等導入支援事業補助金 | 条件が不利であり耕作困難な農地など、受け手のいない農地を保全し、耕作放棄地発生の未然防止を図るため、一定割合以上の条件不利農地を集積する農業生産法人等の農業機械等の導入経費の一部を補助する。 | 農業生産法人等                          | 対象機械リース費用の1/2以内  | H 26 | 2,286             | 2,286             | 0        |            |           |
| 70  | 補助金 | 農業企画課 | 経営体育成支援事業補助金         | 人・農地プランに位置付けられた中心経営体等を育成するため、農業用機械等の導入に要する経費の一部を補助する。   | 農業生産法人等                          | 事業費の3/10、融資額又は融資残額のうち最も低い金額(国10/10)(上限3,000千円)   | H 24 | 15,000            | 12,000            | △ 3,000  | 補助見込件数の減   |           |
| 71  | 補助金 | 農業企画課 | 農業経営法人化・組織化等支援補助金    | 農業経営の効率化により、持続的で力強い農業構造を実現するため、法人化・組織化する集落営農組織等に対し、補助する。  | ・農業経営を法人化する集落営農等<br>・組織化した集落営農組織 | ・農業経営の法人化支援<br>定額400千円(国10/10)<br>・集落営農の組織化支援<br>定額200千円(国10/10)   | H 26 | 600               | 600               | 0        |            |           |
| 72  | 補助金 | 農業企画課 | 地域農業担い手組織育成事業補助金     | 集落営農組織を経営・技術両面から支援するとともに、新たなステップアップを目指す進化した集落営農組織等に対し、補助する。                                     | 宇都宮農業協同組合                        | 対象事業費の2/3を助成(県1/3、市1/3、JA1/3)<br>※県負担分と合わせて、市が交付   | H 25 | 0                 | 169               | 169      |            |           |
| 73  | 交付金 | 農業企画課 | 青年就農給付金              | 青年層の新規就農者の確保により、持続的で力強い農業構造を実現するため、要件を満たす新規就農者に給付金を交付する。  | ・45歳未満の独立・自営就農者で、所得額が2,500千円未満の者 | 最大1,500千円/年(国10/10)  | H 24 | 36,000            | 53,250            | 17,250   | 交付見込件数の増   |           |
| 74  | 交付金 | 農業企画課 | 機構集積協力金              | 農地集積による農業経営の効率化により、持続的で力強い農業構造を実現するため、農地中間管理機構に農地を貸し付ける農業者に協力金を交付する。                            | ・農地中間管理機構に農地を貸し付ける農業者            | ・地域集積協力金<br>機構への集積割合<br>2割超～5割 1.5万円/10a<br>5割超～8割 2.1万円/10a<br>8割超 2.7万円/10a(国10/10)<br>・経営転換協力金<br>貸付等を行う面積<br>1ha以下 5万円/10a(面積払い)<br>1ha超～2ha以下 50万円/戸<br>2ha超 70万円/戸(国10/10)<br>・耕作者集積協力金<br>1.0万円/10a(国10/10) | H 24 | 59,200            | 30,500            | △ 28,700 | 交付見込件数の減   |           |
| 75  | 補助金 | 農業企画課 | 市単独農業近代化資金等利子補給金     | 農業者の資本装備の高度化を図り、農業経営の近代化に資するため、農業者等が行う農業施設整備などに対し、農業協同組合等が貸し付ける資金が低利で融通されるよう、融資機関に対し利子補給をする。    | 宇都宮農業協同組合、融資機関                   | 年利5.0%以内   | S 44 | 592               | 502               | △ 90     |            |           |

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課   | 名称                          | 目的等   | 交付先                                      | 補助率等                                     | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A     | 備考 | H28<br>新設 |
|-----|-----|-------|-----------------------------|---|--|--|------|-------------------|-------------------|---------|----|-----------|
| 76  | 補助金 | 農業企画課 | 農業近代化資金等<br>利子補給金           | 農業者の資本装備の高度化を図り、農業経営の近代化に資するため、農業者等が行う農業施設整備などに対し、農業協同組合等が貸し付ける資金が、長期かつ低利で融通されるよう融資機関に対し利子補給をする。            | 宇都宮農業協同組合、融資<br>機関                       | 年利2.0%以内                                 | S 41 | 1,743             | 1,648             | △ 95    |    |           |
| 77  | 補助金 | 農業企画課 | 農業経営基盤強化<br>資金利子補給金         | 認定農業者が実施する農業経営改善のための農地取得や農業施設整備などに対し、日本政策金融公庫が貸し付ける資金が、低利で融通されるよう、借受者に対し利子補給をする。                            | 農業者等                                     | 年利0.5%以内                                 | H 7  | 541               | 443               | △ 98    |    |           |
| 78  | 補助金 | 農業企画課 | 農業災害経営資金<br>等利子補給           | 天災による農作物及び農用施設等の被害又は伝染性<br>疾病による家畜の被害により損害を受けた農業者に対<br>し、農業経営の安定と農業再生産に必要な資金の融通<br>を円滑にするため、融資機関に対し利子補給をする。 | 災害による減収量が3/10以<br>上かつ損失額が1/10以上<br>の農業者等 | 年利4.5%以内                                 | S 43 | 22                | 12                | △ 10    |    |           |
| 79  | 補助金 | 農業企画課 | 土地利用型農業生<br>産施設等整備事業<br>補助金 | 営農環境の整備を促進し、経営規模を積極的に拡大す<br>る農業者を育成するため、収穫機等の機械購入費用の<br>一部を補助する。  | 営農集団等                                    | 機械整備対象事業費の3/10以内<br>※新規就農者は事業費の1/2以<br>内 | H 15 | 15,300            | 12,150            | △ 3,150 |    |           |
| 80  | 交付金 | 農業企画課 | 環境保全型農業直<br>接支払交付金          | 農業分野の有する環境保全機能を発揮させるため、地<br>球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い営農<br>活動の普及拡大に要する経費の一部を交付する。                               | 農業者、営農集団等                                | 8千円/10a<br>(国1/2, 県1/4, 市1/4)            | H 23 | 42,880            | 42,560            | △ 320   |    |           |
| 81  | 交付金 | 農業企画課 | 水田農業構造改革<br>事業交付金           | 意欲ある農業者や農業団体の、水田を活用した作物の<br>生産振興を図り、もって水田農業の構造改革を推進す<br>るため、「農業再生協議会」の行う水田農業構造改革事<br>業に要する経費を交付する。          | 宇都宮市農業再生協議会                              | 水田農業構造改革事業費の一部                           | H 16 | 83,312            | 79,569            | △ 3,743 |    |           |
| 82  | 補助金 | 農業企画課 | 土地改良事業推進<br>補助金             | 土地改良事業の面整備を円滑に推進するため、県管及<br>び団体営事業の補助対象外の工事費等の一部を補助<br>する。  | 下田原北部土地改良区ほ<br>か3土地改良区                   | 対象事業費全額                                  | S 61 | 8,978             | 8,207             | △ 771   |    |           |
| 83  | 補助金 | 農業企画課 | 農業経営高度化支<br>援調査・調整事業<br>補助金 | 農作業の受委託を含めた農地の集積による将来の担い<br>手(個人、組織)の経営面積の増加を促進するため、土<br>地利用調整活動費の一部を補助する。                                  | 下田原北部土地改良区ほ<br>か3土地改良区                   | 対象事業費の15/100                             | H 9  | 111               | 111               | 0       |    |           |
| 84  | 補助金 | 農業企画課 | ほ場整備事業推進<br>協議会事業補助金        | 土地改良区の設立と、ほ場整備事業の円滑な採択のた<br>め、協議会による推進活動経費の一部を補助する。   | 刈沼川地区土地改良推進<br>協議会                       | 対象事業費の1/2                                | H 2  | 100               | 100               | 0       |    |           |
| 85  | 補助金 | 農業企画課 | 土地改良施設維持<br>管理適正化事業補<br>助金  | ため池の機能の向上及びかんがい排水施設の維持を<br>図るため、土地改良施設の定期的な整備補修費用の一<br>部を補助する。  | うつのみや中央土地改良区<br>ほか11土地改良区                | 対象事業費の3/10                               | S 52 | 8,976             | 10,506            | 1,530   |    |           |
| 86  | 補助金 | 農業企画課 | 市単独かんがい排<br>水事業補助金          | 農業用水の安定的供給のため、農業用水路の漏水防<br>止装工等の費用の一部を補助する。   | 新里地区ほか9件                                 | 対象事業費の1/2                                | S 41 | 9,000             | 7,200             | △ 1,800 |    |           |
| 87  | 補助金 | 農業企画課 | 国営造成施設管理<br>体制整備促進事業<br>補助金 | 国営土地改良事業により造成した農業水利施設や付帯<br>施設について、地域における多面的機能の発揮を促す<br>ため、土地改良区が実施する施設管理費の一部を補助<br>する。                     | 鬼怒中央土地改良区連合                              | 対象事業費の1/4                                | H 12 | 21,387            | 28,560            | 7,173   |    |           |



(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課     | 名称                    | 目的等   | 交付先                 | 補助率等  | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A      | 備考                       | H28<br>新設 |
|-----|-----|---------|-----------------------|---|---------------------|---|------|-------------------|-------------------|----------|--------------------------|-----------|
| 88  | 補助金 | 農業企画課   | 農業基盤整備促進事業補助金         | 農業競争力の強化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備や、地域の実情に応じた農地・農業水利施設等の整備に要する費用の一部を補助する。  | 上河内土地改良区ほか3土地改良区    | 対象事業費の1/4   | H 26 | 10,725            | 32,050            | 21,325   |                          |           |
| 89  | 交付金 | 農業企画課   | 多面的機能支払交付金            | 農業・農村の持つ多面的機能を維持・発揮するため、農地・農業用水等の保全に関する地域活動及び水路、農道路肩の軽微な補修や施設の長寿命化のための活動等に要する経費を交付する。   | 地域における活動組織等         | ・農地維持支払<br>田30千円/ha、畑20千円/ha<br>(国1/2, 県1/4, 市1/4)<br>・資源向上支払(共同活動)<br>田18千円/ha, 畑10.8千円/ha(国1/2, 県1/4, 市1/4) | H 19 | 171,512           | 158,564           | △ 12,948 | 資源向上支払(長寿命化)の交付期間の終了に伴う減 |           |
| 90  | 補助金 | 農林生産流通課 | うつのみや農産物ブランド推進事業補助金   | 市内で生産された農産物の消費拡大を図り、農業経営の安定と消費者の信頼を確保するため、「うつのみや農産物ブランド推進協議会」が実施する、本市の農産物のブランド力の向上に資する事業に要する費用の一部を補助する。   | うつのみや農産物ブランド推進協議会   | 本市の農産物のブランド力の向上に資する事業に係る経費  | H 11 | 4,104             | 4,983             | 879      |                          |           |
| 91  | 補助金 | 農林生産流通課 | 農業技術高度化推進事業補助金        | 農業生産の効率化や生産物の高品質化を図るため、ICT技術の活用など、高度な生産技術の普及に要する経費の一部を補助する。   | 農業技術高度化研究会          | 対象事業費の1/2以内   | H 26 | 0                 | 0                 | 0        | H28年度は補助対象なし             |           |
| 92  | 補助金 | 農林生産流通課 | 菜の花プロジェクト推進事業補助金      | 菜の花の栽培を通して、遊休農地の解消や農村地域の活性化を図るとともに、菜種油の食用としての利用や廃食油の利活用によるバイオマスの有効活用、環境負荷の低減を推進することにより、資源循環型社会の構築を図るため、その費用の一部を補助する。                                  | 宇都宮市菜の花プロジェクト推進協議会  | 定額50千円  | H 21 | 300               | 50                | △ 250    | 取組団体数の減                  |           |
| 93  | 補助金 | 農林生産流通課 | 農産物輸出促進支援事業補助金        | 小ロット輸出に取り組む農業者を支援するため、セミナーの開催や各種研修会に要する費用の一部を補助する。また、輸出の実践に向けて取り組む生産者や事業者を支援するため、課題を整理するために必要な調査や、テスト販売会等への出展に要する費用の一部を補助する。                          | うつのみや農産物ブランド推進協議会   | 本市の農産物の輸出促進に資する事業に係る経費  | H 28 |                   | 4,400             |          |                          | ○         |
| 94  | 補助金 | 農林生産流通課 | うつのみやアグリネットワーク推進事業補助金 | 宇都宮産の農産物の需要拡大と振興を図るため、「うつのみやアグリネットワーク運営委員会」が実施する、地域の農林産業と、食品産業をはじめとした様々な産業間の連携を促進し、地域の農産物、人材、技術、その他の資源を有効に結びつけ、新たな商品、販路、地域ブランド等を創出する事業に要する費用の一部を補助する。 | うつのみやアグリネットワーク運営委員会 | 農資源を活用した新商品・サービスの創出事業に係る経費  | H 19 | 8,009             | 8,022             | 13       |                          |           |
| 95  | 交付金 | 農林生産流通課 | 地産地消推進事業交付金           | 地域で生産された農産物を地域で消費する地産地消を展開するため、「地産地消推進会議」が実施する地場農産物の消費拡大事業やPR事業等に要する費用を交付する。  | 宇都宮市地産地消推進会議        | 地産地消の推進に要する費用   | H 20 | 7,782             | 7,786             | 4        |                          |           |
| 96  | 補助金 | 農林生産流通課 | 環境保全型農業生産振興対策事業補助金    | 資源循環型社会の構築に向けた生産環境を整備し、環境保全型農業を推進する園芸農家等の育成を図るため、農業用廃ビニールの適正処理を実施する事業主体に対し、事業費の一部を補助する。   | 宇都宮市農業用廃ビニール処理対策協議会 | 事業費の3/10以内  | H 12 | 1,539             | 1,539             | 0        |                          |           |
| 97  | 補助金 | 農林生産流通課 | 園芸作物病害虫予防対策事業補助金      | 産地力の維持向上を図るため、生産者の適切な病害虫予防対策に要する費用の一部を補助する。   | JAうつのみや各専門部会        | 事業費の3/10以内  | S 49 | 1                 | 0                 | △ 1      | H28年度は補助対象なし             |           |

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課     | 名称                     | 目的等   | 交付先                         | 補助率等  | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A       | 備考                                     | H28<br>新設 |
|-----|-----|---------|------------------------|---|-----------------------------|---|------|-------------------|-------------------|-----------|--|-----------|
| 98  | 補助金 | 農林生産流通課 | 新産地育成事業補助金             | 消費者ニーズに対応した収益性の高い新規作物の産地化を促進するため、新たな作物の導入に向けた調査研究等に要する経費の一部を補助する。   | 農協、生産者団体、農業生産法人等            | 研究会等の運営費、試験生産経費、機械等の賃借料の1/2以内   | H 26 | 336               | 150               | △ 186     |  |           |
| 99  | 補助金 | 農林生産流通課 | 園芸作物生産施設等整備事業補助金       | 競争力の高い園芸産地として市場における優位性の確保や、稲作中心の生産から、園芸作物との生産の複合化を図り、農業経営の安定化を図るため、生産施設等の整備に係る費用の一部を補助する。   | 営農集団、認定就農者、認定農業者            | 事業費の3/10以内<br>※園芸用パイプハウス整備事業について、認定就農者は事業費の1/2以内                                | H 6  | 595,364           | 29,121            | △ 566,243 | なし、トマト選果場施設整備事業の終了に伴う減                 |           |
| 100 | 補助金 | 農林生産流通課 | 人と環境にやさしい農業生産推進事業補助金   | 環境と調和のとれた農業生産を推進するため、環境負荷を低減させる施設や設備の導入に係る経費の一部を補助する。   | 営農集団等                       | 事業費の3/10以内  | H 12 | 11,346            | 546               | △ 10,800  | 梨防霜ファンの市上乗せ補助期間の終了に伴う減                 |           |
| 101 | 補助金 | 農林生産流通課 | 水田農業災害対策事業費補助金         | 原子力災害により、本市で生産された大豆、そばから放射性セシウムが検出されたため、放射性物質の吸収抑制対策に要する費用を補助する。  | 宇都宮農業協同組合耕種受検組合             | 対象事業費全額(国10/10)   | H 25 | 11,000            | 8,000             | △ 3,000   |  |           |
| 102 | 補助金 | 農林生産流通課 | 土地利用型農業低コスト化機械等整備事業補助金 | 営農環境の整備を促進し、効率的、安定的な土地利用型農業経営者を育成するため、収穫機等の機械購入費用の一部を補助する。  | 営農集団等                       | 機械整備対象事業費の3/10以内  | H 15 | 0                 | 3,150             | 3,150     |  |           |
| 103 | 補助金 | 農林生産流通課 | 家畜伝染病予防対策事業補助金         | 家畜伝染病の発生の予防を図るため、各種伝染病予防接種に要する費用の一部を補助する。   | 宇都宮市家畜防疫団体連絡協議会、宇都宮市酪農組合    | 対象事業費の3/10以内  | S 47 | 599               | 1,190             | 591       | ・予防接種回数の増(3回⇒4回)<br>・豚流行性下痢ワクチン接種補助を追加 |           |
| 104 | 補助金 | 農林生産流通課 | 優良繁殖雌牛導入事業補助金          | 和牛繁殖農家の基盤強化と優良な和牛素牛の生産拡大を図るため、良質な肉を生産する遺伝子を受け継いだ繁殖雌牛を導入する経費の一部を補助する。  | 宇都宮農業協同組合和牛改良部会             | 対象事業費の3/10以内(上限額210千円/頭)  | H 16 | 2,100             | 2,100             | 0         |  |           |
| 105 | 補助金 | 農林生産流通課 | 宇都宮牛復興プロジェクト補助金        | ①宇都宮牛の更なる品質の向上や歩留まりの良い牛(俵牛)づくりを促進するため、血液検査などの科学的飼養管理技術導入などに要する費用の一部を補助する。<br>②全国規模の共励会において日本一を獲得し、更なるブランド力の向上を図るため、優良な系統の肥育素牛の導入費用の一部を補助する。 | 宇都宮農業協同組合宇都宮牛肥育部会           | ①復興プロジェクトB対象事業対象事業費の1/2以内<br>②プレミアム宇都宮牛創出事業対象事業費の3/10以内(上限額:1頭あたり180千円)         | H 20 | 3,238             | 3,238             | 0         |  |           |
| 106 | 補助金 | 農林生産流通課 | 畜産担い手育成総合整備事業補助金       | 担い手への土地利用集積による規模拡大、地域土地資源の飼料生産基盤への活用による畜産主産地形成を促進するため、自給飼料の収穫基盤となる飼料畑の造成、整備等の事業費の一部を補助する。   | 栃木県農業振興公社                   | ・草地等土地の整備改良事業対象事業費の7.5/10(国5/10, 県2.5/10)<br>・農業用施設整備事業対象事業費の6/10(国5/10, 県1/10) | H 26 | 27,293            | 0                 | △ 27,293  | H28年度は補助対象なし                           |           |
| 107 | 補助金 | 農林生産流通課 | 畜産競争力強化対策整備事業補助金       | 畜産農家と地域の関係者で構成される畜産クラスター協議会が、畜産の収益性向上を図るため、家畜飼養管理施設等を整備する際に、その経費の一部を補助する。   | 畜産農家と地域の関係者で構成される畜産クラスター協議会 | 事業費の1/2以内   | H 27 | 0                 | 125,157           | 125,157   | H27年7月創設(6月補正計上)                       |           |

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課     | 名称                | 目的等   | 交付先                    | 補助率等   | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A   | 備考        | H28<br>新設 |
|-----|-----|---------|-------------------|---|------------------------|--|------|-------------------|-------------------|-------|-----------|-----------|
| 108 | 補助金 | 農林生産流通課 | 銘柄豚消費拡大促進事業補助金    | 本市畜産物のブランド力の向上による他産地や輸入品との差別化を図るため、農業団体や生産者が行う本市産ブランド豚の試食会等のPRに要する費用の一部を補助する。   | 生産者<br>農業生産法人<br>農業団体等 | 対象経費の1/2<br>(上限額:250千円)  | H 28 |                   | 250               |       |           | ○         |
| 109 | 補助金 | 農林生産流通課 | しいたけ生産基盤再生事業補助金   | 原発事故に伴う放射能汚染により影響を受けた産地の回復を図るため、安全な「ほだ木」等の調達に要する経費の一部を補助する。                     | 原木生しいたけ生産者             | 事業費の3/10以内   | H 25 | 1,891             | 2,229             | 338   |           |           |
| 110 | 補助金 | 農林生産流通課 | イノシシ対策事業補助金       | 深刻な農林業被害や環境被害を及ぼしているイノシシ(イノブタ)の個体数を減少させるため、狩猟免許取得経及びわな・防護柵の購入に係る経費の一部を補助する。     | 事業を実施する団体・個人           | ①わな狩猟免許取得費<br>・取得経費の1/2以内<br>(上限額:10千円)<br>②わな購入費<br>・購入費の1/2以内<br>(上限額:50千円/人)<br>③防護柵購入費<br>・対象事業費の1/2以内<br>(上限額:45千円) | H 20 | 1,100             | 2,450             | 1,350 |           |           |
| 111 | 補助金 | 農林生産流通課 | 元気な森づくり里山林整備事業補助金 | 森林の有する公益的機能を発揮させ、元気な森林を次の世代に引き継いでいくため、自治会や各種団体等が取り組む元気な森づくり推進事業の経費を補助する。        | 自治会や各種団体               | 野生獣被害軽減のための緩衝帯としての里山林管理<br>50千円/ha(県10/10)   | H 21 | 205               | 205               | 0     |           |           |
| 112 | 補助金 | 農林生産流通課 | 鳥獣被害防止対策協議会補助金    | 有害鳥獣(イノシシ・ハクビシン)による農作物等の被害を軽減するため、地域と一体となった捕獲、防除の取組を行う鳥獣被害防止対策協議会の運営経費の一部を補助する。 | 宇都宮市鳥獣被害防止対策協議会        | 対象経費の一部  | H 26 | 1,000             | 1,000             | 0     |           |           |
| 113 | 補助金 | 農林生産流通課 | 民有林整備事業補助金        | 森林の持つ多面的機能の発揮と優良材の生産を図るため、民有林の保育・間伐等の森林整備の計画的な推進に要する費用の一部を補助する。                 | 宇都宮市森林組合等              | 対象事業費の1/2以内  | S 54 | 15,802            | 15,802            | 0     |           |           |
| 114 | 補助金 | 農林生産流通課 | 林道等整備事業補助金        | 林業の生産性の向上と林業経営の安定を図るため、排水改良及び路面整備・交通安全対策等に要する経費の一部を補助する。                        | 宇都宮市森林組合               | ・森林路網整備事業<br>対象事業費全額<br>(県3/10,市7/10)<br>・林道維持補修対策事業<br>対象事業費の1/2  | S 41 | 5,000             | 10,500            | 5,500 | 補助対象事業費の増 |           |
| 115 | 補助金 | 農林生産流通課 | 林業施設災害復旧補助金       | 災害が発生した場合に、施設の復旧に要する費用を補助する。  | 宇都宮市森林組合               | 対象事業費全額  |      | 1                 | 1                 | 0     |           |           |
| 116 | 補助金 | 公営事業所   | 日本競輪選手会栃木支部補助金    | 選手の競技技術・資質を向上し、競走の公正・安全の確保と地元優秀選手の輩出による事業の振興を図るため、日本競輪選手会栃木支部の事業の一部を補助する。       | 日本競輪選手会栃木支部            | 対象事業費の20/100以内   | S 45 | 1,106             | 1,050             | △ 56  |           |           |
| 117 | 負担金 | 公営事業所   | 関東地区優秀選手養成訓練負担金   | 選手の競技技術・資質の向上を図り、競走の公正・安全の確保と地元優秀選手の輩出による事業の振興のため、養成費等の経費の一部を負担する。              | 関東地区優秀選手養成訓練委員会        | 対象事業費の1/10以内   | S 45 | 300               | 250               | △ 50  |           |           |
| 118 | 負担金 | 公営事業所   | 関東地区プロ自転車競技大会負担金  | 選手の競技技術・資質の向上を図り、広く自転車競技の真髄を普及し、併せて競技の健全なる発展に寄与するため、大会に係る経費の一部を負担する。            | 一般社団法人日本競輪選手会関東地区本部    | 対象事業費の1/10以内   | S 45 | 200               | 150               | △ 50  |           |           |



(単位:千円)

| No.             | 種類  | 担当課   | 名称              | 目的等   | 交付先          | 補助率等    | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A       | 備考 | H28<br>新設 |
|-----------------|-----|-------|-----------------|---|--------------|---------|------|-------------------|-------------------|-----------|----|-----------|
| 119             | 交付金 | 公営事業所 | 競輪場イベント実行委員会交付金 | 新規ファン獲得につながる魅力あるイベントを行うため、実行委員会に対し交付金を交付する。 | 競輪場イベント実行委員会 | 対象事業費全額 | H 16 | 1,900             | 1,900             | 0         |    |           |
| 産業・経済分野 合計 119件 |     |       |                 |   |              |         |      | 2,199,663         | 1,765,389         | △ 500,174 | 千円 |           |

## (5) 都市基盤分野

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課   | 名称                          | 目的等  | 交付先   | 補助率等  | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A     | 備考   | H28<br>新設 |
|-----|-----|-------|-----------------------------|--|---|---|------|-------------------|-------------------|---------|--|-----------|
| 1   | 負担金 | 地域政策室 | 宇都宮テクノポリスセンター地区開発整備推進協議会負担金 | 宇都宮テクノポリスセンター地区開発事業の円滑な推進を図るため、早期の地域拠点の形成に向け、県・市・都市再生機構が協力して企業立地や宅地分譲の促進に取り組む費用の一部を負担する。   | 宇都宮テクノポリスセンター地区開発整備推進協議会  | 対象事業費の1/3<br>(※県、(独)都市再生機構も同率負担)  | H 6  | 200               | 200               | 0       |  |           |
| 2   | 補助金 | 地域政策室 | 宇都宮まちづくり推進機構補助金             | 中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地活性化法に基づく「中心市街地整備推進機構」に指定した宇都宮まちづくり推進機構が、官民一体となった魅力あるまちづくりを推進することは、本市の持続的な発展と経済活力の向上に寄与することから、その事業費等の一部を補助する。                           | NPO法人宇都宮まちづくり推進機構   | ・対象事業費の1/2<br>・事務局長、事務局次長人件費相当分   | H 11 | 17,677            | 17,674            | △ 3     |  |           |
| 3   | 交付金 | 地域政策室 | 中心市街地活性化協議会交付金              | 中心市街地活性化法に基づき組織された協議会が、市が策定する「中心市街地活性化基本計画」に関し必要な事項について協議等を行い、官民一体となって計画の推進に取り組むことは、本市の持続的な発展と都市機能の増進や経済活力の向上に寄与することから、これらの活動を支援するため、組織運営費及び事業費について交付金を交付する。 | 宇都宮市中心市街地活性化協議会   | 対象事業費の1/3   | H 21 | 300               | 300               | 0       |  |           |
| 4   | 補助金 | 交通政策課 | 生活バス路線維持費補助金                | 輸送人員の減少により運行の維持が困難となっている赤字バス路線について、地域住民の移動手段を確保するため、運行経費の一部を補助する。  | 関東自動車(株)<br>東野交通(株)<br>JRバス関東(株)                                | ①国庫補助及び県補助制度に基づく額<br>②市独自の補助単価により算出した額(当該路線を廃止した場合、交通空白区域となる区間のみ)   | S 47 | 42,246            | 38,643            | △ 3,603 |  |           |
| 5   | 補助金 | 交通政策課 | 上河内地域路線バス運行費補助金             | 上河内地域等の日常の交通手段を確保するため、一般乗合自動車の運行を行う事業者に対して、運行経費の一部を補助する。   | 関東自動車(株)  | 経常費用から経常収益を除いた額   | H 19 | 17,400            | 17,440            | 40      |  |           |
| 6   | 補助金 | 交通政策課 | 地域内交通運行事業費補助金               | 市民の誰もが安全・安心に移動できる社会の実現に向け、平成18年4月に策定した「生活交通確保プラン」及び平成28年1月に策定した「市街地部における生活交通確保ガイドライン」に基づき、地域が主体となって実施する乗合タクシーなどの運行経費等の一部を補助する。                               | 地域住民で組織する運営協議会  | ①初年度開設経費(初年度のみ上限額:500千円)<br>②運行経費から運賃収入、自治会支援金、地元企業協賛金等を除いた額(2/3の補助額を保証)<br>③運営経費の2/3(上限額:200千円)<br>④利用促進費(対象事業費全額) | H 19 | 73,171            | 92,522            | 19,351  | 路線数の増加などに伴う補助対象事業費の増(12地区13路線⇒13地区14路線)市街地部における生活交通運行経費を補助対象事業費へ追加 |           |
| 7   | 補助金 | 交通政策課 | 人にやさしいバス等導入促進補助金            | 高齢者や障がい者を含むすべての人が、公共交通機関を安全かつ円滑に利用できる、人にやさしいバス(ノンステップバス)・ユニバーサルデザイン(UD)タクシー車両の導入を促進するため、購入費等の一部を補助する。  | ①ノンステップバス<br>関東自動車(株)<br>東野交通(株)<br><br>②UDタクシー車両<br>地域内交通受託事業者 | ①ノンステップバス対象経費の1/8(上限額:1台250万円)(※県も同率を補助)<br><br>②UDタクシー車両対象経費の1/3(上限額:1台40万円)                                       | H 9  | 21,600            | 21,200            | △ 400   |  |           |

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課    | 名称                     | 目的等   | 交付先   | 補助率等   | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A      | 備考                      | H28<br>新設 |
|-----|-----|--------|------------------------|---|---|--|------|-------------------|-------------------|----------|-------------------------|-----------|
| 8   | 補助金 | 交通政策課  | 公共交通利用環境整備事業費補助金       | 公共交通利用者の快適性の向上を図り、公共交通の利用促進に寄与する。公共交通利用環境整備に要する費用の一部を補助する。  | 交通事業者<br>(株)栃木県バス協会<br>利用環境整備を実施しようとする団体(企業・自治会等) | 公共交通利用環境整備に要する費用の1/2・1/3・2/3   | H 20 | 1,650             | 180,747           | 179,097  | ICカードシステム導入費を補助対象事業費へ追加 |           |
| 9   | 補助金 | 交通政策課  | 鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金     | 高齢者や障がい者を含むすべての人が移動しやすい公共交通環境の確保を図るため、鉄道駅舎内のバリアフリー化に要する費用の一部を補助する。                                  | 鉄道事業者   | 対象事業費の1/3(県1/6, 市1/6)<br>(※国も同率を補助)  | H 16 | 0                 | 0                 | 0        | H28年度は補助対象なし            |           |
| 10  | 補助金 | 交通政策課  | バス路線新設社会実験自主運行移行円滑化補助金 | バス路線新設社会実験が終了する路線の自主運行への円滑な移行を支援するため、必要な経費を補助する。  | 関東自動車(株)<br>東野交通(株)                               | 1路線あたり収支率1/2を上限  | H 27 | 18,000            | 19,000            | 1,000    |                         |           |
| 11  | 補助金 | 交通政策課  | バス路線延伸運行実験補助金          | 篠井地区の地域拠点と都市拠点を結ぶバス路線の充実等により、篠井ニュータウンへの定住促進による拠点化の促進を図るため、バス路線の延伸に要する費用を補助する。                       | 関東自動車(株)  | 初期費用:2,200千円<br>運行経費:1,500千円<br>利用促進費:500千円                                | H 28 |                   | 4,200             |          |                         | ○         |
| 12  | 負担金 | 交通政策課  | 県央地域公共交通利活用促進協議会負担金    | 県央地域において、公共交通の利活用及びクルマから公共交通利用への転換を推進し、交通渋滞などの諸問題の解決に向けた取り組みを進めるため、その費用の一部を負担する。                    | 県央地域公共交通利活用促進協議会                                  | 市50万円、鹿沼市・真岡市・益子町・芳賀町・高根沢町・市貝町・茂木町各10万円                                    | H 17 | 500               | 500               | 0        |                         |           |
| 13  | 補助金 | 都市計画課  | 魅力ある都市景観づくり整備費補助金      | 地域特性等を踏まえた魅力ある景観づくりを推進するため、景観形成重点地区内の景観整備に要する費用の一部を補助する。  | 自治会、商店街及び景観づくりを目的とする住民団体等                         | 整備費用の2/3以内(上限額:200万円)  | H 21 | 0                 | 5,660             | 5,660    | 対象事業の実施見込による増           |           |
| 14  | 交付金 | 都市計画課  | 魅力ある都市景観づくり推進活動費交付金    | 景観形成重点地区等の指定を促進し、地域の景観特性に応じた魅力ある景観形成の実現のため、地元組織立ち上げや、地域の景観形成への意識を高めるための活動及びルールづくりへの勉強会等に必要な経費を助成する。 | 景観形成重点地区等の指定を目指す土地や建物の所有者等から構成される団体               | 対象事業費全額<br>(上限額:500千円)   | H 21 | 500               | 400               | △ 100    |                         |           |
| 15  | 補助金 | 市街地整備課 | 大手地区市街地再開発事業補助金        | 土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業による整備費の一部を補助する。  | 宇都宮大手地区市街地再開発組合                                   | 共同施設整備費などの対象事業費の2/3(国1/3, 市1/3)  | H 23 | 400,000           | 543,350           | 143,350  | 補助対象事業費の増               |           |
| 16  | 補助金 | 建築指導課  | 後退用地分筆登記補助金            | 建築基準法の規定により4m未満の狭あい道路に接して建築物を建築する場合は、道路の中心線から2m後退することが義務付けられており、この後退部分を市に寄附した者に対し、測量、分筆に係る経費を補助する。  | 後退用地を市に寄附した者                                      | 測量、分筆に係る経費全額   | H 11 | 7,700             | 7,700             | 0        |                         |           |
| 17  | 補助金 | 建築指導課  | 耐震診断補助金                | 地震による人的・経済的被害を軽減するため、住宅の耐震化の促進策として、診断費用の一部を補助する。  | 昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者等                            | 対象事業費の2/3を助成(国1/3, 県1/6, 市1/6)<br>(上限額:100千円)                              | H 18 | 4,500             | 4,000             | △ 500    | 補助対象者数の減                |           |
| 18  | 補助金 | 建築指導課  | 耐震改修補助金                | 地震による人的・経済的被害を軽減するため、住宅の耐震化の促進策として、改修及び建替え費用の一部を補助する。   | 昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者等                            | 対象事業費の1/2を助成(改修:国, 1/4県1/8, 市1/8, 建替:国1/4, 市1/4)<br>(上限額:改修800千円, 建替600千円) | H 19 | 80,000            | 68,000            | △ 12,000 | 補助対象者数の減                |           |

(単位:千円)

| No.           | 種類  | 担当課      | 名称                          | 目的等  | 交付先                   | 補助率等   | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A      | 備考                         | H28<br>新設 |
|---------------|-----|----------|-----------------------------|--|-----------------------|--|------|-------------------|-------------------|----------|----------------------------|-----------|
| 19            | 補助金 | 建築指導課    | アスベスト対策費補助金                 | 市民のアスベストによる健康被害を防止するため、所有者等に対し、除去等費用の一部を補助する。                                      | 吹付アスベスト除去等を行った建物の所有者等 | ・診断:対象事業費全額(国10/10)<br>(上限額 250千円)<br>・除去等費用:対象事業費の2/3(国1/3 市1/3)<br>(上限額 2,000千円) | H 21 | 4,450             | 4,450             | 0        |                            |           |
| 20            | 補助金 | 建築指導課    | 大規模建築物耐震診断等補助金              | 耐震改修促進法の改正に伴い、耐震診断が義務化された大規模建築物の耐震化の促進を図るため、耐震診断等事業に対して、その一部を助成する。                 | 耐震診断義務化対象大規模建築物の所有者   | 対象事業費の2/3(国1/3, 県1/6, 市1/6)  | H 26 | 44,239            | 20,000            | △ 24,239 | 補助対象費用の減<br>補助対象に補強設計費用を追加 |           |
| 21            | 補助金 | 建築指導課    | 大規模建築物耐震改修等補助金              | 耐震改修促進法の改定に伴い、耐震診断が義務化された大規模建築物の耐震化の促進を図るため、耐震改修等事業に対して、その一部を助成する。                 | 耐震診断義務化対象大規模建築物の所有者   | 耐震改修(建替え含む)に要した費用の23.0%  | H 28 |                   | 250,000           |          |                            | ○         |
| 22            | 負担金 | 建築指導課    | 歴史的・景観的建造物の保全・活用に関する共同研究負担金 | 大谷石建造物の保全・活用に向けた耐震補強方法の構築に関する調査研究を行うため、その費用の一部を負担する。                               | 国立大学法人 宇都宮大学          | 研究費用等の対象事業費(国1/2, 市1/2)  | H 27 | 6,100             | 3,840             | △ 2,260  |                            |           |
| 23            | 補助金 | 緑のまちづくり課 | グリーントラストうつのみや運動促進費補助金       | 市民が身近にふれあい親しむことができる、良好な緑の環境を有する樹林地を守り育て、緑豊かなまちづくりを促進するため、グリーントラスト運動に要する経費の一部を補助する。 | 公益財団法人グリーントラストうつのみや   | 団体運営費等の人件費相当額、会費及び寄付金収入(運用)の合計額以内  | H 3  | 5,706             | 5,421             | △ 285    |                            |           |
| 24            | 補助金 | 緑のまちづくり課 | 緑地保全元気な森づくり事業補助金            | 緑豊かな環境を将来に引き継いでいくため、緑地保全や緑化普及啓発を目的とした市民による森づくり活動事業に要する費用の一部を補助する。                  | 市内で森づくり等を目的に活動している法人  | 対象事業費の一部(県10/10)<br>(上限額:500千円)  | H 20 | 500               | 500               | 0        |                            |           |
| 25            | 補助金 | 緑のまちづくり課 | 花と緑のまちづくり推進協議会補助金           | 花と緑に包まれた潤いのある美しいまちづくりを促進するため、緑化推進、緑の保全・創出事業及び花や緑の普及、啓発活動に要する経費の一部を補助する。            | 宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会    | 対象事業費の一部   | H 13 | 4,000             | 4,000             | 0        |                            |           |
| 26            | 交付金 | 緑のまちづくり課 | 花と緑のフェスティバルうつのみや交付金         | 花と緑に包まれた潤いのある美しいまちづくりへの意識高揚を図るため「花と緑のフェスティバルうつのみや」の開催経費として交付する。                    | 宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会    | フェスティバル開催経費に係る対象事業費全額  | H 13 | 2,565             | 2,437             | △ 128    |                            |           |
| 27            | 補助金 | 公園管理課    | 公園愛護会補助金                    | 公園管理の適正化を図り、公園の美化促進及び公共施設愛護の精神の高揚を目的として、公園の除草・清掃等公園の愛護活動に要する経費の一部を補助する。            | 宇都宮市公園愛護会             | 公園内の活動面積割1㎡当り除草・寄せ植え剪定5円、清掃1円、均等割7,000円<br>(上限額:32千円)                              | S 51 | 4,587             | 4,456             | △ 131    |                            |           |
| 都市基盤分野 合計 27件 |     |          |                             |  |                       |  |      | 757,591           | 1,316,640         | 304,849  | 千円                         |           |

## (6) 都市経営・自治分野

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課               | 名称                              | 目的等   | 交付先                                    | 補助率等  | 創設年        | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A      | 備考  | H28<br>新設 |
|-----|-----|-------------------|---------------------------------|---|--|---|------------|-------------------|-------------------|----------|---|-----------|
| 1   | 負担金 | 政策審議室             | 北関東中核都市連携会議負担金                  | 北関東圏域全体としての魅力や自立性・存在感を高めることを目的に、北関東3県の中核都市で連携して開催する自転車イベント等に係る経費の一部を負担する。                     | 北関東中核都市連携会議                            | 市5,500千円、水戸市・高崎市・前橋市各市5,500千円                       | H 26       | 0                 | 0                 | 0        | H27予算分はH26補正の繰越で対応(地方創生先行型)<br>H28予算分はH27補正の繰越で対応 |           |
| 2   | 負担金 | 政策審議室             | 市街化区域内縁辺部の今後の利活用のあり方に関する調査研究負担金 | ネットワーク型コンパクトシティの形成を推進するうえでの課題となっている市街化区域内の居住誘導区域となる区域の土地利用について調査研究を行うため、その費用の一部を負担する。         | 国立大学法人 東京大学                            | 大学は、研究者(教授等)の人件費を負担し、その他の研究費用については、市が負担する。          | H 27       | 404               | 390               | △ 14     |   |           |
| 3   | 補助金 | 政策審議室             | 統計普及推進協議会補助金                    | 調査員の確保、資質の向上を図り、統計調査を円滑に行うための事業に要する経費の一部を補助する。  | 宇都宮市統計普及推進協議会                          | 対象事業費の1/2以内   | S 47       | 300               | 300               | 0        |   |           |
| 4   | 負担金 | 情報政策課             | 社会保障・税番号制度中間サーバー・プラットフォーム負担金    | 社会保障・税番号制度の実施に伴い、地方公共団体情報システム機構が全国2か所に整備した中間サーバー・プラットフォームについて、共同利用する地方公共団体が運用費用の一部を負担する。      | 地方公共団体情報システム機構                         | 市運用費相当分   | H 26       | 29,782            | 9,610             | △ 20,172 | 負担対象経費が初期整備費用から運用費用に変更                            |           |
| 5   | 交付金 | 広報広聴課             | 宇都宮ブランド推進協議会交付金                 | 「宇都宮ブランド戦略指針」に基づき、官民一体で組織された「宇都宮ブランド推進協議会」を中心に全市一体となった宇都宮ブランド戦略の取組を推進するため、交付金を交付する。           | 宇都宮ブランド推進協議会                           | 対象事業費全額   | H 21       | 60,160            | 60,160            | 0        |   |           |
| 6   | 補助金 | 用地課               | 土地開発公社補助金                       | 「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、市の全額出資により設立された土地開発公社の健全な運営を図り、公共用地等の取得・管理・処分等を行うため、運営経費を補助する。           | 宇都宮市土地開発公社                             | 人件費、運営事務費相当分<br>※ただし、公社の経営状況により、当該年度収支見込が黒字の場合、補助なし | S 49       | 0                 | 0                 | 0        | H28年度は補助対象なし                                      |           |
| 7   | 補助金 | 税制課               | 宇都宮税務署管内納税貯蓄組合連合会補助金            | 広く市民の納税意識の高揚や納期内納付の推進、中学生に対する租税教育等を行うため、事業経費の一部を補助する。   | 宇都宮税務署管内納税貯蓄組合連合会                      | 対象事業費の1/2<br>(上限額:400千円)                            | S 30<br>年代 | 400               | 0                 | △ 400    | H28年度は補助対象なし                                      |           |
| 8   | 交付金 | 上河内地域自治センター地域づくり課 | 上河内梵天祭り交付金                      | 上河内地域の歴史ある梵天祭りの開催により、地域の一体感の醸成はもとより、市の観光イベントとして市内外の人の交流に寄与することから、開催に伴う安全対策や環境衛生などに要する経費を交付する。 | 梵天祭り実行委員会                              | 対象事業費全額   | H 19       | 2,000             | 2,035             | 35       |   |           |
| 9   | 補助金 | みんなでまちづくり課        | 市民活動助成事業補助金                     | 市民活動団体の自立化及び活発化を促進し、市民自身が市民活動を支える社会環境を醸成するため、市民活動助成基金を財源として、新規事業への取り組み及び事業の拡充に必要な経費の一部を補助する。  | 宇都宮市内で活動する5名以上で構成され、規約又は会則の定めのある市民活動団体 | 対象事業費の1/2以内   | H 15       | 2,312             | 3,443             | 1,131    |   |           |

(単位:千円)

| No. | 種 類 | 担 当 課  | 名 称                | 目 的 等   | 交 付 先             | 補 助 率 等   | 創 設 年 | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A      | 備 考                                     | H28<br>新 設 |
|-----|-----|--|--------------------|---|-------------------|---|-------|-------------------|-------------------|----------|---|------------|
| 10  | 補助金 | みんなだまちづくり課                                     | 自治会連合会補助金(活動促進費助成) | 地域の自治活動を円滑に進め、地域のまちづくりを推進するために地区連合自治会等の活動費の一部を補助する。                               | 宇都宮市自治会連合会        | ・地区連合自治会活動促進費助成<br>均等割+世帯割<br>・地区連合自治会長活動促進費助成<br>月4,000×12月×39地区<br>・自治会長活動促進費助成<br>均等割+世帯割  | S 54  | 47,401            | 47,350            | △ 51     |   |            |
| 11  | 補助金 | みんなだまちづくり課                                     | 自治会連合会補助金(運営費助成)   | 単位自治会、地区連合自治会の活動を図るため、市内39地区連合自治会で構成されている宇都宮市自治会連合会の事務局運営経費を補助する。                 | 宇都宮市自治会連合会        | 対象事業費全額(基本事務運営費、事務局管理費、掲示板助成費、回覧板作成費、自治会加入活動促進費)  | S 54  | 10,038            | 10,088            | 50       | 掲示板助成費の増(16基→20基)                       |            |
| 12  | 補助金 | みんなだまちづくり課                                     | 地域集会所等建設費等補助金      | 自治会活動の促進、地域コミュニティの形成を図るため、自治会の集会所・コミュニティ倉庫の建設費用の一部及び年額家賃の一部を補助する。                 | 自治会等公共的団体         | ・集会所及びコミュニティ倉庫の新築・移設・増築・大規模修繕に要する経費の4割(上限額)<br>集会所新築:4,000千円<br>集会所増築及び大規模修繕:1,250千円<br>居場所づくり工事500千円<br>バリアフリー工事500千円<br>倉庫新築:300千円<br>倉庫移設:100千円<br>倉庫増築及び大規模修繕:100千円<br>・家賃補助(上限額:200千円)     | S 53  | 21,900            | 21,900            | 0        |   |            |
| 13  | 補助金 | みんなだまちづくり課                                     | コミュニティ助成事業補助金      | 住民が自主的に行なう地域コミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識の向上を目的とし、当該団体が活動に必要な備品・設備等の購入費用の一部を補助する。 | ①コミュニティ組織<br>②自治会 | ①一般コミュニティ助成事業<br>活動に必要な備品・設備等の購入費用<br>(対象事業費1,000千円以上, 2,500千円上限)<br>②コミュニティセンター助成事業<br>集会施設の建設又は大規模修繕、当該施設に必要な備品・設備購入費用に対する助成(対象事業費の3/5以内, 15,000千円上限)<br><br>※①、②ともに(財)自治総合センターによる助成事業(10/10) | S 60  | 20,000            | 2,500             | △ 17,500 | コミュニティセンター助成事業の申請団体数の減                  |            |
| 14  | 補助金 | みんなだまちづくり課<br>上河内・河内地域自治センター<br>平石ほか10地区市民センター | 協働の地域づくり支援事業補助金    | 市民自らが考え実践する、市民協働の地域づくりを推進するため、地域社会づくりに資する活動に要する経費の一部を補助する。                        | 地域まちづくり組織         | 対象事業費のうち団体拠出金を除いた額  | H 15  | 67,160            | 69,029            | 1,869    | ・文化祭負担金(上河内・河内)を統合<br>・「地域みんなの夢実現事業」の廃止 |            |



(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課        | 名称                         | 目的等  | 交付先                     | 補助率等  | 創設年  | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A       | 備考         | H28<br>新設 |
|-----|-----|------------|----------------------------|--|-------------------------|---|------|-------------------|-------------------|-----------|------------|-----------|
| 15  | 補助金 | みんなでまちづくり課 | 宇都宮市民憲章推進協議会補助金            | 市民のまちづくりへの自主的で積極的な参画を促し、市民憲章が目指す「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現を推進するため、普及啓発等に要する経費の一部を補助する。            | 宇都宮市民憲章推進協議会            | 対象事業費の一部  | S 56 | 8,719             | 6,571             | △ 2,148   |            |           |
| 16  | 交付金 | 市民課        | 個人番号カード等関連事務交付金            | 地方公共団体情報システム機構に委任し、実施する通知カード及び個人番号カードに係る事務に要する費用に相当する金額を交付する。                                | 地方公共団体情報システム機構          | 対象事業費全額(国10/10)   | H 27 | 179,044           | 39,267            | △ 139,777 | カード発行見込数の減 |           |
| 17  | 補助金 | 男女共同参画課    | 平和啓発事業推進補助金                | 市民主体による平和啓発活動の更なる活性化を図り、平和行政の更なる推進のため、市民団体が実施する平和啓発事業の経費の一部を補助する。                            | 市内において平和啓発事業を実施する団体     | 対象事業費から団体運営費を除いた額(上限額:30千円)   | H 21 | 60                | 60                | 0         |            |           |
| 18  | 補助金 | 男女共同参画課    | 宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会活動補助金     | 人権擁護委員の活動の円滑化を図り、人権思想の高揚を目指す人権擁護運動の進展と、市民福祉の向上のため、事業の経費を補助する。                                | 宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会       | 対象事業費全額   | S 30 | 352               | 352               | 0         |            |           |
| 19  | 交付金 | 男女共同参画課    | 平和のつどい実行委員会交付金             | 市民一人ひとりに平和を求める心を醸成することにより、戦争の悲惨さと平和の尊さへの意識高揚を図るため、平和のつどいの開催に要する経費を交付する。                      | 宇都宮市平和のつどい実行委員会         | 対象事業費全額   | H 12 | 400               | 400               | 0         |            |           |
| 20  | 交付金 | 男女共同参画課    | 平和親善大使広島派遣事業交付金            | 原爆被害の実態と戦争の悲惨さを知ってもらい、後世に伝えるとともに、平和の尊さへの意識高揚を図るため、平和教育の一環として実施する中学生の広島派遣に要する経費を交付する。         | 宇都宮市平和親善大使広島派遣事業実行委員会   | 対象事業費全額   | H 12 | 2,534             | 2,534             | 0         |            |           |
| 21  | 補助金 | 男女共同参画課    | 女性団体連絡協議会補助金               | 女性の社会参画の推進及び地位向上を図るため、研修会、講演会の開催、機関紙の発行等に要する経費の一部を補助する。                                      | 宇都宮市女性団体連絡協議会           | 対象事業費の1/2以内   | S 62 | 437               | 437               | 0         |            |           |
| 22  | 補助金 | 男女共同参画課    | 男女共同参画社会の実現を目指すつのみや市民会議補助金 | 男女共同参画社会を実現するため、研究会、学習会、講演会の開催、機関紙の発行等に要する経費の一部を補助する。  | 男女共同参画社会の実現を目指すつのみや市民会議 | 対象事業費の1/2以内   | H 9  | 401               | 401               | 0         |            |           |
| 23  | 補助金 | 男女共同参画課    | 民間団体DV被害者支援事業補助金           | DV被害者とその家族の保護及びDV被害者の早期生活再建・自立を図るため、民間団体が行っているDV被害者支援事業の経費を補助する。                             | 認定特定非営利活動法人ウイメンズハウスとちぎ  | 対象事業費の1/2<br>・民間シェルター事業(上限額:500千円)<br>・ステップハウス事業(上限額:200千円)<br>・自助グループ事業(上限額:100千円) | H 22 | 800               | 800               | 0         |            |           |
| 24  | 交付金 | 男女共同参画課    | ときめく未来へ参画会議交付金             | 市民協働による男女共同参画社会実現に向けた実践的な展開を研究・討議するとともに、広く市民に男女共同参画社会の理解を求めるために開催する「ときめく未来へ参画会議」に要する経費を交付する。 | ときめく未来へ参画会議実行委員会        | 対象事業費全額   | H 20 | 506               | 506               | 0         |            |           |
| 25  | 補助金 | 国際交流プラザ    | 国際交流協会補助金                  | 市国際交流協会の運営基盤の安定を図り、市民主体の国際交流や国際理解を促進するため、運営費及び外国人住民のための日本語教室など公共性の高い自主事業経費の一部を補助する。          | 特定非営利活動法人宇都宮市国際交流協会     | ・事務局員3名分の人件費及び事務費(上限額:700千円)<br>・対象自主事業費の1/2以内(上限額:550千円)                           | H 9  | 12,162            | 12,108            | △ 54      |            |           |



(単位:千円)

| No.              | 種 類 | 担 当 課    | 名 称         | 目 的 等   | 交 付 先                                       | 補 助 率 等   | 創 設 年 | H27当初<br>予算額<br>A | H28当初<br>予算額<br>B | B-A       | 備 考 | H28<br>新 設 |
|------------------|-----|----------|-------------|---|---|---|-------|-------------------|-------------------|-----------|-----|------------|
| 26               | 補助金 | 国際交流プラザ  | 市民交流活動推進補助金 | 姉妹・文化友好都市との交流事業、外国人住民の自立化支援事業及び国際理解・国際協力事業を行う民間団体の事業を支援することにより、市民主体の国際交流の促進を図るため、事業に係る経費の一部を補助する。 | 姉妹・文化友好都市との交流事業、自立化支援事業及び国際理解・国際協力事業を行う民間団体 | 対象事業費の1/2以内<br>・姉妹・文化友好都市との交流事業(上限額:145千円)<br>・自立化支援事業及び国際理解・国際協力事業(上限額:50千円) | H 13  | 345               | 295               | △ 50      |     |            |
| 27               | 交付金 | 議会事務局総務課 | 政務活動費交付金    | 議員の調査研究に資するため、地方自治法第100条第14項から16項の規定に基づき交付する。   | 市議会会派(所属議員が1人の場合を含む)                        | 1人あたり月100千円   | H 13  | 53,900            | 54,000            | 100       |     |            |
| 都市経営・自治分野 合計 27件 |     |          |             |   |   |   |       | 521,517           | 344,536           | △ 176,981 | 千円  |            |

# 參考資料



平成27年度で終了した補助金等一覧

(単位:千円)

| No. | 種類  | 担当課        | 名称                         | 目的等   | 交付先                            | 補助率等   | 創設年  | H27当初予算額 | 備考                              |
|-----|-----|------------|----------------------------|---|--------------------------------|--|------|----------|---------------------------------|
| 1   | 補助金 | みんなであちづくり課 | 自治会活動参加促進事業補助金             | 自治会の活性化に必要な「自治会の重要性の理解を図り、加入を勧めること」と「自治会の魅力を高め、自治会への関心向上と参加意識の醸成を図ること」に自ら取り組む自治会に対し、実践しやすい環境づくりの創出を目的とするため、実施する新規事業費の一部を補助する。 | 単位自治会                          | 対象事業費の8割<br>(上限額:100千円)                        | H 26 | 3,000    | 事業の終了に伴う廃止                      |
| 2   | 補助金 | 障がい福祉課     | 工賃向上アドバイザー派遣事業補助金          | 障がい者の工賃水準の向上を図るため、障がい者支援施設等の経営や商品開発、販路拡大等に関する専門知識を有するアドバイザー派遣に要した経費を補助する。   | 就労継続支援B型事業所等                   | 20千円/1事業所                                      | H 26 | 100      | 「工賃向上ステップアップ事業」へリニューアルすることに伴う廃止 |
| 3   | 補助金 | 保育課        | 教育・保育施設等運営費補助金(保育所地域活動事業費) | 民間の教育・保育施設等において地域の特性に応じた幅広い保育活動を推進するため、その費用の一部を補助する。  | 教育・保育施設等を設置経営する社会福祉法人等         | 1事業 上限額:60千円<br>2事業 上限額:130千円<br>3事業 上限額:200千円 | H 1  | 10,390   | 子ども・子育て支援新制度における施設型給付への移行に伴う廃止  |
| 4   | 補助金 | 環境政策課      | 住宅用高効率給湯器設置費補助金            | 住宅用高効率給湯器の普及を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図るため、設置費の一部を補助する。  | 自ら居住する市内の住宅に高効率給湯器を設置する者       | 定額補助<br>高効率給湯器:10千円/台<br>補助件数:800件             | H 21 | 8,000    | 「家庭向け低炭素化普及促進補助金」へ統合することに伴う廃止   |
| 5   | 負担金 | 環境政策課      | エコ・もりフェア共催負担金              | 環境問題に関する情報の提供と体験などを通じて、環境保全に関する市民の意識啓発を図るため、共催費用の一部を負担する。   | 栃木県エコ・もりフェア実行委員会               | 事業費から寄附金収入等を除いた額を構成団体(市、県等)で負担<br>(上限額:50千円)   | H 1  | 85       | 栃木県エコ・もりフェア実行委員会の解散に伴う廃止        |
| 6   | 補助金 | 商工振興課      | 勤労者福利厚生事業補助金               | 勤労者の健全な育成と教養文化の向上を図るため、市内に事業所のある労働組合で組織する団体が実施する福利厚生事業等に要する経費の一部を補助する。  | 宇都宮地区労働組合会議、<br>連合栃木宇河地域協議会    | 対象事業費の1/3以内                                    | S 44 | 749      | 「勤労者健全育成事業補助金」へリニューアルすることに伴う廃止  |
| 7   | 補助金 | 商工振興課      | 中小企業福祉事業補助金                | 中小企業従業員の福祉の向上を図るため、中小企業集団が共同で実施する福利厚生事業や文化・教養活動事業等に要する経費の一部を補助する。   | 瑞穂野工業団地協同組合、<br>宇都宮ビジネスパーク協同組合 | 対象事業費の1/3以内                                    | S 63 | 470      | 「勤労者健全育成事業補助金」へリニューアルすることに伴う廃止  |
| 8   | 補助金 | 観光交流課      | 栃木SCクラブハウス建設費補助金           | 本市をホームタウンとする栃木SCのJ1クラブライセンス取得を支援するため、クラブハウス建設費の一部を補助する。   | 株式会社栃木サッカークラブ                  | 対象経費の1/3以内                                     | H 27 | 15,000   | 事業の終了に伴う廃止                      |

| No.                      | 種類  | 担当課   | 名称                          | 目的等  | 交付先                       | 補助率等                    | 創設年  | H27当初予算額 | 備考               |
|--------------------------|-----|-------|-----------------------------|--|---------------------------|-------------------------|------|----------|------------------|
| 9                        | 補助金 | 観光交流課 | ふるさと宮まつり開催委員会事業(記念事業)補助金    | 第40回目を迎える「ふるさと宮まつり」において、5年ごとに実施している記念事業に要する経費の一部を補助する。 | ふるさと宮まつり開催委員会             | 対象事業費の1/2以内             | H 27 | 1,650    | 事業の終了に伴う廃止       |
| 10                       | 補助金 | 学校教育課 | 第70回関東都県算数・数学教育研究大会栃木大会補助金  | 関東都県算数・数学教育研究大会栃木大会の開催及び円滑な運営のため大会開催経費を補助する。           | 関東都県算数・数学教育研究大会栃木大会実行委員会  | 事業に要する経費(上限:50千円)       | H 27 | 50       | 事業の終了に伴う廃止       |
| 11                       | 補助金 | 学校教育課 | 第55回関東甲信越静地区造形教育研究大会栃木大会補助金 | 関東甲信越静地区造形教育研究大会栃木大会の開催及び円滑な運営のため大会開催経費を補助する。          | 関東甲信越静地区造形教育研究大会栃木大会実行委員会 | 事業に要する経費(上限:50千円)       | H 27 | 50       | 事業の終了に伴う廃止       |
| 12                       | 補助金 | 学校健康課 | 小学校米飯給食(委託加工)事業補助金          | 各校が均衡の取れた米飯給食を実施するため、自校炊飯より割高な委託炊飯に対し、炊飯加工賃の一部を補助する。   | 宇都宮市立中央小学校給食委員会代表ほか16名    | 加工賃×実施回数×委託加工実施校児童数×93% | S 53 | 11,526   | 自校炊飯設備の整備完了に伴う廃止 |
| 13                       | 補助金 | 学校健康課 | 平成27年度関東中学校バスケットボール大会開催補助金  | 関東中学校バスケットボール大会の開催及び円滑な運営のため大会開催経費を補助する。               | 栃木県中学校体育連盟                | 対象事業費の全額(上限額:県補助金額の1/2) | H 27 | 25       | 事業の終了に伴う廃止       |
| 14                       | 補助金 | 学校健康課 | 第60回関東中学校保健体育研究協議会栃木大会開催補助金 | 関東中学校保健体育研究協議会栃木大会の開催及び円滑な運営のため大会開催経費を補助する。            | 関東中学校保健体育研究協議会栃木大会実行委員会   | 対象事業費の全額(上限額:県補助金額の1/2) | H 27 | 150      | 事業の終了に伴う廃止       |
| 平成27年度で終了した補助金等一覧 合計 14件 |     |       |                             |  |                           |                         |      | 51,245   | 千円               |

交付にあたり市税等完納条件のある補助金等一覧

| No. | 担当課        | 名称                           | 目的等  | 交付先                                    |
|-----|------------|------------------------------|--|--|
| 1   | みんなでまちづくり課 | 市民活動助成事業補助金                  | 市民活動団体の自立化及び活発化を促進し、市民自身が市民活動を支える社会環境を醸成するため、市民活動助成基金を財源として、新規事業への取り組み及び事業の拡充に必要な経費の一部を補助する。   | 宇都宮市内で活動する5名以上で構成され、規約又は会則の定めのある市民活動団体 |
| 2   | 男女共同参画課    | 平和啓発事業推進補助金                  | 市民主体による平和啓発活動の更なる活性化を図り、平和行政の更なる推進のため、市民団体が実施する平和啓発事業の経費の一部を補助する。                              | 市内において平和啓発事業を実施する団体                    |
| 3   | 保健福祉総務課    | やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり公共的施設整備費補助金 | 福祉のまちづくり条例の基準に沿った整備をする際の負担軽減を図るため、公共的施設の整備を行う事業者に対して、整備に係る費用の一部を補助する。                          | バリアフリー整備を行う事業者(法人・個人を問わず)              |
| 4   | 保健福祉総務課    | 社会福祉施設小規模整備費補助金              | 社会福祉施設の利便性の向上を図るため、施設の拡充・安全性の向上等の小規模の施設整備に係る経費の一部を補助する。  | 社会福祉法人                                 |
| 5   | 保健福祉総務課    | 障がい者福祉施設整備費補助金               | 障がい者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域社会で居住生活、一般就労など自立した生活を営むことができる施設を確保するため、社会福祉法人による障がい者施設の整備に係る経費の一部を補助する。 | 障がい者施設を整備する社会福祉法人                      |
| 6   | 保健福祉総務課    | 独立行政法人福祉医療機構貸付金利子補給金         | 社会福祉施設等の整備を促進するため、社会福祉法人が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金に対して、その年度内の利子額の一部を補助する。                          | 社会福祉法人                                 |
| 7   | 保健福祉総務課    | 地域密着型サービス拠点等整備費補助金           | 要介護者に適切な介護サービスを提供し、介護保険事業を円滑に運営するため、社会福祉法人等による地域密着型サービス事業所等の整備に係る経費の一部を補助する。                   | 地域密着型サービス事業所等を整備する社会福祉法人等              |
| 8   | 保健福祉総務課    | 老人福祉施設等整備費補助金                | 要介護高齢者に適切な介護サービスを提供し、介護保険事業を円滑に運営するため、社会福祉法人による老人福祉施設の整備に係る経費の一部を補助する。                         | 老人福祉施設を整備する社会福祉法人                      |
| 9   | 生活福祉第1課    | 救護施設産休等代替職員費補助金              | 救護施設の健全な施設運営を確保し、被保護者への処遇の充実を図るため、産休等代替職員雇用費を補助する。   | 救護施設                                   |

| No. | 担当課    | 名称                          | 目的等  | 交付先                    |
|-----|--------|-----------------------------|--|------------------------|
| 10  | 高齢福祉課  | 高齢者にやさしい住環境整備事業費補助金         | 在宅で介護保険の要介護・要支援の認定を受けている高齢者の住環境の整備を促進するため、住宅改良に要する経費の一部を補助する。                        | 当該高齢者または当該高齢者と生計を一にする者 |
| 11  | 高齢福祉課  | はいかい高齢者等家族支援事業補助金           | 徘徊している高齢者等の早期発見と安全確保、介護者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、徘徊高齢者等を在宅で介護するものに対し、位置探索システムの利用料の一部を補助する。 | 徘徊高齢者の介護者              |
| 12  | 保険年金課  | 国民健康保険人間ドックおよび脳ドック健診料金補助金   | 疾病の早期発見・早期治療により被保険者の健康の保持増進と国民健康保険事業の医療費の適正化を図るため、健診料金の一部を補助する。                      | 国民健康保険被保険者(40～74歳)     |
| 13  | 保険年金課  | 後期高齢者医療 人間ドックおよび脳ドック健診料金補助金 | 疾病の早期発見・早期治療により被保険者の健康の保持増進と後期高齢者医療に係る医療費の適正化を図るため、健診料金の一部を補助する。                     | 後期高齢者医療被保険者            |
| 14  | 生活衛生課  | 飼い犬等不妊手術費補助金                | 飼い犬等が不必要に繁殖して不当に捨てられることを防止するとともに、動物愛護思想を高めていくため、不妊手術費の一部を補助する。                       | 不妊手術を受けた犬・猫の飼い主である市民   |
| 15  | 子ども家庭課 | 児童福祉施設等産休等代替職員雇用費補助金        | 児童福祉施設等の入所児童の処遇の向上を図るため、職員が産休等を取得する際の、代替職員の雇用に要する費用の一部を補助する。                         | 児童福祉施設等を設置経営する社会福祉法人等  |
| 16  | 保育課    | 独立行政法人福祉医療機構貸付金利子補給金        | 社会福祉施設等の整備を促進するため、社会福祉法人が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金に対して、その年度内の利子額の一部を補助する。                | 社会福祉法人                 |
| 17  | 保育課    | 社会福祉施設小規模整備費補助金             | 社会福祉施設の利便性の向上を図るため、施設の拡充・安全性の向上等の小規模の施設整備に係る費用の一部を補助する。                              | 社会福祉法人                 |
| 18  | 保育課    | 児童福祉施設整備費補助金                | 待機児童の解消及び老朽化した園舎の増改築等により定員増や保育室等の環境を改善するため、保育所等の整備を行う社会福祉法人等に対し費用の一部を補助する。           | 保育所等を整備する社会福祉法人等       |
| 19  | 保育課    | 地域型保育事業施設整備費補助金             | 地域型保育事業の認可を目指す施設に対して、認可基準を満たすために必要な整備に要する費用の一部を補助する。                                 | 地域型保育事業を実施しようとする法人等    |



| No. | 担当課 | 名称                              | 目的等  | 交付先                          |
|-----|-----|---------------------------------|--|------------------------------|
| 20  | 保育課 | 一時預かり事業費補助金                     | 児童福祉の向上を図るため、児童の一時預かりを実施する民間の教育・保育施設等に対し、その費用を補助する。                        | 教育・保育施設等を設置経営する社会福祉法人等       |
| 21  | 保育課 | 地域子育て支援拠点事業費補助金                 | 地域における子育て家庭に対する支援を推進するため、その費用を補助する。  | 事業を実施している社会福祉法人等             |
| 22  | 保育課 | 教育・保育施設等運営費補助金(延長保育事業費)         | 保護者の就労形態の多様化等に伴う、時間外保育の需要に対応するため、民間の教育・保育施設等に対し、その費用を補助する。                 | 教育・保育施設等を設置経営する社会福祉法人等       |
| 23  | 保育課 | 教育・保育施設等運営費補助金(乳幼児保育担当保育士増員費)   | 民間の教育・保育施設等の1歳児の処遇を充実させるため、及び保育士を安定的かつ継続的に雇用するため、その費用の一部を補助する。             | 教育・保育施設等を設置経営する社会福祉法人等       |
| 24  | 保育課 | 教育・保育施設等運営費補助金(日本スポーツ振興センター加入費) | 災害給付金を確保することにより、児童福祉の向上を図るため、その費用を民間の教育・保育施設等に対して補助する。                     | 教育・保育施設等を設置経営する社会福祉法人等       |
| 25  | 保育課 | 教育・保育施設等運営費補助金(民間保育所代替職員雇用費)    | 民間の教育・保育施設等の入所児童の処遇の向上を図るため、職員が産休等を取得する際の、代替職員の雇用に要する費用の一部を補助する。           | 教育・保育施設等を設置経営する社会福祉法人等       |
| 26  | 保育課 | 教育・保育施設等運営費補助金(保育士等人材確保費)       | 民間の教育・保育施設等において、多様なニーズに対応できる経験豊富な保育士等を安定的に確保するため、その費用の一部を補助する。             | 教育・保育施設等を設置経営する社会福祉法人等       |
| 27  | 保育課 | 教育・保育施設等運営費補助金(発達支援児保育事業費)      | 民間の教育・保育施設等において心身に障がいをもつ児童の入所を推進し、発達支援児の処遇の向上を図るため、人件費や施設整備費などの費用の一部を補助する。 | 教育・保育施設等を設置経営する社会福祉法人等       |
| 28  | 保育課 | 民間育児施設運営費補助金                    | 児童福祉の向上を図るため、認可保育所以外の民間育児施設の運営費の一部を補助する。                                   | 認可保育所の補完施設として運営する個人、任意団体     |
| 29  | 保育課 | 私立幼稚園就園奨励費補助金                   | 幼児教育の振興と保護者の経済的負担を軽減するため、保育料等の一部を補助する。                                     | 私立幼稚園(施設型給付を受けない)に通園する園児の保護者 |

| No. | 担当課   | 名称                       | 目的等   | 交付先   |
|-----|-------|--------------------------|---|---|
| 30  | 環境政策課 | 家庭向け低炭素化普及促進補助金          | 電力の自家消費を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図るため、設置費等の一部を補助する。  | 自ら居住する市内の住宅に当該システムを設置する者                              |
| 31  | ごみ減量課 | コンポスト容器及び電動式生ごみ処理機設置費補助金 | 家庭系生ごみの堆肥化を促進し、焼却ごみの減量を図るため、購入費用の一部を補助する。   | コンポスト容器又は電動式生ごみ処理機を購入した者                              |
| 32  | 産業政策課 | 販路開拓支援事業補助金              | 市内の産業に関する事業者等の、新たな販路や取引先、事業提携先等の開拓を支援するため、一定以上の規模の展示会等に製品などを出展する経費の一部を補助する。                             | ①単独の中小企業者等<br>②2者以上の中小企業者等により構成された団体もしくは協同組合          |
| 33  | 産業政策課 | 新産業創出支援事業補助金             | 次世代モビリティ分野や環境・エネルギー分野、医療・健康福祉分野における革新的な技術・アイデアにより新たな産業の創出を図るため、中小企業の新製品・新技術の研究開発に要する経費の一部を補助する。         | 次世代モビリティ分野、環境・エネルギー分野、医療・健康福祉分野において、新製品の開発等を行うとする中小企業 |
| 34  | 産業政策課 | UJIターン起業促進補助金            | 社会情勢の変化に対応し、持続可能な活力あるまちづくりを推進するため、本市へのUJIターンによる新規開業や新事業の創出を行おうとする者に対して、法人設立や事業拠点、生活拠点の確保に要する経費の一部を補助する。 | UJIターンにより起業する者等                                       |
| 35  | 産業政策課 | 大谷石利用促進事業補助金             | 大谷石への愛着の醸成や大谷石への印象の向上を図ることにより、大谷石の利用を促進するため、一般住宅・店舗等の新增築、改築などの際に内外装材として大谷石を使用した場合の工事に係る経費の一部を補助する。      | 内外装材に大谷石を使用する建築物の建築主等                                 |
| 36  | 産業政策課 | 大谷特性活用支援事業補助金            | 大谷地域資源を積極的に活用した地域産業を創出するため、大谷石の特性を活かした新製品等の研究開発に向けた取組に要する経費の一部を補助する。                                    | 大谷石の特性を活かした新商品、新製品などの創出に向けた取組を行おうとする者                 |
| 37  | 商工振興課 | 中小企業退職金共済制度加入促進補助金       | 市内中小企業の制度加入を促進し、中小企業で働く従業員の福祉の向上と雇用の安定を図るため、中小企業退職金共済制度の掛金の一部を補助する。                                     | 中小企業退職金共済事業本部と新規に共済契約を結んだ市内の事業主                       |
| 38  | 商工振興課 | 就職困難者雇用奨励金               | 就職が困難な求職者の雇用機会の創出を図るため、就職困難者(国の「トライアル雇用奨励金」「特定求職者雇用開発助成金」受給者及び、事業主都合による離職者等)を6か月以上雇用した事業主に対して補助する。      | 中小事業主   |
| 39  | 商工振興課 | 信用保証料補助金                 | 中小企業者向けの融資を円滑化するため、債務保証に係る保証料を補助する。   | 栃木県信用保証協会   |

| No. | 担当課   | 名称                     | 目的等   | 交付先                     |
|-----|-------|------------------------|---|-------------------------|
| 40  | 商工振興課 | 市町村特別保証制度負担金           | 中小企業向けの融資を円滑化するため、中小企業者が負担する債務保証に係る保証料の一部を負担する。   | 栃木県信用保証協会               |
| 41  | 商工振興課 | 特許権等取得促進事業費補助金         | 中小企業の製品及びサービス、技術の開発を促進するため、産業財産権出願経費等の一部を補助する。  | 特許等の産業財産権を出願した中小製造業等    |
| 42  | 商工振興課 | 中小企業高度化設備設置補助金         | 中小企業の振興を図るため、技術の高度化・合理化を促進する設備を設置した場合に、その取得額の一部を補助する。   | 製造業、特定サービス業の業種に該当する中小企業 |
| 43  | 商工振興課 | 企業立地補助金・企業定着促進拡大再投資補助金 | 企業の誘致及び域内再配置を促進し、本市産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、土地・建物や設備に対する取得額の一部を補助する。   | 市内の工業団地等に立地・増設・建替えを行う企業 |
| 44  | 商工振興課 | 中心商業地出店等促進事業補助金        | 中心商業地において、長期間空き店舗となることによる近隣の商業力低下を防止するため、新規出店等に要する経費の一部を補助する。   | 宇都宮商工会議所                |
| 45  | 観光交流課 | 観光振興促進事業補助金            | ①市内全域において体験型観光を推進するため、体験型観光施設の整備に要する費用の一部を補助する。<br>②大谷地域における観光客の利便性向上のため、新たに飲食店または土産品店を出店する場合に、その施設整備費の一部を補助する。 | 各事業者                    |
| 46  | 農業企画課 | 担い手育成金事業補助金            | 新規就農から5年間の頑張りを評価し、高い評価を受けた新規就農者に対し、補助する。  | 認定新規就農者                 |
| 47  | 農業企画課 | 市単独農業近代化資金等利子補給金       | 農業者の資本装備の高度化を図り、農業経営の近代化に資するため、農業者等が行う農業施設整備などに対し、農業協同組合等が貸し付ける資金が低利で融通されるよう、融資機関に対し利子補給をする。                    | 宇都宮農業協同組合、融資機関          |
| 48  | 農業企画課 | 農業近代化資金等利子補給金          | 農業者の資本装備の高度化を図り、農業経営の近代化に資するため、農業者等が行う農業施設整備などに対し、農業協同組合等が貸し付ける資金が、長期かつ低利で融通されるよう融資機関に対し利子補給をする。                | 宇都宮農業協同組合、融資機関          |
| 49  | 農業企画課 | 農業経営基盤強化資金利子補給金        | 認定農業者が実施する農業経営改善のための農地取得や農業施設整備などに対し、日本政策金融公庫が貸し付ける資金が、低利で融通されるよう、借受者に対し利子補給をする。                                | 農業者等                    |

| No. | 担当課     | 名称                     | 目的等   | 交付先                 |
|-----|---------|------------------------|---|---------------------|
| 50  | 農業企画課   | 土地利用型農業生産施設等整備事業補助金    | 営農環境の整備を促進し、経営規模を積極的に拡大する農業者を育成するため、収穫機等の機械購入費用の一部を補助する。  | 営農集団等               |
| 51  | 農林生産流通課 | 環境保全型農業生産振興対策事業補助金     | 資源循環型社会の構築に向けた生産環境を整備し、環境保全型農業を推進する園芸農家等の育成を図るため、農業用廃ビニールの適正処理を実施する事業主体に対し、事業費の一部を補助する。   | 宇都宮市農業用廃ビニール処理対策協議会 |
| 52  | 農林生産流通課 | 園芸作物生産施設等整備事業補助金       | 競争力の高い園芸産地として市場における優位性の確保や、稲作中心の生産から、園芸作物との生産の複合化を図り、農業経営の安定化を図るため、生産施設等の整備に係る費用の一部を補助する。   | 営農集団、認定就農者、認定農業者    |
| 53  | 農林生産流通課 | 人と環境にやさしい農業生産推進事業補助金   | 環境と調和のとれた農業生産を推進するため、環境負荷を低減させる施設や設備の導入に係る経費の一部を補助する。   | 営農集団等               |
| 54  | 農林生産流通課 | 土地利用型農業低コスト化機械等整備事業補助金 | 営農環境の整備を促進し、効率的、安定的な土地利用型農業経営者を育成するため、収穫機等の機械購入費用の一部を補助する。  | 営農集団等               |
| 55  | 農林生産流通課 | 優良繁殖雌牛導入事業補助金          | 和牛繁殖農家の基盤強化と優良な和牛素牛の生産拡大を図るため、良質な肉を生産する遺伝子を受け継いだ繁殖雌牛を導入する経費の一部を補助する。  | 宇都宮農業協同組合和牛改良部会     |
| 56  | 農林生産流通課 | 宇都宮牛復興プロジェクト補助金        | ①宇都宮牛の更なる品質の向上や歩留まりの良い牛(俵牛)づくりを促進するため、血液検査などの科学的飼養管理技術導入などに要する費用の一部を補助する。<br>②全国規模の共励会において日本一を獲得し、更なるブランド力の向上を図るため、優良な系統の肥育素牛の導入費用の一部を補助する。 | 宇都宮農業協同組合宇都宮牛肥育部会   |
| 57  | 農林生産流通課 | イノシシ対策事業補助金            | 深刻な農林業被害や環境被害を及ぼしているイノシシ(イノブタ)の個体数を減少させるため、狩猟免許取得経及びわな・防護柵の購入に係る経費の一部を補助する。   | 事業を実施する団体・個人        |
| 58  | 農林生産流通課 | 元気な森づくり里山林整備事業補助金      | 森林の有する公益的機能を発揮させ、元気な森林を次の世代に引き継いでいくため、自治会や各種団体等が取り組む元気な森づくり推進事業の経費を補助する。  | 自治会や各種団体            |
| 59  | 農林生産流通課 | 民有林整備事業補助金             | 森林の持つ多面的機能の発揮と優良材の生産を図るため、民有林の保育・間伐等の森林整備の計画的な推進に要する費用の一部を補助する。   | 宇都宮市森林組合等           |

| No. | 担当課     | 名称              | 目的等   | 交付先                                  |
|-----|---------|-----------------|---|--------------------------------------|
| 60  | 農林生産流通課 | 林道等整備事業補助金      | 林業の生産性の向上と林業経営の安定を図るため、排水改良及び路面整備・交通安全対策等に要する経費の一部を補助する。  | 宇都宮市森林組合                             |
| 61  | 農林生産流通課 | 林業施設災害復旧補助金     | 災害が発生した場合に、施設の復旧に要する費用を補助する。  | 宇都宮市森林組合                             |
| 62  | 建築指導課   | 耐震診断補助金         | 地震による人的・経済的被害を軽減するため、住宅の耐震化の促進策として、診断費用の一部を補助する。  | 昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者等               |
| 63  | 建築指導課   | 耐震改修補助金         | 地震による人的・経済的被害を軽減するため、住宅の耐震化の促進策として、改修及び建替え費用の一部を補助する。   | 昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者等               |
| 64  | 建築指導課   | アスベスト対策費補助金     | 市民のアスベストによる健康被害を防止するため、所有者等に対し、除去等費用の一部を補助する。   | 吹付アスベスト除去等を行った建物の所有者等                |
| 65  | 建築指導課   | 大規模建築物耐震診断等補助金  | 耐震改修促進法の改正に伴い、耐震診断が義務化された大規模建築物の耐震化の促進を図るため、耐震診断等事業に対して、その一部を助成する。                              | 耐震診断義務化対象大規模建築物の所有者                  |
| 66  | 建築指導課   | 大規模建築物耐震改修等補助金  | 耐震改修促進法の改定に伴い、耐震診断が義務化された大規模建築物の耐震化の促進を図るため、耐震改修等事業に対して、その一部を助成する。                              | 耐震診断義務化対象大規模建築物の所有者                  |
| 67  | 住宅課     | 若年夫婦・子育て世帯家賃補助金 | 持続可能な拠点づくりに向け、中心市街地エリア内の民間賃貸住宅のストック(空き家)を活用し、このエリア内に、新たに転居する若年夫婦及び子育て世帯に家賃補助を行い、中心市街地への居住促進を図る。 | ・いずれも40歳未満の夫婦世帯<br>・義務教育終了前の子どもがいる世帯 |
| 68  | 住宅課     | 住宅取得支援事業補助金     | 持続可能な拠点づくりに向け、中心市街地エリア内に新たに住宅を取得する世帯を対象に取得補助を行い、中心市街地への定住促進を図る。                                 | 中心市街地に新たに住宅を取得し、居住する世帯               |
| 69  | 住宅課     | 住宅改修事業補助金       | 良質な住まいの形成の促進を図るため、住宅の性能や機能を高める住宅改修工事費の一部を補助する。  | 居住する住宅、または空き家を改修し居住する際の住宅の改修工事を行う者   |

| No. | 担当課      | 名称               | 目的等  | 交付先   |
|-----|----------|------------------|--|---|
| 70  | 緑のまちづくり課 | 緑地保全元気な森づくり事業補助金 | 緑豊かな環境を将来に引き継いでいくため、緑地保全や緑化普及啓発を目的とした市民による森づくり活動事業に要する費用の一部を補助する。                                      | 市内で森づくり等を目的に活動している法人  |
| 71  | 生活排水課    | 浄化槽整備事業補助金       | 市街化調整区域のうち、下水道などが整備されない、または長期間整備されない地域(事業計画区域を除く)における快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助する。 | 市街化調整区域のうち、下水道などが整備されない、または長期間整備されない地域(事業計画区域を除く)で、専用住宅などに合併処理浄化槽を設置しようとする者 |
| 72  | 生活排水課    | 水洗便所改造資金利子補給金    | 農業集落排水の処理区域内の水洗化を進めるため、既設の便所を水洗便所に改造する工事に必要な資金の融資あっせんを行い、融資機関に対し利子相当額を補助する。                            | 足利銀行<br>栃木銀行<br>宇都宮農業協同組合   |





住めば  
愉快だ  
宇都宮

UTSUNOMIYA